

令和3年第4回与論町議会定例会会議録

目 次

会期日程	(3)
第1日(12月8日)	
開 会	5
開 議	5
会議録署名議員の指名	5
会期の決定	5
諸般の報告	5
陳情訂正	6
一般質問	6
南 有隆君	6
沖野一雄君	19
喜山康三君	33
大田英勝君	47
福地元一郎君	58
議案第50号 与論町立学校給食センター建設基金設置条例	62
議案第51号 与論町課設置条例の一部を改正する条例	65
議案第52号 与論町職員定数条例の一部を改正する条例	66
議案第53号 与論町手数料徴収条例の一部を改正する条例	67
議案第54号 与論町国民健康保険条例の一部を改正する条例	68
議案第55号 報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例	70
議案第56号 消防団員報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例	71
議案第57号 令和3年度与論町一般会計補正予算(第8号)	72
議案第58号 令和3年度与論町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)	76
議案第59号 令和3年度与論町介護保険特別会計補正予算(第2号)	77
議案第60号 令和3年度与論町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号) ..	79
議案第61号 令和3年度与論町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号) ..	80
議案第62号 令和3年度与論町水道事業会計補正予算(第1号)	81
議案第63号 与論町過疎地域持続的発展計画の策定について	83
議案第64号 与論町砂美地来館・総合運動場・結団公園運動広場・多目的屋 内運動場・B&G海洋センター(艇庫及びプール)・多目的運	

	動広場・クラブハウスの指定管理者の指定について	86
同意第 2 号	固定資産評価審査委員会委員の選任について（永野展秀）	88
同意第 3 号	固定資産評価審査委員会委員の選任について（田畑剛俊）	90
同意第 4 号	固定資産評価審査委員会委員の選任について（林 直美）	91
散 会		92

第 2 日（12 月 14 日）

議案第 6 5 号	与論町国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例	97
議案第 6 6 号	令和 2 年度与論町死亡獣畜処理センター備品購入（冷凍コンテナ一式）（繰越）	98
陳情第 7 号	皆田海岸入口道路（カーブ三叉路箇所）の拡張及び駐車場の整備について（環境経済建設常任委員長報告）	103
陳情第 1 3 号	令和 4 年度理科教育設備整備費等補助金予算計上についてのお願い（総務厚生文教常任委員長報告）	104
議員派遣の件		106
閉会中の継続審査・調査について		106
閉 会		106

令和3年第4回(12月)定例会会期日程

月 日	曜 日	日 程
12 月 8 日	水	全員協議会 本会議(開会、議案審議、一般質問) 常任委員会
12 月 9 日	木	常任委員会
12 月 10 日	金	
12 月 11 日	土	
12 月 12 日	日	
12 月 13 日	月	予備日(議事整理日)
12 月 14 日	火	議会運営委員会 全員協議会 本会議(閉会)

令和 3 年第 4 回与論町議会定例会

第 1 日

令和 3 年 1 2 月 8 日

令和３年第４回与論町議会定例会会議録
令和３年１２月８日（水曜日）午前９時００分開会

1 議事日程（第１号）

開会の宣告

第１ 会議録署名議員の指名

第２ 会期の決定

第３ 諸般の報告

第４ 陳情訂正

第５ 一般質問

第６ 議案第５０号 与論町立学校給食センター建設基金設置条例

第７ 議案第５１号 与論町課設置条例の一部を改正する条例

第８ 議案第５２号 与論町職員定数条例の一部を改正する条例

第９ 議案第５３号 与論町手数料徴収条例の一部を改正する条例

第１０ 議案第５４号 与論町国民健康保険条例の一部を改正する条例

第１１ 議案第５５号 報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

第１２ 議案第５６号 消防団員報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例

第１３ 議案第５７号 令和３年度与論町一般会計補正予算（第８号）

第１４ 議案第５８号 令和３年度与論町国民健康保険特別会計補正予算（第４号）

第１５ 議案第５９号 令和３年度与論町介護保険特別会計補正予算（第２号）

第１６ 議案第６０号 令和３年度与論町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）

第１７ 議案第６１号 令和３年度与論町農業集落排水事業特別会計補正予算（第１号）

第１８ 議案第６２号 令和３年度与論町水道事業会計補正予算（第１号）

第１９ 議案第６３号 与論町過疎地域持続的発展計画の策定について

第２０ 議案第６４号 与論町砂美地来館・総合運動場・結団公園運動広場・多目的屋内運動場・B＆G海洋センター（艇庫及びプール）・多目的運動広場・クラブハウスの指定管理者の指定について

第２１ 同意第２号 固定資産評価審査委員会委員の選任について（永野展秀）

第２２ 同意第３号 固定資産評価審査委員会委員の選任について（田畑剛俊）

第２３ 同意第４号 固定資産評価審査委員会委員の選任について（林 直美）

2 出席議員（１０人）

１番 南 有 隆 君

２番 原 栄 徳 君

3 番 林 敏 治 君
5 番 喜 山 康 三 君
7 番 大 田 英 勝 君
9 番 沖 野 一 雄 君

4 番 林 隆 壽 君
6 番 福 地 元一郎 君
8 番 野 口 靖 夫 君
10 番 高 田 豊 繁 君

3 欠席議員（0人） 欠員（0人）

4 地方自治法第121条による出席者（18人）

町 長 山 元 宗 君	副 町 長 久 留 満 博 君
教 育 長 町 岡 光 弘 君	総務企画課長 沖 島 範 幸 君
会計管理者兼会計課長 大 角 周 治 君	税 務 課 長 武 東 真奈美 君
町民福祉課長 田 畑 文 成 君	環 境 課 長 朝 岡 芳 正 君
農業委員会事務局長 久 野 泰 司 君	産業振興課長 山 下 秀 光 君
商工観光課長 松 村 靖 志 君	建 設 課 長 町 本 和 義 君
教育委員会事務局長 田 畑 博 徳 君	教育委員会生涯学習課長 川 上 嘉 久 君
水 道 課 長 仁 和 男 君	与論こども園長 富士川 智恵美 君
茶花こども園長 富 千加代 君	児童発達支援センター長 龍 野 勝 志 君

5 議会事務局職員出席者（2人）

事 務 局 長 町 健司郎 君 書 記 池 田 レ ミ 君

開会 午前9時00分

-----○-----

○議長（高田豊繁君） それでは、ただいまより令和3年第4回与論町議会定例会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（高田豊繁君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、1番南有隆君、5番喜山康三君を指名します。

-----○-----

日程第2 会期の決定

○議長（高田豊繁君） 日程第2、会期決定の件を議題にします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から12月14日までの7日間にしたいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から12月14日までの7日間に決定いたしました。

-----○-----

日程第3 諸般の報告

○議長（高田豊繁君） 日程第3、諸般の報告をいたします。

報告事項につきましては配付してありますが、その概要につきましては、事務局長に朗読させます。

なお、本会議に提出されました請願・陳情につきましては、請願・陳情文書表のとおり、関係常任委員会で審査をお願いいたします。

事務局長。

○議会事務局長（町 健司郎君） 諸般の報告をいたします。

監査委員から令和3年10月分の例月現金出納検査結果報告書、令和3年度定期監査の結果報告及び令和3年度財政援助団体等に対する監査の結果報告が提出されていますが、その写し（出納検査結果報告書については一部の写し）を配付してありますので、御一読ください。

なお、閉会中における町外での会議・活動等については、次のとおりです。

また、議会だよりについては、9月の定例会の内容を特集した「よろんちょう議会だより第141号」を全世帯及び関係機関等に配布してありますが、編集作業に

当たった広報委員をはじめ、御協力いただきました関係者の皆様に感謝申し上げます。

以上で報告を終わります。

○議長（高田豊繁君） これで諸般の報告を終わります。

-----○-----

日程第4 陳情訂正

○議長（高田豊繁君） 日程第4、陳情訂正の受理について。

皆田海岸入口道路（カーブ三叉路箇所）の拡張整備及び駐車場の整備について陳情訂正の申出がありました。議会運営委員会にて報告し、配付資料のとおり環境経済建設常任委員会に付託してあります。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。

-----○-----

日程第5 一般質問

○議長（高田豊繁君） 日程第5、一般質問を行います。

順番に発言を許します。

1 番、南有隆君。

○1 番（南 有隆君） おはようございます。それでは通告書に沿いまして一般質問をさせていただきます。

1 本町における環境の学びについて

(1) 本町において海洋教育が行われ島の環境を学んでいるが、どの程度浸透しているか伺いたい。

(2) 小笠原諸島の海底火山噴火で発生した軽石が島に漂着し多大な影響を及ぼしているが、対応や今後の対策はどのようなになっているか伺いたい。

2 空き家バンクの活用について

(1) 人口減少の要因の一つに住宅不足が指摘されていて、問題解決のために空き家バンクが設置されているが現在の利用状況を伺いたい。

よろしくお願いいたします。

○議長（高田豊繁君） 町岡教育長。

○教育長（町岡光弘君） まず最初に、本町における海洋教育についてお答えをいたします。

御承知のように与論町教育委員会は、令和元年度から日本財団による3年間の支援を受けて「海洋教育パイオニアスクールプログラム」を各学校に導入しました。

今、海洋教育は、茶花小学校においては海洋教育科の時間で、その他の学校においては主に総合的な学習の時間で進められており、町内の小・中・高等学校と地域が連携し、海そのものや海に囲まれた伝統・文化、海とともに生きる人々を題材とした探究活動が行われています。

例えば茶花小学校は、与論マラソンのウェルカムパーティーで与論町を紹介するプレゼンをしたり、島についての自作のパンフレットをJAL便での来島者に配付できるようにしたりするなど、充実した取り組みをしています。また、与論高校は、令和2年2月に東京大学で実施された第7回全国海洋教育サミットで「海との共生」について発表し、優秀賞を受賞しました。さらに令和3年2月には、観光PR動画のコンテスト「観光甲子園2020」で、全国429点の応募から、決勝6チームに与論高校の2チームが選ばれました。

海洋教育プログラムの初年度は、教育委員会主導でしたが、令和2年度からは、「海洋教育推進協議会」を立ち上げ、町ぐるみの取り組みを目指して活動しています。協議会の構成員には、学校以外にも、役場商工観光課・環境課、ヨロンSC、与論町漁業協同組合、海の再生ネットワークよろん、ヨロン島観光協会、E-Yorron、海謝美、あんまあ〜ずなどの各種団体の代表者等が名を連ねています。また、海洋教育の発表の場である「ヨロン海洋教育フェア」には、与論ライオンズクラブ等の御協力・御支援もいただいているところです。

このような取り組みにより、学校関係者、保護者、地域の関係団体の方々における海洋教育への理解は進んでいると思う一方で、「海洋教育は海についてだけの勉強である」といった認識も依然として残っていると感じています。海洋教育が正しく理解されるためにも、教育委員会だより「誠風」や、広報「よろん」等にも啓発資料を掲載して理解促進を図っているところですが、まだまだ町全体には浸透していないと感じています。

与論町の海洋教育の目標は、「与論町の子供たちを、与論の海そのものや海に守られた伝統・文化、海の恵み・畏れと共に生きる人々の姿に対峙させ、『海と共にある与論で自分はどう生きるか』という問いをもたせる」ことです。そして、その問いを探究することを通して「島だち」後の社会を生きていく力を身につけさせることを目指しています。海洋教育の推進は、新学習指導要領の求める「主体的・対話的で深い学び」を実現することと合致するものです。このように海洋教育についての理解を町全体に広げ、将来、島の内外でたくましく生き抜く子供を町民ぐるみで育てたいと考えます。

○議長（高田豊繁君） 町長。

○町長（山 元宗君） それでは、御質問の軽石について対応や今後の対策についてお

答えを申し上げます。

本町への軽石漂着が10月13日に確認されてから、風向きや潮流により状況は変わってまいりますが、ほぼ島内全域の沿岸に多大な影響を及ぼしています。

本町においては、10月30日に与論町漂流物対策本部を設置し、各関係機関と協議しながら対策を進めているところです。

具体的な対応につきましては、港湾区域や漁港は重機等を中心に回収作業を行い、その他の海岸につきましては、ボランティア活動用にフレコンバッグの設置を行い、小型移動式クレーンによる定期的な回収を行っているところです。

11月26日現在、約6,800立米の軽石を回収していますが、今後も軽石の漂着状況を把握しながら継続していくよう努めてまいります。

また、本町に漂着した軽石によって、漁業の操業や給油タンカーによる燃料等の荷入れ作業等に影響が出るなど、予想外の被害を受けている状況にあります。特に燃料等の確保につきましては島全体の生活に直結することから、経済的影響のある港湾、漁港施設内における軽石の除去作業を最優先とし、国土交通省や鹿児島県による軽石の除去作業における技術支援をはじめ、町内の各関係機関等で対策を進め、ガス・重油等の燃料確保に努めてきたところです。

また、今月7日からサトウキビの搬入も開始されているところであり、製糖工場の操業への影響も懸念される冷却用海水取水口の軽石流入防止として、オイルフェンスを設置し対策を行ったところです。

観光名所である大金久海岸につきましては、県の支援を受け重機等で除去作業を行うこととしており、その他一般海岸等に漂着した軽石の除去作業についても、今後、町内建設業者等の協力を得ながら除去作業を進めてまいりたいと考えています。

次に、空き家バンクの活用についてです。

与論町空き家バンク制度につきましては、町内に有する空き家の有効活用を通して、本町への移住及び定住の促進による地域の活性化を図る目的で、平成28年10月1日に設置しています。空き家バンクは、空き家の売却又は賃貸を希望する所有者等からの申し込みを受けて、空き家バンクに登録した空き家物件を利用希望者に対し、情報提供している制度となります。現在の本制度の利用状況は、空き家バンク物件登録数が11件、うち9件が入居済みとなっています。また、11月25日現在においては、入居希望者登録数が12世帯となっており、近年、移住者等の住宅情報に関する問い合わせが増えてきている状況です。

本年度においては、鹿児島県の地域活性化協働推進事業を活用し、町内の空き家の実態調査を実施しており、次年度以降に空き家の改修事業等を推進してまいりたいと考えています。併せて、現在実施している住宅整備支援事業や移住者住宅支援

事業に係る補助事業を推進するとともに、空き家バンク制度の活用を図りながら住宅確保に努めてまいりたいと存じます。

○議長（高田豊繁君） 1番、南有隆君。

○1番（南 有隆君） それでは、質問事項1から深掘りさせていただきます。1と2は併せて質問させていただきます。

まず、この海洋教育については、私も初めは海洋教育と聞くと、本当に海だけのことなのかなと思ひまして、でも与論は実際海がなければ観光は成り立たないと思います。海＝観光です。それに加えて、どちらかがもし傷ついたり弊害が起きると、経済にも影響すると。ということは、観光業者に関しては昔から理解はしているのですが、実際どうやって動いていいかというのは全く不明なところでありました。私自身あまり海に行く人間ではないのですが、やはり与論に住んでいる限りは、海を通して与論の魅力、歴史、文化というのを学ぶのは大事ではないかなとは思っております。そこで、教育委員会のほうが率先して海洋教育と、海に囲まれた与論島にとって海を通していろいろな歴史、文化を学ぶという考えは、とても素晴らしいと思っています。

僕もそういう考えに賛同しまして、いろいろなシンポジウムとか海洋教育の講習にいろいろ参加はしたのですが、やはり島民、特に大人の方々はあまりと言ってはあれですが、そんなに参加者は少なくて、実際僕が行った中には、大体参加者の7割は学校の先生方でした。校長先生はじめ教頭先生、担当の先生ですね。それ以外にはごみ拾いをされている海謝美の方だとか、そういうことに関係している関係者だけでした。実際にそういうのに関係なく行ったのは、私ともう一人の2人しかいなかったというのは、とても残念に思っています。

今回もですが、やはり海洋教育、それと今叫ばれている持続可能な社会ですね、SDGs、そういうものをやはり組み合わせて、いろいろまた発信していかなければいけないと思っています。それに加えて、今小中高、学生には授業としていろいろ指導はしていると思うのですが、今回、やはり10人単位でもいいので、そういった海洋教育とSDGsを加えた何かしらシンポジウムというほど大きくなくてもいいです、講習、勉強会みたいなものを、年に1回や2回なりしていただきたいと思います。教育長はどうお考えですか。

○議長（高田豊繁君） 教育長。

○教育長（町岡光弘君） 大変ありがたい御提言だと思っています。また理解のために呼び掛けの会合に参加していただいていることにも、ありがたく思うことです。なかなか教育の進展というのは、PTAと学校だけで動いているような形があって、浸透が難しいところですが、与論町の長い意味の今おっしゃるSDGsとの関係も

含めて、長く与論の文化もそして海を守っていくということも、海を守ることは陸を守ることである、陸のあり方も考えなければいけないという課題意識を子供たちも持てるように、そういった形の疑問を持って島を育っていく。そのために島のために何ができるかという力をつけて帰る。そういう島だちにしたいという意味ですので、今のSDGsへの組み入れ、それから理解を深めるシンポジウムといったものと、それから日頃の発表、海洋教育フェアは、年に1回していますが、島っ子アイデアコンテストとか子供たちが島の産品をどのように人に提案するかといった方策もありますので、そういった会合の中に一般の町民を入れて参加していただくような取り組みも、議員がおっしゃるように組み入れていければと思います。

ありがとうございました。

○議長（高田豊繁君） 1番、南有隆君。

○1番（南 有隆君） 今世界でも持続可能という言葉は頻繁に使われています。それとSDGsも必ず今何をするにもついてまわる課題だと思っています。それに加え、我が与論町は、今年度全国8団体による日本持続可能な観光地域協議会の設立に参加されまして、観光庁が進める日本版持続可能な観光ガイドライン、GSTCのモデル地区にも指定されています。それと国際指標のGSTCを活用した事業も進めていくというのが、新聞やメディアにも出ています。

そこで、商工観光課長にお聞きしたいのですが、はっきり具体的なものはまだ定まっていないと思うのですが、与論町における持続可能な観光地づくりとしての基本理念のようなものがありましたら教えてください。

○議長（高田豊繁君） 松村商工観光課長。

○商工観光課長（松村靖志君） ただいまの御質問なのですが、まだ本当に何もわからない状態で、ほかの釜石市が先進的なところなのですが、そちらの事務局といろいろ協議しながら、進めてまいりたいというふうに考えているところです。

○議長（高田豊繁君） 1番、南有隆君。

○1番（南 有隆君） それでしたら、なるべく早くこういう軽石とか流れてきていて、経済にも悪いし観光にも影響が出ています。環境と観光というのは一つだと思っていますので、早いうちにそういう基本理念だとか基本的な目標の設定をお願いしたいと思います。

ちなみにですが、海外の例を出しますと、ハワイでもこれは軽石ではないですが、これはコロナの影響で毎年訪れる観光客の数が3分の1に減ってどうしようかと、このままでは経済はやられてしまう、ハワイはもう終わりだという話が出たのですが、経済だけが悪くなって、いい点もございました。実はハワイ州の海の透明度が60%も改善したそうです。もう本当に人か来なければきれいになるなど。そ

れとサンゴも20%ほど再生したそうです。そこで、ハワイ島の人たちはそれを見て、まず全員思ったことが「コロナ以前に戻ってはいけない」と、そういう考えが起こったそうです。やはりハワイも海に囲まれて、アクティビティのそういうスポーツが多いです。海を目当てに来たりします。そう考えたときに経済一本やりでやりますと、また再び同じことが起きると。海が汚れ、砂浜が汚されていくという考えになりまして、今ハワイの砂浜、特に自然保護区とかに入るのに、以前は12ドルで入るところがあったのですが、今は25ドルに値上げしたそうです。これも新しく税として導入しまして、その後に集めた税で自然保護に使うという考えに今至っているそうです。

ほかにも中国でもそうですが、コロナのおかげで大気汚染が80%改善されたそうです。以前、気象庁が撮っていた中国の上は真っ赤になっていまして、二酸化炭素で汚染されていました。ところがコロナの影響で工場が止まり、人々の動きが止まったとたんに空気がきれいになるという、本当にいいのか悪いのかそういうことが起きています。

ですから、与論町においてはコロナの影響もございました。本当に商売をしている僕なんかから言わせると、やはり観光客がいっぱい来てもらって、飲んで歩いてお土産を買っていただいて経済が回ってもらうと。それが一番いいのですが、やはり今先ほどから言っている海洋教育でありSDGs、持続可能な社会、自然保護を考えると、やはりそれなりに人数制限をする必要があるのではないかなと思っています。ハワイの方も、日焼け止めがサンゴや海に影響があるものは使用禁止になっています。これしか使ったら駄目ですよというふうに、この日焼け止めしか使ってはいけませんよという条例までできています。そこまでして、やはり海と自然と共生していくという考えが、今の観光庁の1つの目標になっています。是非とも、与論町もそういうものを考えていってほしいと思います。

軽石の話なのですが、今海洋教育がどれだけ浸透しているのかというのを聞いたのも、実際高校生とか中学生も授業でやったからただ知っている、その程度なのかなと思ったら、茶花海岸において軽石が流れてきたときに、与論高校生が自主的に自腹でゴミ袋を買しまして、約300袋の軽石を集めていたそうです。別に誰に言われたというわけではなかったそうです。子供たちが自分たちの意志を持って島のために、海を守るためにということで、行動した結果だと思っています。これもやはり海洋教育の成果ではないかと思っています。そこで教育長、いかがですか。こういうふうに目に見える成果が出ていると思うのですが、これについてはいかがお考えですか。

○議長（高田豊繁君） 町岡教育長。

○教育長（町岡光弘君） ありがとうございます。

子供たちが自主的に参加していたり、朝のボランティアの海謝美の方々とそのSDGsや海洋教育を研究している探究の子供たち4人が一緒になって、継続したごみ拾いに参加をしながら学びの場にしているということも目にしています。ただその成果であるかどうかは、まだ私も実感としてはできないのですが、そういう探究をしていくことによって、島のごみをどう減らそうとかいうことに意識が高まってきているというふうには考えています。そのせいでしょうか、中学校もいち早く全校で、11月の第2土曜日に子供たちを中心に保護者も巻き込んでの3校区体制の軽石撤去ボランティアに参加しておりましたので、環境を自分の島のこととして考える意識が幾分高まってきているのではないかと思います。ただアンケートを取っていないので、自信を持っては申し上げられませんが、そういう思いは持っています。

○議長（高田豊繁君） 1番、南有隆君。

○1番（南 有隆君） 今後もそういう教育は進めていってほしいと思っています。それと私も軽石の撤去作業に何度か行ったのですが、その軽石のすごさを見たときに、これはどうしたものかと。本当に観光にも影響がすごいのですが、今まで与論島は、やはり青い空、白い砂浜、コバルトブルーの海を売りにしていたと思うのですが、軽石はもう砂浜に上陸したのは全部一粒残らず取るということは多分不可能です。それに、軽石というのは1ミリ以下になりますと全部沈んで浮き上がってくることはないです。それを魚とかいろいろな魚介とかにも影響が出てきます。しかも軽石が太陽光を遮ってサンゴ礁にも影響が出るそうです。今回この夏場に軽石が来なかったのは、まだよかったのかなと私は思っています。これがもし夏場の繁忙期に軽石が流れてきて、砂浜が真っ黒になったときに、本当にどうなるのだろうと。今12月ですが、来年の7月、8月までにこの軽石というの対策を取らないと、きれいな海、白い砂浜という名前を言うのをためらうぐらい軽石で覆われていますので、今後この砂浜に乗っている軽石を一体どういうふうに関光につなげていけるのか、基本的には僕が思う笑いを取るのでしたら、与論の海とか沖縄の海というのは真っ白な砂浜が当たり前です。ですが、東京とか大阪の砂浜は真っ黒です。僕がよくアニメで見て驚くのは、皆さん気付いているかどうか分かりませんが、海のシーンだと砂浜は黒い砂浜出てきます、茶色ですね。特に子供向けのアニメ番組ですね、日曜日とか土曜日にやっているやつを見ますと、僕なんかからすると、砂浜は白なのは何で茶色なのだと、そういうふうに見てとれるのです。ですが、向こうからすれば茶色が当たり前だと思いますが、我々からすれば白い砂浜が当たり前だと思っています。そこで、やはりこの黒くなったのを今から真っ白にするのは不可能かなと

思っていますが、そこで多少まだ模様になった砂浜をどうにかして観光につなげてまいりたいなとは思っていますが、多分難しい質問をしますが、商工観光課長、実際今砂浜が軽石が乗かって、ちょっと砂浜が黒くなっていますよね、半分。茶花海岸だったりほかのところも、東側のところですね、南側の浜もなっていますが。そうなった場合、観光客が来て「白い砂浜じゃないの」と聞かれたときに、「いや、軽石の被害だよ」と言えばそれで終わりですが、そこから次の観光に対して、どういうことを進めていこうかなという考えがありましたら、何かお聞かせください。すごい難しいと思いますが、よろしくお願いいたします。

○議長（高田豊繁君） 松村商工観光課長。

○商工観光課長（松村靖志君） ただいまの御質問なのですが、環境課と一緒にまた取り組みながら進めてまいりたいなとは思っているのですが、また向こうの八丈島とかのテレビを見ていましたら、黒い砂浜に白い軽石が流れてきたという表現をされておりました。またそういう何か観光客の方にも、そういう観光の仕方もあるみたいなのですねとか、返していければと思います。以上です。

○議長（高田豊繁君） 1番、南有隆君。

○1番（南 有隆君） 難しい質問にお答えありがとうございます。

本当にこの軽石は、先ほど町長の答弁からもありましたように、江ヶ島の方に茶花港にタンカーが接岸できなかったり、そうしますと九電の重油の供給ができない、そうすると島全体が停電してしまう可能性がある。それでガスや石油関係も全部江ヶ島の茶花港にあります。給油できないと我々の生活にも影響が出るのは必至です。それに加えて、現在日本自体が何か地殻変動とか異常気象が起きているのではないかと思っています。実際、山梨県で2週間前に震度5の地震がございました。その何時間後には和歌山県で、さらに震度5の地震があったそうです。それに加え、今トカラ列島は、奄美大島の左上のところで、1日で震度1から3の間で100回の地震が起きているそうです。これを見ますと、やはり地球温暖化が進んでいるのかなというふうに考えざるを得ません。それを考えますと、先ほどから言っている島の環境保全、SDGsを通して、どうにか与論からもちよっとでもいいので、環境に対していろいろ尽力していく必要があるのではないかなと思っています。

今よく言われているのが、前までは3Rという言葉がありました。リサイクルとカリフューズとかありましたが、今は4Rがあります。説明させていただきますと、1つはリフューズ、断るということです。過剰包装を断る、マイバックを持って行ってレジ袋を断る、あと割り箸を使わない、マイ箸を持って行って割り箸を断ると、そういうのが1つです。それとリユース、繰り返し使うということです。修

理しながら長く使うとか、何度も洗って使えるリターナブルびんを使うということが大事だと思っています。そしてリサイクル、正しく分別する。再資源に使えるペットボトルとかびん等の分別をしっかりとすることです。最後に4つ目がリデュース、マイボトルやペットボトルや缶入りの飲料水を減らすことです。今東京とかでもありますが、ばら売りですね、油、みそ、塩、砂糖も全部ばら売りの店が増えてきているそうです。そこのお店に行ってびんを買ってそのびんでグラム単位で販売をしているというお店も増えてきています。リフューズ、リデュースは減量しようということです。要らないものは買わないと。私たちも宴会とかお祝いをするときには、たくさんのごちそうを出したいという気持ちはあるのですが、今回こういうことを聞くと、やはり出すのではなくて必要なものだけ、必要な分を出せばいいのではないかなと思っています。そうすることによって、現在国もカーボンニュートラル、脱炭素など環境への配慮が叫ばれていますので、是非とも与論町に対しても何かそういった環境に対する目標を立ててみていいのではないかなと思っています。ちなみに知名町は、今井町長が先日2期目当選されましたが、1期目のときに2050年までには二酸化炭素を30%、40%減らすということを実際議会で言っています。それに対して、山町長にお伺いしたいのですが、与論町としても何か大きな目標でなくてもいいです、1つずつ環境に対してこういうことをしていこうという考えがありましたらお聞かせください。

○議長（高田豊繁君） 町長。

○町長（山 元宗君） ありがとうございます。先ほどからお聞きをしておまして、本当に与論の島は海洋民族の島であるということを思いを強くすることです。子供たちを連れて海に行って海に親しませる、まず海の恩恵を受けるということから考えると、本当に与論の島は柳田国男の言うことではなくても海洋民族だなというのははっきりわかることでございまして、そういうことから教育委員会が目標に掲げている、与論の海や海に守られた伝統・文化、海の畏れ、そういうものをしっかりと学ばせて、これからの島だちにつなげてまいりたいというきちんとした目標を立てて、海洋教育を進めておられるということをお大変ありがたく思うことです。そして、先ほどありました持続可能な環境ということではいきますと、やはり今まで我々は年間15万人というオーバーツーリズムも経験したこともあります。今はやはり着地型の観光だろうというふうに思います。与論の島に来た人たちが、与論の人たちが計画したとおりに従って、昔みたいに大型ツーリストが送り込んだ客をただ受け入れるだけではなくて、与論でどういうふうな工夫をしていけばいいのか、与論の観光をどうしていけば活性化するのかということを地元の人みんなで考えていく、そういうふうな観光にしていかなければならないと、これが着地型の観光と言われ

るのですが、そういうふうにな力をつけてまいりたいと思います。

御質問のことですが、私はこう思うのです。与論は人が来れば来るほど美しくなる島をつくろうということで、人々が提案をされています。やはりそういうものに私たちは行政も町民も一緒になって、持続可能な観光の島を求めてまいりたいと思います。この頃客単価の高い高級なホテルをつくろうという動きも、ちらほら聞こえてきているようですので、そういうふうなことも考えながら進めていければと思います。要は、国内の人たちが与論に来て癒されたい、そういう島をつくりたいということをお思っているところだす。また、先ほどからありますように、生活を守るために、茶花の漁港やあるいは棧橋を守っていくということにも力を尽くしてまいりたいと思います。タンカーが来るたびに国交省の方々や県の方々が来て、お世話をして指導をしていただけるとのことだすので、私たちもそれと併せて努力をしてまいりたいと思います。以上だす。

○議長（高田豊繁君） 1番、南有隆君。

○1番（南 有隆君） はい、わかりました。

それでは、これからまた島のために海洋教育の告知と更なる発展をお願いして、質問事項1は終わらせてもらいます。

質問事項2に移りたいと思います。空き家バンクについてだす、ただいま叶住宅と西区住宅が建設中ではございますが、それ以外にやはり土地が少ないというのと財政的に厳しい与論町においては、場所もお金もあればいっぱいつくって、いっぱい人を受け入れればいいのではないかなと思います、やはり今あるものを利用するというのが、一番経済的にも財政的にも優しいのではないかなと思っています。そのために与論町のホームページにも空き家バンクがありますが、空き家バンクを見たところ、登録数が11件でうち9件が入居済みとなっていると先ほど答弁がありましたが、与論町の空き家バンク制度を見ますと、まず空き家の情報収集はどういうふうにしているのかお聞きしたいと思います。

○議長（高田豊繁君） 沖島総務企画課長。

○総務企画課長（沖島範幸君） 空き家の情報というのは、まず役場の広報、週報だったりホームページだったり、その空き家バンク制度があるということていろいろ町民には紹介をしているところだす。ただ、実際空き家ということてこれ使いますよということて貸したい方々というのは、あまり周知できていない部分もあるかもしれないだす、逆に借りたいという人はたくさんいらっしゃいます。特に島外から与論町の空き家の情報というのがあまりわからないということて、不動産も1件はあるわけだす、そちらもなかなかないということ。そういつたことて、空き家バンク制度を設置していますが、それがうまく登録をお願いしますとかということ

にはなっていないのが実情です。そういったところで、与論町においては今ふるさと納税やサンゴ礁基金とかを活用しまして、住宅支援整備事業とか移住者に向けての補助制度事業を行っています。その補助金を受けた場合は、必ずその空き家バンクに登録していただくということで、徐々にそういった形で与論町の空き家の情報を島外に向けて、借りたい人へのマッチングできるような制度として活用しているところです。以上です。

○議長（高田豊繁君） 1 番、南有隆君。

○1 番（南 有隆君） それでは、その空き家の情報は提供するのを待っているだけなのですが、町自体で空き家があるというのを探しに行ったりすることもあるのですか。

○議長（高田豊繁君） 沖島総務企画課長。

○総務企画課長（沖島範幸君） 実は本年度につきましては、この答弁書にも書いてありますが、県の地域活性化協働推進事業を活用しまして、町内の空き家の実態調査をしています。それで外から見た感じで空き家と思われる、基準は特に定まっていないというか、空き家と直感して思えるような物件が 86 件あります。その中から所有者と思われる人が確認できたのが 70 件でした。そして、その 70 件の所有者から回答があったのが 35 件です。その 35 件から 7 件が貸してもよい、そして 7 件が検討中ということで、あとは取り壊しとかそういったことを予定しているということで、貸してもよいという 7 件に対して与論町がいろいろな支援をして、それをまた空き家バンクに登録していただく。そういうことで今取り組んでいるところです。

○議長（高田豊繁君） 1 番、南有隆君。

○1 番（南 有隆君） それでは、その空き家が見つかって、町としてはただ登録して終わりなのか、それともこういう制度があるから、もし貸したいと言っている 7 件に対して、こういう補助制度があるからこれを直しましょうと、大体これぐらいかかりますよという情報の提案というのもしていくのですか。

○議長（高田豊繁君） 沖島総務企画課長。

○総務企画課長（沖島範幸君） 令和 3 年度には、まず空き家の実態調査をしまして、その意向調査をしまして、来年度以降国・県の事業、それから今町にある住宅支援整備事業、移住者向けの事業とか、今ある事業の活用もですが、さらに特に新しい住宅というのが、なかなか入居者にとっては 5、6 万円ぐらいいくということで高いという御意見もあったりして、なかなか与論町の所得で 5、6 万円というのは難しいと。ですので、今その状態で、例えば空き家を持っている方がこれに費用をかけたくないと、かけるまではしたくないということが意見でしたので、費用はかけ

なくていいからそのまま貸してくださいと、こちらで直して、家賃分は返しますが、修理分はこちらでもらいますよということで家賃設定をしまして、そういう空き家サブリースという仕組みがありまして、貸したい側の負担を減らしていくということも考えながら、いろいろな財政支援とかができないかなということで、令和4年度以降になりますが検討してまいりたいと思います。

○議長（高田豊繁君） 1番、南有隆君。

○1番（南 有隆君） ほかの地域で調べてみたところ、やはり地域おこし協力隊とかNPO法人がアイデアを出して、先ほど言われたサブリースみたいなものをして大家さんになるべく負担がかからないようにと。中にはNPO法人などが入って協力するというふうなことが頻繁に行われています。ですから、与論町もできれば町単独というよりは民間の方とも情報を一元化して、そういった空き家問題に対応してほしいと思っています。

それに、貸したのはいいが借りた後に、もし白アリだとかネズミだとかそういった問題が出たときに、相談としては町が相談相手としてできるのですか。

○議長（高田豊繁君） 沖島総務企画課長。

○総務企画課長（沖島範幸君） この空き家サブリースの場合は、そういった契約にもありますが、その中で修繕については町の負担とか、NPOでもしやる場合はその負担とかを位置付けて、それは可能だと思います。やはり大家さんが負担をしたくないというところで、そういった修繕の面とかトラブルの面とか入居者の募集とか、その辺は全てやってほしいという御意見でしたので、その辺も含めて対応できればなというふうに考えています。

○議長（高田豊繁君） 1番、南有隆君。

○1番（南 有隆君） 私の知っているところ、大体家とか空き家というのは、まだ修理しなくても使えるところが多いと思います。ただ、家主さん、持ち主がなかなか貸さないと。この人には貸してもいいがこの人には貸したくないといった考えもあるし、神事で悔やみで使うから貸せないといったものもあります。中には、もうお子さんが島だちされて、内地の鹿児島や大阪、東京に行かれて、もう就職して帰ってこない。向こうにもう家を建てたりするとなおさら帰ってこない。そういった場合、昔は親が子供を島に呼んで後継ぎ、ウヤムチグラーとかいってやっていたのですが、今は逆で家をつくった子供たちが自分のところに親を呼ぶと。こっちに来れば施設もあるし介護もできるよと、大丈夫だからおいでねと言って島を出ていく人も何人か見受けられます。そういったときにその家も残っています。僕もそれを見たときに家を空き家バンクに登録して、貸してもいいのではないかなと言うのですが、大体さっきも言ったように悔やみで使うからとか、またいつか帰ってくるから

とか、あと10年後、20年後に子供が多分帰ってくるからという回答はいただきます。ですが家というのは人が住まないと、使わないことにはどんどん朽ちていきます。ですから、細かいことですが、そういうのもやはり町として難しいと思います、人間関係とか税金トラブル、利権関係いろいろありますが、そういったのをなるべくクリアにして、借りたいという人には行政が間に入っているから大丈夫だよと安心感を与えて、貸していただけるような空き家バンクづくりにしていただきたいと思います。

それと、まず家を借りるときに、僕たちが与論から卒業して家に行くときに、必ずぶち当たるのは、東京とかで家を買われるときには必ず瑕疵、要するによく言う事故物件ですよ。何かあったのではないかなと。そういうのは全部報告事項があるのですが、ある程度時期が経つと報告事項というのは消えてなくなります。それに私たちが家を借りるときにも、ほぼ料金しか見ません。月幾らとか敷金、礼金幾らだとかがありますが、必ず家を借りるときには瑕疵、俗にいう先ほどの事故物件というものが、これは必ず借りるときに貸主が借り手に対して必ず説明しなければいけない事項になっています。そのうちで4つあるのですが、1つが物理的瑕疵。要するに建物が古いと雨漏りもすると、それでがたがたになっているというのも全部説明しなければなりません。もう一つが法的瑕疵です。違法建築とか勝手に建て増ししていると境界線を越えていると、そういったものもあります。それともう一つが環境的瑕疵。周りにお墓とか国道が走っていてうるさいとか、騒音問題、そういったのも今の物件では必ず告知しなければいけないとなっています。そして、一番厄介なのが心理的瑕疵。先ほど言った事故物件ですね。要するに生死に関わる何かあった建物というのが、必ずこういうのも報告する義務があります。与論町においても今40%近くが65歳以上の老人ばかりです。しかも独居老人が多いです。そういったものをちゃんと情報収集して、もし空き家で貸すとなった場合には、やはりここら辺の情報もちゃんと収集して、貸し手にちゃんと報告するのか。それとも、もうそういったまずいといったような物件は空き家バンクに登録しないのか、そこら辺の考えはありますか。いかがですか。

○議長（高田豊繁君） 沖島総務企画課長。

○総務企画課長（沖島範幸君） 宅建業法とか不動産業につきましては、その借り手貸し手の媒介の場合は、必ずその重要事項説明が何十項目か義務付けられています、この空き家バンク制度につきましては、情報提供という役場の立場ではありますが、役場が中に入る以上、やはりそういった今のいろいろな建物だったり事故物件だったり、その辺の情報提供はやらないと、やはり後のトラブルが出てきそうですので、その辺は空き家バンクに登録する際は、今の議員のいろいろな物件情報の提供はや

らないと、町も介入しているので町が知らないというわけにもいけないと思いますので、その辺はまたしっかり取り組んでまいりたいと思います。

○議長（高田豊繁君） 1 番、南有隆君。

○1 番（南 有隆君） よろしくをお願いします。

それでは、最後ですが、民間との不動産をやっているのもあると思うのですが、そちらとの情報交換をして一元化しようという考えはないですか。

○議長（高田豊繁君） 沖島総務企画課長。

○総務企画課長（沖島範幸君） 情報共有といいますか、私たちも役場に毎日のように島外から空き家がないかという情報の提供をお願いしますということで来ているのですが、ほかに与論町には不動産が 1 件ありますのでということで紹介はしていますが、逆に向こうに行き行って聞いても、なかなか今ないということで、連携といいますか、情報は都度といいますか随時といいますか取ってはいますが、今回建設課で宅地建物士も含めた協議会というのもつい先般つくって、いろいろな情報がその協議会の中でいただけるものだと考えていますので、その辺からまたいろいろな展開ができるようにまた取り組んでまいりたいと思います。以上です。

○議長（高田豊繁君） 1 番、南有隆君。

○1 番（南 有隆君） わかりました。

僕が帰ってきた 30 年ぐらい前は、与論には仕事がないということばかり言っておりました。ですが今時分は、仕事より先にまず住む場所を探す方がいっぱいおいでです。それに家族としての形も変わってきています。核家族化も進み、島に帰ってきてても親とは住まないと、自分には自分の家庭があるからということで家を出て、家を借りる人が多いです。そういう方もいますが、やはり与論に来たからにはいつか誰か、僕なんかのときには長男坊が家を継ぐというのは当たり前ではあったのですが、それができなくなってくるとやはり家をいかに利用して使うか、空き家にするとまた犯罪だったり、高校生のたまり場だったりとか悪いことに使われる可能性もありますので、そういうこともまず目を光らせながら監視してまいりたいと思います。私たちも、もし家とか借りられる情報がございましたら、町に提供してまいりたいのでよろしくお願いいたします。

以上をもちまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（高田豊繁君） 1 番、南有隆君の一般質問を終わります。

次は、9 番、沖野一雄君の発言を許します。

9 番、沖野一雄君。

○9 番（沖野一雄君） 今日 12 月 8 日は御案内のとおり、かつて日本海軍がハワイのオアフ島真珠湾を攻撃して太平洋戦争が始まって、80 年が経った日です。今朝の

NHKのニュースでも取り上げていましたが、日本陸軍が戦前に秘密裏に調査を行ったチームの調査結果で、米英との日本の経済力の格差というのは、実は20対1だったという話がありました。20対1という体力差にもかかわらず、開戦に走ってしまった、判断を誤ってしまったわけです。「敵を知り、己を知れば、百戦して殆（あや）うからず」という孫氏の兵法があります。私たち与論のこの小さな島も島の内外はもとより、世界の情勢を見ながらしっかりと私たちの足元のこの己の実情そして課題をわかり、未来への判断を誤らないようにしないといけないと考えるものです。

それでは、先に通告しました一般質問に入りたいと思います。

1 生活困窮者対策について

- (1) 新型コロナ禍の長引く影響に加えて、軽石の大量漂着、原油関連製品の高騰などにより、商工観光業や漁業従事者等を中心に生活困窮者の増加が懸念されるところであり、生活保護制度等による救済を含めて、早急な対策及び支援策が必要と考える。町長の認識と今後の具体策について伺いたい。

2 環境保全対策等について

- (1) 島のほぼ全域の沿岸に漂着している大量の軽石の除去については、現在まで多くの町民ボランティアや団体組織等による継続的活動により、応分の成果を上げつつある。そこで、作業効率を高めるための重機等の活用に係る燃料代相当の公費負担など、ボランティア活動に伴う最小限のコスト支援が求められているが、対策をどのように講じていくお考えか。
- (2) 本町の汚水処理人口普及率は、昨年度末現在57.4%で、県平均83.0%を大きく下回り、郡内でも低いレベルに止まっている。観光立島を標榜し、環境保全を図る上で解決すべき課題と考えるが、町長の認識と今後の対策について伺いたい。

以上です。

○議長（高田豊繁君） 町長。

○町長（山 元宗君） それでは、軽石の影響を受けた生活困窮者対策について申し上げます。

まず、観光事業者への影響についてですが、島内のマリンレジャー事業者に軽石漂着の被害について調査したところ、ほとんどの事業者が被害を受けており、そのうち数社が休業せざるを得ない状況となっているようです。また、観光業全体に関しても、来島キャンセルもいづらか発生しています。

対策につきましては、国・県への支援の働き掛けや動向に注視しつつ、町におい

でも関係各所と協議しながら対策を講じてまいりたいと考えています。

漁業につきましてですが、軽石漂着以降、漁船の冷却用海水に軽石が混ざり、ストレーナー（濾し器）の詰まりによるエンジンのオーバーヒートの懸念から出漁を見合わせる漁船が多い状況にあります。生活困窮状態に陥らないための水揚げの維持、出漁を行うための対策として、軽石を吸い込むことによるエンジンのオーバーヒート防止のための取水口の改良及び海水濾し器の整備や出漁した際に航行不能となった場合の救難信号発信や位置情報発信により救助の迅速化を図るための装置整備について、事業化できるよう関係機関と協議を行っています。

また、自然災害への備えとしまして、共済等による災害補償制度への積極的な加入等の促進も行っておりまいりたいと思います。

生活保護制度による救済措置についてですが、生活保護制度の場合は、活用できる資産は処分して生活費に充てることとなっており、生活に直接活用されていない土地・家屋・預貯金・生命保険・有価証券・自動車・貴金属などの資産は原則として保有を認められないとあり、ハードルが高いものと思われます。

また、社会福祉協議会が実施しています生活福祉資金貸付制度の中で、新型コロナの影響により、休業や失業のため生活資金で悩んでいる世帯に対し、特別に緊急小口資金を貸し付ける制度がありますが、現在のところ県社会福祉協議会にも軽石漂着による相談はないとのことで、実際対象にはなりづらいとのことです。

次、軽石の除去について環境保全対策についてです。

本町に軽石が漂着して以来、いち早くボランティアの方々が活動され多くの軽石の除去作業が行われていることに対し、町民の皆様に厚く深くお礼を申し上げます。

ボランティア活動に対しまして、前もって町に相談があった場合は、フレコンバッグや土のう袋の提供と、集めた軽石の運搬のほか、回収用のクレーン車が入れる場所までトラクター等で運んでいただいた場合に、一部燃料の支給などを行ってきたところです。今後、引き続きフレコンバッグ等の提供を行うとともに、災害協定を結んでいる建設業者などの御協力を得ながら重機等の活用を行い、軽石の除去作業を行ってまいりたいと思います。

また、港湾区域等の県が対応している軽石除去以外の軽石除去費用につきましては、海岸漂着物等地域対策推進事業費補助金の対象として県に申請しています。

次に、污水处理についてでございます。

污水处理人口普及率は、污水处理施設の普及状況を表すものですが、本町は令和2年度末現在で農業集落排水施設の普及率19.8%、合併処理浄化槽の普及率37.6%となっています。下水道施設がないため大型施設での普及率の向上ではな

く合併処理浄化槽による普及が重要だと考えています。

今後の対策については、単独処理浄化槽や汲み取り式を使用されている方に、広報などで合併処理浄化槽や設置の補助制度を周知し、普及率の向上を図ってまいりたいと考えています。

また、農業集落排水施設は、茶花地区の住宅や商業施設からの排水の汚水処理施設として整備しており、加入率は緩やかな上昇傾向にあります。未加入世帯を減少させるため、改築や増築等の機会を捉えて加入を促進してまいりたいと考えています。

○議長（高田豊繁君） 9 番、沖野一雄君。

○9 番（沖野一雄君） まず1 番目からまいります。今御説明いただきましたが、私は生活困窮者といいますと、後で条例案で出されているようですが、新しく町民生活課というところで、生活困窮者対策についてという項目も事務分掌の中であるようですので、是非、生活困窮者対策を徹底してやっていただきたいということで質問させていただいています。今回、質問させていただいているのは、私は心配事が3 つありまして、皆さん御案内のとおりですが、まずその新型コロナ、今世界で心配している変異型のオミクロン株の流行というのは、今から日本でも出てくるのではないかとということで、ますますコロナの収束というのが長期化するのではないかとという心配が1 つ。それから先ほど南議員からもありましたように、軽石の大量漂着とその処理の問題によって観光業であったり商工業であったり、特に漁業関係者に至っては、3 分の2 ぐらいの漁業が出漁を見合わせているという状況にあるようです。非常に心配がされる場所です。それからもう一つ、本土で大騒ぎしていますが原油高ということで、なぜその原油高になっているのかといいますと、御案内のとおり、その世界的な国連とかを中心にして、二酸化炭素の排出削減というのが世界の流れになっていまして、そういった流れを背景にしながら、産油国が世界経済の停滞と経済の落ち込みによって需要が減少するのではないかとという警戒感、それによって石油産出国の設備投資とか新規開発を抑える方向に進んでいるということで、その原油の供給制限を行うことで高止まりになっているということが理由なようです。それに対して国はどういう対策をするかという、御案内のとおり石油の元売り業者に1 リットル5 円の補助金を出して、ガソリンとか軽油、灯油、重油の4 つの油種の小売価格を抑えようという策を出しているのですが、これも来年3 月までの一時的な措置だということです。しかし、そのガソリンの全国の平均小売価格が基準1 7 0 円を超えた場合にこれを発動するということのようですが、与論はもうすでに今ガソリン1 リットル当たり2 0 0 円ぐらいですよね。大変な格差なわけです。この国がこういう政策を打つからといって、外海離島であるこの沖縄、奄

美、小笠原といったところとの格差は全く埋まらないわけですね。そういうところを非常に心配するわけです。それによって非常に経済的な打撃も大きいので、そこを心配しているわけです。それで、先ほどから回答の中にもありましたように、社会福祉協議会が窓口になっていろいろな特例給付と言いますが、コロナ禍の中の国の打ち出している施策、低所得者向けの特例給付ということで2つあって、緊急小口資金、これは回答がありました。緊急小口資金というのは、20万円以内の緊急的な生計維持のために出す資金ですが、貸付資金ですね。もう一つは総合支援資金というのがあって、これは例えば2人以上の世帯であれば、毎月20万円以内で最大9カ月まで貸し付けるという制度。合計で200万円まで無利子で借りることができるという制度なのですね。社会福祉協議会が窓口ですが、そこまで細かい答弁はありませんでしたが、実はこれを借りている方々は、こういう情報に非常にたけている旅んちゅとかが非常に多いのですよね。ユンヌンチュはなかなか利用していないのです、実態は。社会福祉協議会で詳しく調べていただければわかりますが、残念ながら、ユンヌンチュはこれをうまく利用していないというところがあるのではないかとこの心配があります。

それから、最近になってまた今年の7月から始まったのですが、返済が不要な自立支援給付金があります。申請月から3カ月間、単身世帯であれば月6万円、二人世帯であれば8万円、3人以上は10万円ということで、この条件は特例貸付が200万円を借り切った人、これ以上借りられないという人と特例貸付を受けられなかった人というのが対象なのですが、実は最近打ち出したこの国の自立支援給付金は国の見込みを大幅に下回って、国の想定する1割程度しか借りていないという専門家の意見があります。どういうことかということ、この回答の中にもあった緊急小口資金とか総合支援資金を利用している方々は結構多いのですが、この自立支援給付金の申請が非常に少ない。これは自立支援給付金には、資産要件とか所得要件、収入とか資産の要件が加えられたのですね。それで非常に申請者が少ないという状態になっているということで、その回答の中にありました緊急小口資金とか総合支援資金というのは、実はこれは貸付金ですので、前年度の所得が非課税であれば、町民税、住民税が非課税であれば、その人は返さなくてもいいというふうになっているようですが、実は非課税でない人が相当借りているようですね。そういった方の分の債権回収というのが後々問題になってくるのではないかとこの懸念もあります。多分町民福祉課長あたりはそれを御存じだと思うのですがね。そういったこともあるのですが、残念ながら与論の方々は生活が苦しいにもかかわらず、こういった低所得者向けの生活困窮者向けのいろいろな貸付金とか交付金を、あまり利用していないという背景があるのではないかとこの心配があるわけですね。それでこ

ういう質問をさせていただいているのですが、まず例えば生活保護制度を答弁の最後にいただきましたが、非常にハードルが高いということは誰もが知っているのですが、与論の生活保護の実態というのを紹介させていただきます。令和元年度の実績で生活保護受給者というのは、与論町では76世帯、対象人数で86人が対象になっています。そして受給率、分母は人口ですが17.1%（パーミル）、1000人当たり17.1人という計算になります。奄美群島の平均で46.2%です。与論と全然数字が違うわけです。鹿児島県の平均でも18.8%なわけです。与論は特別低いのですね、生活保護の受給者が特に少ないのですよ。沖永良部島の2町平均でも18.0%、徳之島に至っては40.9%です。喜界島でも20.1%、大島本島の平均で59.4%です。与論はたったの17%しかないのです。この差は何でしょうか。町民福祉課長、多分考えていらっしゃると思いますが、お答えをお願いいたします。どういうふうに考えるか。

○議長（高田豊繁君） 田畑町民福祉課長。

○町民福祉課長（田畑文成君） 制度的に確かにこの回答の中にもありましており、制限的なところもあると思いますが、島民性としてやはり遠慮がちなのかなという感を受けておりまして、やはり本当だったらもっとこの家庭は生活保護を申し込んでもいいのだけれど、でもやはりそれを申し込むことが気恥ずかしいと申しますか何と申しますか、そういった遠慮がちな部分があるのかなというようには感じています。

○議長（高田豊繁君） 9番、沖野一雄君。

○9番（沖野一雄君） 今課長から島民性、遠慮がちというお答えがありました。私もそうだと思っています。それとやはりゆんぬの場合は、お互いに助け合って、暮らしがきついうだといろいろおすそ分けをしたり、いろいろ助け合って生きているというところがその背景にあるのではないかと思うわけです。しかしながら生活保護の申請というのは、日本国民の権利でちゃんとセーフティネットとして憲法にもうたわれていますので、私はこれを遠慮してはいけないと思うのです。生活が苦しければ、そういう人をしっかり掘り起こしをして、行政が手を差し伸べていく。そういう姿勢が非常に私は重要だと思うから、こういう質問をさせていただいているのですが。その生活保護の受給率というのは、与論は特別群島の中でも低い。鹿児島県の平均よりもはるかに低いという中で、例えば与論の豊かさの指標である町民所得、豊かさの指標、どの程度与論が経済的に豊かなのかと見たときに、与論が豊かであればいいのですが、町民所得で比較しますと例えば最近の数値、平成30年度の一人当たりの町民所得は222万1000円です。222万1000円で、大島郡は鹿児島県の中でも一番低いし、全国でもかなり低いのですが、12

市町村の中で9番でしかないのですね、12市町村の中で9位。与論より低いのは例えば天城町とか伊仙町とかぐらいいかないのですね。そういった意味でかなり貧しい実態があるわけですね。そういったところで一方生活保護の受給者が圧倒的に少ないという状況をみても、推して知るべしですね、やはり与論は生活保護対象者がいっぱいいるにもかかわらず、申請をしていない、遠慮をしているという実態があるかと思うのです。そこで、しっかりコロナの影響で生活が厳しくなっている方が実際あると思うのです。例えば、もちろん生活保護には資産を持ってはいけないとか最小限の持ち家とか野菜をつくったりする畑ぐらいい許されますが、それ以外の資産はしっかり現金化して暮らしに充てて、すっからかんになった状態で申請するというのが原則になっているのはもう御案内のとおりですが、そういうところをどうすればしっかり生活保護をもらえるかということではなくて、生活保護が必要な方はしっかり誘導して、こういう制度がありますよということで行政の方で手を差し伸べるべきではないかというふうに考えるわけです。是非そうしていただきたいということで、町長、今の町民福祉課長と私のやり取り、また私たちの話を市長がお聞きになってどのような感想をお持ちか、またどのようにしなくてはいいかないかというふうに考えるか、意見を伺いたいと思います。

○議長（高田豊繁君） 町長。

○町長（山 元宗君） 御提言ありがとうございます。私は過去に民生委員を家内がやっていたものですから、いろいろなそういうふうなことで話題になって聞いたことがあります。本当に国からお金をもらってまで暮らすのか、というそういうふうな感じを持って、民生委員が行ってもなかなか進めても応えないという方もいらっしゃるやに聞いていますし、言われるように、本当に与論の島の助け合いの精神あるいは非常に遠慮がちな島民性、そういうのもあってこの受給率が非常に低いということを感じている一人です。そしてやはりこの生活が困窮していくということについて、何も自分の働きが悪いというのではなくて、こういうのは国民として最低限の生活を受ける権利があるという、そういう法律に基づいて救われていくのだということを、やはり恥ではないのだという当然の権利なんだということを、もっと普及しなければならないなというふうに思ったりもするわけです。週報等機会あるごとにまた町民福祉課とも協力しながら、皆さんが本当に困っているときには助け合えるような、そういうふうな制度に活用していければというふうに思っているところです。ありがとうございました。

○議長（高田豊繁君） 9番、沖野一雄君。

○9番（沖野一雄君） 今、町長からありがたい答弁がありました。全くそのとおりだと思います。実際もう2年続いているのですが、今回のコロナの影響とか軽石の大

量漂着によって漁業ができないとか、やはり生活を実際圧迫されている方が、あまり表に出ませんがかなりいらっしゃると思うのですよね。例えばパートで働いている、あるいはアルバイトで生計を立てているようなひとり親世帯であるとか、あるいは遺児家庭であるとか、あるいは身寄りのない高齢者であるとか、そういった少ない年金で暮らしていらっしゃる独り身の高齢者であるとか、あるいは奨学金とかアルバイトで資金をためながら頑張っている学生の人であるとか、その学生にまた仕送りをしている家庭であるとか、やはり台所事情が相当苦しい方が多いと思うのです。そこで1つだけこの項目では提案して、次の質問に移りたいと思うのですが、やはり民生委員の皆さん頑張っていると思いますが、役場の町民福祉課もそうなのですが、ただ座して相談を待っているのではなくて、やはり実態調査は必要だと思うのです。今のタイミングだからこそですね。ですから、例えば民生委員はもちろんです、民生委員を中心に例えば必要であれば各自治公民館傘下の小組合長さんにもお願いして、お隣さんの実態調査をしっかりと項目をつくって、個体調査がしやすいような項目をつくって、それによってそのしっかり町民福祉課が乗り出していくという形で、必要であれば生活保護にしっかりと誘導していただく、啓発をしていただく、そういうような努力をいただきたいと思うのですがいかがでしょう、町長この質問の最後にお答えいただきたいのですが、町長がリーダーシップをとっていただいて、実態調査をしていただくということはいかがでしょう。

○議長（高田豊繁君） 町長。

○町長（山 元宗君） ありがとうございます。民生委員の方々も訪問をしていくと、中には本当に相談に乗ってくれる場合もあるし、また言い返される場合もあるみたいでありまして、実態調査というのも項目を考えながら町民福祉課と一体となって、今後検討してまいりたいと思います。できるだけその町民の幸せのために、実態がつかめれば大変ありがたいことだと思っています。以上です。

○議長（高田豊繁君） 9番、沖野一雄君。

○9番（沖野一雄君） 町民の幸せ、町民の豊かさ、そういったのを少しでも良くするために、是非町長を中心に頑張っていただきたいと思います。

次の質問に移ります。環境対策、先ほど南議員からも軽石の話がありましたので、私は補足的に短時間で終わりたいと思いますが、私は昨日島の軽石の状況を自分なりに2時間ほどかけてくまなく回ってきました。やはり私が予想していたよりも、この前の強い風、海の荒れの影響で少し軽石が流れたのかなと思われるような荒れでちょっと安心したのですが、やはりたまっているところがありました。例えば、具体的には南側については前浜であるとかハキビナであるとか、供利港周辺であるとかはかなり軽いという感じがしましたが、そのほかの西側、北側、東側につ

いては、やはり場所場所によって吹きだまりのようになって、たまっているところ
がいくつかありました。紹介させていただきますと、例えば皆田の遊漁船とかが船
溜まりになっているところは、かなりの量が皆田の船だまりのところにたまってい
ました。相当の量で、あればできればボランティアでまたやっていただきたいなと
いうのがありましたし、例えば茶花でいえばコースタルリゾートの船揚げ場のとこ
ろは、前から何回もいろいろな方々が努力して処理をしているのですが、それでも
相当な量が揚げ場のところに吹きだまりのようにたまっていますね。あとは海中公
園の下ですね、リサイクルセンターごみ焼却炉の海中公園センター下の浜のとこ
ろに、特に手前側に相当吹きだまりのようにたまっていました。あとは赤崎の付近に
新しいのが流れ着いているというところがありました。そのほかは一部細かいとこ
ろでは江ヶ島の内陸の湾のところの奥の方、プリシア側のところにちょっとたまっ
ていました。あとは予想したよりも少ない感じがして、相変わらず大金久とか船倉
とかは少し減ってはいますが、まだ大分残っているという感じ。北側の黒花、赤
崎、宇勝とかの付近は大分軽くなっているようです。ボランティアで相当回収して
いる寺崎辺りはかなり少ないような感じがしましたが、その隣のめがねで有名なト
ウマイの浜には今度12日にまたボランティア活動がありますが、ちょっとたまっ
ているという感じを受けています。島全体としては心配したよりは少し減っている
かなと、ボランティア活動のおかげと、もう一つは風や波の影響だと思うのです
が、そういったところでまだ残っているところはかなりあります。

それで、先ほど南議員への答弁の中で、回収量6,800立米という答弁があり
ましたが、全体としてどうでしょうね、推測でよろしいのですが数字があれば、ど
のくらいの量が今与論の浜に上がっているのでしょうか。どなたか課長、詳しい方
が答えできればと思うのですが。

○議長（高田豊繁君） 朝岡環境課長。

○環境課長（朝岡芳正君） 回収量としては6,800立米回収してあるのですが、ま
だまだ海岸の上にトン袋に入れた袋も何十袋と置いてありますし、また場所によっ
ては今沖野議員がおっしゃったとおり、宇勝の墓の下とかは全く皆さん御存じない
ですが、結構たまっています。計算とか全くまだやってはいないのですが、今まで
回収した分とそう変わらない量が、まだ残っているのではないかと私としては思っ
ています。

○議長（高田豊繁君） 9番、沖野一雄君。

○9番（沖野一雄君） 本当にボランティアの皆さん、私も何度か参加させていただき
ましたが、本当に大変な作業ですね。一番効率がいいのは機械が入れるところは、
例えばバケットローダーというのですかね、牛のたい肥とかをすくうやつ、あれが

一番私は効率がいいと見ているのですが、この前寺崎で二度ほど参加しましたが、一番バケットローダーですくうのが効率がいいですね。何十人分を一気にできるという感じ。機械が入れるところはいいいのですが、機械が入れないところはどうしても人力でしなくてははいけませんので、そこが課題だなと考えていますが、ところでそのボランティア活動といえば、町のホームページかな、あれ。ネットで見てみますと観光協会観光課が関わっているようですが、その島外に対してボランティアの全国募集もされて、12月15日からそれが始まるようですが、日本財団のボラサポ財団の主催で何かされるようですが、これは第1陣の情報はありませんが、また第2陣、第3陣という予定をされていらっしゃるのか、課長に聞かせいただければと思います。

○議長（高田豊繁君） 松村商工観光課長。

○商工観光課長（松村靖志君） 2週間ほど前にそのボランティアの方々が御挨拶にまいりまして、学生のボランティアと一般のボランティアと聞いています。そして12月の中旬から、2班に分けて20人ほどで来島するとお聞きしております、日にちが何日からかはわかりませんが、1週間ぐらい2陣に分けてこられて、活動していただく予定にしています。以上です。

○議長（高田豊繁君） 9番、沖野一雄君。

○9番（沖野一雄君） すばらしい試みだと思います。是非頑張ってくださいと与論のPRということもかねて、非常にすばらしいアイデアだと思いますので是非頑張ってくださいと思います。

この項目の最後に、行政の支援が必要なところ、まだ幾つかボランティア任せということではなくて、今でもフレコンバックであるとか下げ用の袋であるとか、重機の燃料とかあたりは、当然行政が支援しているのですが、心配されるところは、今国とか県に要請されている埋設をしたりするときの処理費用、あるいは仮置き場の新しい場所がまた必要かどうかわかりませんが、仮置き場の新たな確保といったこともこれからずっと続けていく上では必要になってくるかと思うのですが、そういった必要な仮置き場の確保とかの見通し、それからその埋設処理に係る費用の支援といったところも、上の方に国・県とかにしっかり要請を続けていくことが大事だと思うのですが、町長いかがでしょうか、取り組みの見通しと決意をお聞かせいただきたいと思います。

○議長（高田豊繁君） 町長。

○町長（山 元宗君） ありがとうございます。テレビの放送によりますと、福岡の方で新しくできた島が無くなるまで軽石の流出は続きそうだという話ですが、幸いなことにだんだん少なくなっているのではないかなと思ったりもするところで

す。沖野議員御指摘のとおり、北側に向いて尖ったところの根っこにいっぱい軽石がたまっているというふうな状況が続いているようですが、昨日行ったところは今日また無くなったり、また明日行ったらまたあったりということで、なかなかリーフの内側を行ったり来たりしている状況が続いているなど、風向きによってそんな感じがするわけでございます。御質問の処理場の件でございますが、今町としてはなかなか確保できなくて、今のところを何とか活用していくしかないのではないかなど、ほかにまたいっぱいになったら改めて探すべきだろうと思ったりもします。あと建設課長あたりと一緒にあって、鹿児島やら熊本やら福岡やら国交省に御礼しながら、また要請をしてまいりたいと今計画をしているところです。以上です。

○議長（高田豊繁君） 9番、沖野一雄君。

○9番（沖野一雄君） 御答弁いただきましたが、前回もそうでしたが、国交省はもちろん港湾関係は国交省ですよ、港湾とか空港とか。国交省だけではなくて環境省であるとか、あるいは災害復旧の担当省庁である総務省の内閣府ですね、そういったところも含めてその関係省庁は国交省だけではありませんので、是非要請していただいて、できるだけ弱い私ども与論の財政状況ですので、国・県のしっかりとした災害という扱い、あるいは漂着ごみという扱いでしっかりと国交省だけではなくて環境省、内閣府の災害復旧担当省、そういったところとしっかりと連絡、要請をしていただいて、適正な処理を是非やっていただくという努力をお願いしたいと思います。

それでは次の質問、最後のところの3つ目の質問に移りたいと思います。御案内のとおり、与論は非常に汚水処理人口というのが水洗化率が低くて、改めて紹介しますと、与論は昨年度末の最新の数値で57%に過ぎないということで、鹿児島県の平均83%なのに、非常に大きな格差になっているわけです。ちなみに和泊町は99%、知名町は95%、喜界でも73%です。奄美市に至っては92%なのですね。これは御案内のとおり、下水道であるとか農業集落排水、それから浄化槽を足した数値ですが、与論は農業集落排水とあと農業集落排水地区でないところは合併処理浄化槽で対応していくということで、今補助金を付けて頑張っているのですが、なかなかこれがうまくいっていないと。このし尿生活雑排水、これの水の浄化という点は非常に大きな課題だと思うのですよね。御案内のとおり、実は人間のし尿よりも、今5,000頭ぐらいいる和論の肉用牛の糞尿処理問題というのは、私どもの議会でも環境建設部会でいろいろ揉んでいるのですが、非常に喫緊の課題だと思うのですね。

ちなみに少し話が外れますが、肉用牛の糞尿処理のことを紹介させていただくと、水質汚濁の水を汚す物質の割合のBODという数字を使うのですが、このBO

Dの水質汚濁物質の割合の量というのが、これは農林水産省のデータから見たのですが、2歳以上の肉用牛1頭当たり1日に糞で20キロ、おしっこで6.7キロ、合わせて約30キロあるわけですね。そして農林水産省の出している肉用牛も含めて、ほかに乳牛とかもあるのですが、乳牛が量は多いのですが、乳牛と肉用牛合わせて日本にいる家畜の牛の1頭当たりと人間の大人1人当たりを比較すると、人間の60人分だそうです。肉用牛はちょっと少ないのですが、そう考えても仮に50人分だとしましょう、肉用牛1頭で人間1人当たりで換算すると50人分ぐらい相当するということですよ、大変な量ですね、牛は。いわば与論の人口は牛を人口換算して、糞・し尿のレベルで考えると、50人分ですから人口×50倍ですね。25万人という数値になるのではないですか。25万人の人口が与論に住んでいるというのと一緒だということですよ。この糞・し尿の処理についてはですね。

この牛の糞尿の問題は、非常に喫緊の課題だと思いますので別の場でまた議論したいと思いますが、今日は取りあえず人の糞・し尿処理の話ですが、この後喜山議員が私の次に総合振興計画の話もちょうと切り込むようですが、この中に是非私は数値目標を入れるべきだと思っているのです。人間の汚水処理人口の普及率を上げていただく数値目標を入れていただきたい。牛もですがですね。どうでしょう、総務企画課長にお答えいただきましょうかね。総合振興計画の中にしっかり数値目標、人間の汚水処理人口の普及率を今57.4%ですが、しっかり近い将来にこれ上げていただくようにですね、数値を入れていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（高田豊繁君） 沖島総務企画課長。

○総務企画課長（沖島範幸君） 総合振興計画の中での位置付けというのを、個別に目標を立ててやるという方法もありますが、そういったし尿の計画みたいな、別にそういった目標を定めていくというのが、いろいろな検討会を立てながらやっていくのがいいのではないかなとは思いますが、振興計画に何%までとか、その辺についてまた担当課と協議しながら検討してまいりたいと考えます。

○議長（高田豊繁君） 9番、沖野一雄君。

○9番（沖野一雄君） それは要はどんなにきれいな絵を描いても実現しないと意味がありませんので、しっかり実現していただければそれはそれで結構なのです。必ずしも数値をあまり個別の数値を入れる必要はないと思うのですが、しっかりと取り組んでいただきたいというところです。

答弁の中で、茶花地区に今展開している農業集落排水の未加入者というのがいらっしゃると思うのですが、この未加入者は農業集落排水地区については浄化槽の補助対象から外れているわけですね。当然外さなくてははいけないわけです。農業集

落排水事業というのがありますので。その未加入世帯を減少させるために今後改築とか増築等の機会を捉えて、加入促進をしてみたいというふうな答弁をいただきましたが、その未加入世帯というのは今どのくらい、何世帯くらいあって、その見通し、ちゃんとみんなが水洗化を進めて、未加入世帯ができるだけゼロに近づくような見通しというのは立っているのでしょうか。これは水道課長ですかね。

○議長（高田豊繁君） 仁✓水道課長。

○水道課長（仁★和男君） 今の調査の令和２年度末の調査で、茶花地区の対象世帯数が４６０世帯、未加入世帯が８０世帯ですが、やはりトイレ等の改修費用とかそういったものがかかるので、なかなか加入していただけない状況がありますので、その改修をされるときに是非加入していただきたいということで、このような答弁を書いております。

○議長（高田豊繁君） ９番、沖野一雄君。

○９番（沖野一雄君） この未加入世帯というのは、簡単に言えば垂れ流しをしているわけですね。浄化をしないまま海とか地下に垂れ流しをしているという状態ですので、非常にこれは解決していただきたいと思うところです。それで、私の提案ですが、与論の水洗化率、汚水処理人口というのを上げるためには２つポイントがあって、先ほど答弁の中にもありますが、まずはこの農業集落排水の経営改善あるいは未加入者の加入の啓発、それはもちろんのことで今水道課で頑張っていっていますが、これをまず１つしっかりやっていただきたい。そしてこの水洗化率を上げるためには、農業集落排水の区域外である、例えば那間校区とか与論校区とか、あるいは立長の遠いところとか、そういったところをほかの地区外への今浄化槽の設置補助金で進めていますが、これの見直し。要綱、制度の見直しですね、あるいは拡充。そういったことがやはり課題だと思うのですね、喫緊の課題です。答弁の中にありますが、汚水処理人口の普及率を高める上でのキーポイントなのですね。そこで、私２点提案したいと思います。提案はしますが、それを実際にやっていただくかどうかは、また皆さんで個別に、主管課の方で判断していただきたいと思いますが、例えば、今それぞれ要綱で補助の限度額がありますね。補助限度額の引き上げも必要ではないか。特に町の浄化槽設置事業補助金交付要綱の第４条１項２号の単独浄化槽及び汲み取りからの切り替えというところ。これについては、今でも補助率が少し上げていますが、ここをしっかりとやっていただかないと、地下水への影響、海への流れ、そういったところは特に懸念されるわけですね。そこをしっかりと補助率の引き上げも必要ではないかということ。それから２つ目は、補助対象の拡大。具体的には補助金交付要綱第３条２項７号、交付要綱第３条２項は補助金の対象外の規定が載っています。その中の７号にこういったのがあります。賃貸目

的、これは民間で事業を行う場合ですね、要するに貸しアパートとか集合住宅とかそういうところです。賃貸目的で設置するものというのは、今対象外になっています。これは先ほど南議員からもありましたが、町が進めている定住化促進にブレーキになっていると私は思っているのです。簡単に言いますと、農業集落排水地区でアパートをつくろうとしたりすると、当然集排につなげばいいんだが、そうでない地区外の人たち、那間校区、与論校区、立長の外れとか、そういったところでアパートをつくろうとすると、浄化槽の補助対象外なのです。非常に負担が大きいのです。これは町長が進めていらっしゃる定住化促進にブレーキになっていると私は考えています。先ほどから空き家の利用とかその定住化を進めるための住宅を探したりして、問い合わせが多いという総務企画課長の答弁もありましたが、これは民間が努力をして、じゃあ住宅が不足しているそうだから私が住宅をつくってみようかなと、あるいはまたリフォームしてやろうかないうときに、貸家だと対象外になるのです。そこは大きな問題だと私は思っているのです。そこで、ただ今の浄化槽は、あれはもともと国から始まっている補助事業なものですから難しいところがありますが、町単独でもプラスして、私は進めるべきではないかと思っています。それで、例えば、ネットで見てみますと、長崎県の島原市は要綱の中でこういうふうな表現になっているのです。集合住宅、建売住宅、貸家等については対象外だが、ただし、つくる前にあるいはつくっている途中で申請する前に居住者がすでに決定している場合は対象とするという例外規定があるのです。この浄化槽の主管課の水道課長は、是非調べていただいて、できるかどうかわかりませんが、アパートをつくったり今の住宅不足問題を解決するためには、絶対これはキーポイントだと思っています。ですから何とか補助対象に入れていただくように、農業集落排水地区外の民間アパートとかをつくる場合に、建てる場合に、浄化槽の補助対象にする例外規定を設ける、あるいは対象にするといった措置も必要ではないかと思います。その2点です。補助限度額の引き上げ、特に単独浄化槽、汲み取りからの切り替えの補助率を上げるべきだということと補助対象の拡大、この2点を私は提案したいと思います。

私が申し上げたいことは、さっきの牛のし尿まで触れてしまいましたが、観光の島と言いながらですね、やはり先ほど今度の第6次振興計画のコンセプトされている持続可能な島づくりというのは、今の国連の、世界が共通している認識です。持続可能な島づくりというのを与論も謳っているわけです。ですから、この持続可能な島づくりを持続可能な与論のまちの発展を目指す上で、町民の生活、衛生環境の改善というのは、非常に重要な課題だということは私があえて申し上げるまでもなく、皆さんよく御存じだと思います。そういう意味で、この与論の水質汚濁

をめぐる汚水処理人口の普及率を上げていくのは、喫緊の課題だと思うのですね。そういう意味で必要な集排であるとか、浄化槽設備の整備拡充を是非進めていただきたい。そのための財政措置というのは、私は急務の課題であるというふうに考えます。町長いかがですか。締めとしてお答えいただきたいと思います。

○議長（高田豊繁君） 町長。

○町長（山 元宗君） 本当に与論の島が住みやすい島、そして住んでよかったと思われるようなそういう生まれてよかったと思える島にするためには、水の問題は非常に大事だなと思っています。そういう面からも水質汚濁の観点からも、水の浄化というのは第6次振興計画の重要な柱になるかなというふうに思っています。その浄化槽の問題ですが、今単独浄化槽が12.5%ぐらい、汲み取りが30%少し超えているというふうな状況のようですが、今後その提案がありました限度額の引き上げ、それからその対象の拡大ということにつきましては、担当課とまた検討をしながら進めていければと思います。要は、本当に水を何とかしたいというのが次の大きな目標になってくるかなというふうに思っています。以上です。

○議長（高田豊繁君） 9番、沖野一雄君。

○9番（沖野一雄君） 町長の答弁、非常に期待を持たせる答弁だったと思います。観光の島ということで申し上げましたが、今地下水の汚染とかあるいは海の汚染とか、そういったことはもう取り返しがつかないかもしれません。そのぐらい非常に逼迫していると私は考えているのです。そういう意味で、是非その地下水を汚さないためにも、取り返しのつく今こそ、今でしょという感じですね。やらないといけなと思いますので、是非町長を中心に積極果敢に緊急に取り組んでいただきたいというふうに御提案申し上げて、私の質問を終わりたいと思います。

以上です。ありがとうございました。

○議長（高田豊繁君） 9番、沖野一雄君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩します。

—————○—————

休憩 午前10時55分

再開 午前11時00分

—————○—————

○議長（高田豊繁君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、5番、喜山康三君の発言を許します。

5番、喜山康三君。

○5番（喜山康三君） こんにちは。一般質問を始めたいと思います。よろしくお願いします。

1 第5次振興計画の検証と新たに第6次振興計画策定が進められている。これらについて見解を伺いたい。

(1) 第6次総合振興計画策定においては対費用効果、優先順位、事業の適性規模など長期的な視点での財政規律を考慮して進められるものとする。策定に当たって全体を網羅した、いわゆる串刺しにしたコンセプトは何か。

(2) 新型コロナ発生など想定外の災害、非常事態に対処できる体制作りを振興計画策定に反映しているか。消防、救急についてどのような方針に基づいて取り組むつもりか。

(3) 第6次総合振興計画策定において新学習指導要領をどのように反映させるつもりか伺いたい。

以上、3項目についてお願いします。

○議長（高田豊繁君） 町長。

○町長（山 元宗君） それではお答え申し上げます。まず最初に、第6次総合振興計画策定に当たってのコンセプトは何かということです。

第6次総合振興計画の策定につきましては、現在総務企画課において計画素案の取りまとめを行っています。

今年度は、本町において行財政改革大綱や観光総合振興計画、公共施設等総合管理計画、住生活基本計画など、各分野における事業の基本計画が本計画と並行して策定・改定されるため、各計画との整合を図りながら、本町を取り巻く社会情勢や地域課題へ対応し得る計画内容とするべく、素案の作成を進めています。

計画の全体を貫く基本的な柱に、「持続可能な島づくり」を掲げ、その実現に向け、「暮らしの基盤となる生活環境や社会機能の維持・強化」、「産業活動の多様性や連携強化による域内経済の振興」、「次世代の地域を担う人材の確保・育成」などを軸として素案をまとめ、今後住民の方々から幅広く収集した意見を推敲の上、最終的な総合振興計画案として策定を予定しています。

次に、非常事態に対応できる体制づくりということです。

自然災害などの応急体制については、与論町地域防災計画に基づき、消防・救急を含めた各関係機関との連携体制が構築されていることから、この基本方針に沿って取り組んでまいりたいと存じます。また、消防や救急業務につきましては、沖永良部与論地区広域事務組合に定める規約及び同運営協議会の運営方針等に基づいて、適正な業務運営が推進できるよう取り組んでまいりたいと存じます。

新型コロナウイルス感染症等の感染症対策としては、これまで与論町新型インフルエンザ等対策本部及び対策室設置規定に基づき、新型コロナウイルス感染症対策本部を設置して、さまざまな対策を行ってまいりました。

特に本町でクラスターが発生した際は、県主導により保健センターの一室にY O R O N C - H E A T（与論シーヒート）と銘打った現地調整本部を設けて、鹿児島県くらし保健福祉部医療審議監兼次長そして鹿児島大学の感染症専門医、また徳之島保健所及び与論徳洲会病院など関係機関と連携して、毎日オンライン会議を開催しながら、対策スケジュールを協議しておりました。現在も、必要時は情報交換を行っています。

新型コロナウイルス感染症の影響で、オンライン会議が主流になりつつありますが、この感染症拡大の副産物として、非常に便利なツールとなっており、今後自然災害など非常事態の際にも活用して、関係機関との連携を進めてまいりたいと考えています。

○議長（高田豊繁君） 町岡教育長。

○教育長（町岡光弘君） それでは、第6次総合振興計画策定において、新学習指導要領をどのように反映させるかについてお答えいたします。

人間が暮らす社会は、狩猟社会、農耕社会、工業社会というようにその時代ごとに姿を変え、今、我々は「S o c i e t y 4 . 0」と呼ばれる情報社会を生きています。しかし、社会は今後、人間がA Iやロボットの力を借りながら、より快適で活力に満ちた生活を送ろうとする「S o c i e t y 5 . 0」時代へと進んでいます。そのため、本町の学校教育においては、そのような未来社会を切り拓くための情報教育や、変化の激しい社会を心豊かに生き抜くための心の教育の充実、さらに、今日的課題でもあるいじめ・不登校への対応の徹底を図ってまいります。また、新学習指導要領で特に重視されている「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善が各学校で確実に進むようにします。

また、郷土教育の推進を大切にしながら、生きる力の基礎ともなる基礎学力の定着や、一人一人の教育的ニーズに対応した特別支援教育の充実等を図るために、学習指導要領が目指す「個別最適な学び」（指導の個別化と学習の個性化）の実現にも力を入れます。そして、今年度各小・中学校に配備された1人1台端末やW i - F i環境を積極的に活用し、G I G Aスクール構想も一層推進します。

このような方向に沿って、指導体制、研修、教育環境整備の充実を図り、指導要領の趣旨を反映してまいりたいと考えます。

○議長（高田豊繁君） 5番、喜山康三君。

○5番（喜山康三君） 最初どういうコンセプトかということをお聞きしたのですが、先ほどの沖野議員からも答えを出していただいて、まさに各議員からいろいろな質問が出されていますが、基本的には同じ意味ではないかなと思ってはいるのですが、やはり持続可能な社会、S D G sですね、その中でも最も重要なものはやはり

少子高齢化対策ではないかな。これにはもう10年以上前から叫ばれていますが、
どういう形で具体的になったかというのを見たときに、経済的な支援とかその程度
のものであって、社会全体の支援のあり方としての設計がなされていないような気
がします。この第6次総合振興計画の策定において一番個別問題がどうのこうのと
いうわけではありませんが、この問題策定に当たってどのような手法とか考え
方でやっているのか。振興計画表を今までずっと見ていっても、いわゆる総論みた
いなものを並べ立ててどうにでも解釈できる、できなかったのかできないのかもわ
からない。それで評価にしてもあやふやな表現で終わっている。それでは一体何の
ための振興計画なのかなという疑問がありまして、それからまた振興計画に基づい
て国や県に一定の事業予算を請求する、補助とかをお願いするときでも、私たちは
こういう振興計画を立てていますと。その振興計画を実施するためには、是非これ
が必要ですよという形の1つの予算要求するときの下支え、それにもなる大きなもの
ではないかと思います。それとはまた反対に、突然にこういう事業をしたいから予
算を付けてくれという話も、今までいろいろあったと思います。特に、消防なんか
の工作車ですね、1億円近くの車を作業救助車をすぐ要求してくる。それをはい、
はい、はいと言って予算を付けて出す。本当にこの予算の付け方として一定の方針
に基づいてされているのかなと、非常にそういうところで私は疑問を持って、この
振興計画のあり方について、つくり方、そのコンセンサスのやり方、それについて
非常に大きな疑問がありまして、やはり何と言ってもこういう実務にたけている副
町長ね、あなたが一番中心になってやるべきではないかなという感じがするのです
よ。各課にまたがって全部コントロールして、これを優先しましょうよ、これから
主体的にやりましょうよと。そういうことをやはり一番最も留意してやってもらわ
ないといけない立場にあるのは、もちろん総務企画課長であるかもしれないが、副
町長の責務は非常に大きいのではないかと。この振興計画に対する副町長の考え方
ね、私は町長に質問となっていましたが、副町長にお聞きしたいのですがいかがで
すか。

○議長（高田豊繁君） 久留副町長。

○副町長（久留満博君） ありがとうございます。

第6次の総合振興計画に当たりましては、まず第5次の達成率というのが一番大
切ではないかなというふうに考えました。その分につきましては、昨年度総務課の
方で、各課あるいは担当で大まかにまとめてございますが、この10年計画という
中で今一番与論が抱えている問題はどのような問題だろうというのを出示して、最
重要課題というのをつくっていかなければいけない。そのためにはどうしても後ろ
盾、予算ということが必要になるわけなのですが、その予算の確保につきまして

も、従来どおり経常的にも恒例化した補助金、そういったものを見直していかなければいけない。いつまでもありきの予算ではいけないと思います。10年間かけて育成できなかった分については、やり方を見直すかあるいは削って方向性をまた変えていく必要もあるんじゃないかと思っています。次々新しい事業、新しい施策をやっていく中では、限られた予算の中でどこか1つをまた落としていかななくてはいけないということもありますので、その辺は担当とも十分に協議をしながら、もう一押しの事業もたくさんあります。では、10年計画の中であとどのくらいで達成できるのかというのも、具体的にやはり詰めていきながらやってまいりたいと思っています。詳しいことにつきましては、今最後の詰めの段階に入っていますので、そういった報告を調整をしながら進めてまいりたいと思います。

○議長（高田豊繁君） 5番、喜山康三君。

○5番（喜山康三君） 個別の案件にどうのこうのということであれば、個別のことを出して質問するのですが、ただ、さっきの沖野議員からも言われているように、一定の目標値の設定も必要ではないかと。そして評価したときに、では何で評価するかといったらそこで曖昧になっているわけですね、言葉であるから。そして今副町長が言われた最重要課題を拾い上げられて、それを今後どういう形にして生かしていくかということで、今答弁いただいたのですが、例えば、今のNTTの光ネットの問題どうなっているかわからん。そしてごみ問題、ごみ焼却場の小型家電の廃棄とかごみの収集のあり方、ごみ1つをとってもさまざまな問題や課題がありますよね。そして、現在つくられておいていた、ほったらかしている清掃センターの建物の撤去処分。それから今から質問がありますが共同墓地の件、共同管理のあり方、共同周辺の伐採の仕方ですね。海浜保全、百合ヶ浜の減少問題、それから海浜漁港の保全問題、台風や地震や津波など自然災害への対処の方針、上下水道の経営の問題、淡水化プラントは今後大きな投資が必要だという話が来ています。しかし与論町の水道は鹿児島県一高い水道料ですよ。高い水道料の理由というものを私たちはまだ説明を受けていないのですよ。一体ずぼらな経営をしているのか、何でそういう状態になるのかのきちんとした説明がないわけです。それから畜産による地下水汚染問題、さっきそれもまた指摘をされました。今まで議会の中でさまざまな問題や改善点について質問されていますよね。それらについてそちらでふるいをかけて、どれから優先するかということは御検討されていますか。どうですか、総務企画課長。

○議長（高田豊繁君） 沖島総務企画課長。

○総務企画課長（沖島範幸君） 総合振興計画につきましては、この行政で進める計画の中で、最も最上位の計画だというふうに認識しています。その中で特にその最上

位となる振興計画の中では、やはり島がどういうコンセプトをもって将来像を描いて進んでいくかというその基本構想をですね、それが第1点だと思います。それから次に、いろいろな各分野があると思います。産業だったり福祉だったり、医療だったり子育てだったり、環境防災、いろいろな現状に対して課題があるかだと思います。それが基本計画に位置付けられてくるのかなと思います。そして3番目にその課題に対してどういう方策、政策をとっていくかというのが実施計画ということになってくるかと思いますが、先ほど喜山議員がおっしゃったように、この各分野の施策というのは、いろいろな視点から考えていきますと膨大な数があると思いますが、その中で例えば先ほどおっしゃったこれからやる多くの事業がありますが、今現在まだ年度とかどういった規模かが定まっているのは給食センターがありますが、あとの例えば学校だったり中央公民館、それから解体の問題、共同墓地の問題、そういったのを一切いつやってどのくらいの規模で、どれくらいのお金がかかるというのはわからない状態です。それを実施計画に位置付けるというのはなかなか難しいところもありまして、なので、今後実施するに当たって検討委員会とかそこからいろいろ揉んで、事業費だったり規模だったりを決めてくるのかなというふうに思っています。それで、今回私も第5次総合振興計画の担当として、11年前にやってきましたが、なかなかその振興計画の実施計画に基づく作業というのができないのもありました。また突然その先ほどあったように入った事業もあったりして、財政計画とかなかなか難しいところもありました。今回私たち総務課で進めているのは、直近の1、2年、令和4年度、5年度、すでにわかっている年度の実施する施策については、実施計画として定めて、それ以降については令和4年度、5年度のところでまた次のところを決めていくという考えをしています。ただ、10年間何をするかというのはもちろん基本計画の中で、例えば共同墓地をしようとか何とかというのは決めますが、いつ幾らでというのはなかなか示せなくて、今回の振興計画に当たっては、ちょっとスタイルを変えて進めてまいりたいというふうに考えています。

○議長（高田豊繁君） 5番、喜山康三君。

○5番（喜山康三君） 振興計画、今話を聞くともちろんさまざまな各担当課とか分野にわたって、非常に大変な作業であると思うのですよ。逆に振興計画というものは、ある意味島の方向性を示すために根幹にある事業を、どういう事業を最優先にすべきか、どういうことを先にやるべきか、そういう1つのある意味では事業の序列を決めることの判断になる材料になるものではないかと思っています。中途からある意味政治的な力で変な大きな仕事が入ってきたときに、本来やるべき事業を先送りしてそれを先にするとかね、そういうことがあるかどうか分かりませんが、そ

ういうことがないためにも一定のタガをはめる必要があるのではないかと。そしてこの事業から先にしてここに予算を付けなくてはいけないから、この事業はちょっと待ってくださいよと、これからやるべきだということもあると思うのですよね。特に町長が替わったらどうなるかわからないから、いくら振興計画をつくってもね。町長が替わったら町長の方針でころっと俺が公約したからやれ、これから先にやれと押し付けてくるかもしれないでしょう、逆に。そういうことではなくて、将来の10年、20年先を見据えて、基本的な根幹というものをつくるわけですから、そこはきちんとしてぶれないようにするためのものをやはりつくらなくてははいけない。そのためにはそのための努力をどういう形でされているか。お聞きしますが、この振興計画を策定するメンバーは何人いらして、そして、今まで何回会を開かれましたか。

○議長（高田豊繁君） 沖島総務企画課長。

○総務企画課長（沖島範幸君） 今まで会については場内の庁舎内の会は実施していますが、町民を交えたまちづくりの委員とかというのは、まだ実施していないところです。今ウェブアンケートだったり、各分野でのアンケートを取っておりまして、そちらをまとめてまちづくり委員会とか、その辺を進めてまいりたいと考えています。

○議長（高田豊繁君） 5番、喜山康三君。

○5番（喜山康三君） あのですね、そこが問題なのですよ。もちろんネットでウェブのアンケート調査も全部目を通しました。それでいろいろアンケート調査していますが、問題を出すというのですか、その回答をする問題提起についてもどうかなというのはいっぱいありましたが、これだけの方針を進めるために、私こういうある意味軽はずみな形で作成していくと、現場の人も見る人はやはりそれだけのものしか見ないのですよ。やはり町民の方々にも全部告知して、今はこういうことです、住民を巻き込んだ形の振興計画になっていない。やはりそういうその辺の全てにおいて、住民への告知、広報、全て欠けているのが多いのではないかなと思っています。ましてやこれは、今年の3月にもできると思うのですが、その間そういう会合も何回開かれる予定ですか。そしてそのメンバーは私が思うには、例のごとく公民館長とか役場の職員の皆さん、それに何人か一般町民からお願いすると、そういう感じのメンバーのあり方ではないかなと。それで本当に住民の考え方をすくい上げることになるのかなというので、非常に疑問に思っていますがいかがですか。

○議長（高田豊繁君） 沖島総務企画課長。

○総務企画課長（沖島範幸君） まちづくりのそういった委員のメンバーとしては、現在今後10年間、現在主軸としていろいろな産業のところで頑張っている皆様方を

お願いして、また各分野ごとで男女比とかその辺も全部含めて、大体40代ぐらいの方々を選出してまいりたいというふうに思っています。今、奄美群島成長戦略ビジョンというのを策定していますが、そういったメンバーの中にも、その大半をまたお願いをしていくというふうに考えています。

○議長（高田豊繁君） 5番、喜山康三君。

○5番（喜山康三君） その協議会ですか、検討会は全部で何人いらして、その検討会是一堂に会してされるのですか。

○議長（高田豊繁君） 沖島総務企画課長。

○総務企画課長（沖島範幸君） もちろん素案ができましたら、一堂にその会を開いてそこでまたその方策について議論していただくということで思っています。

○5番（喜山康三君） 何人ですか、大体でいいです。

○総務企画課長（沖島範幸君） 15から20というところかなと考えます。

○議長（高田豊繁君） 5番、喜山康三君。

○5番（喜山康三君） 私ですね、20人の方がいて会合を開いたら、朝から晩までやっても20人の方が本当の意味での意見が出せるような時間があるのかなというのがあるわけ。だからその会の進め方でも部会を設けるとか、一定の専門分野というか分けて、ずっと3カ所ぐらいの部会に分けてもらって討議してもらって、その部会から検討委員会の委員長に出してもらって、そこで調整をとるとか。やはりもっと意見の取り方、あり方が、進め方が非常に形骸化しているのではないかと。そういうやり方のことも是非私は提案しておきますので、御検討ください。

それから、さっき消防のこともちょっと取り上げましたが、先に町長と議長が沖縄にドクターヘリのことで行かれたみたいですが、これは外れていますが、もしよかったらその経緯について、この議場で一言お願いします。どういう話ができたかどうかですね。

○議長（高田豊繁君） 町長。

○町長（山 元宗君） 今御承知のように、ドクターヘリにつきましては、町民から沖縄にも運べるようにしてほしいという要望が出ておりまして、それに対応するために議長と2人で、沖縄の県議会議員などをお願いしながら県庁の方に行ってまいりました。向こうでは結局、我々の趣旨は大変よく理解していただいたということで、ありがたい回答をいただきましたが、ただしこれは鹿児島県側からお願いすべきことじゃないのかなと。結局向こうは受ける側なのでというふうなことで、私たちがそのどうこう検討して鹿児島県に申し上げることはないの、あなた方が働き掛けなければならぬのではないかと。ただし、事務方ではすでにいろいろな話をしているみたいでございまして、そのことにつきましては詳しくは言われ

ませんでした、いい方向に進んでいるような口ぶりではございました。ただ、これが本当に緊急にできるかという、まだ少しいろいろとクリアしなければならない問題も出てくるのではないかなということですので、昨日、一昨日でしたか、大島病院のドクターヘリの担当の方がヒラカワさんが見えられて、与論はそういう方向に向かっているという話でございましたから、沖永良部は向こうの距離が長いのでどうなるかは今後の課題だと、与論だけ先にどうこうというのができるのかどうなのかも考えていかなければならないということでしたので、今後また浦添病院にも行ったり、あるいはまた県にもお願いに行かなければいけないのではないかなと思って、今思案をしているところです。以上です。

○議長（高田豊繁君） 5 番、喜山康三君。

○5 番（喜山康三君） 町長と議長が一生懸命していただいたおかげで、大前進ですよ、ありがとうございます。私今度12月21日に、沖永良部で消防議会があるのですが、特に与論の分遣所のことの状況を見ると、かなり手狭だと。やはりコロナとかそういう感染症が出た場合に、救急車で搬送して帰ってきたとき、その救急車は簡単な話が同じ車庫に入れるわけですよ。そして同じところから所員は出てくるわけですよ。私の考えからすれば、そういう感染症対策で出た緊急車とか救急車というのが、別途の場所に入れてきちんと防疫体制を取った形で車から降りて、所員も事務所には入るべきだという考え方がありまして、そういう処置が取られていない。それから、今までいろいろな作業工作車とか入っていて、またこれらのメンテ管理いわゆる保管、それなんかにしても非常に庁舎も狭いなど。そしていろいろ雨漏りもしていると、何らかの形で手直しも必要ではないかと。けれど向こうの計画にも載っていない、ましてや与論町の消防、この振興計画の中において消防に関することについては、小さなことは触れたとしても大きな意味での方針は見られないと。この辺のこともありまして、是非分遣所、私がそう言うのはおわかりと思いますが、やはり与論町は与論町で独立したほうがいいのではないかなという考えがあってそれを言っているのですが、その与論の消防のあり方もこの辺でちょっと見直してほしいと。振興計画の中にこのあり方をどうするのか。自分なんかの島で必要な設備が本当に別にあるのではないかと。その辺もいろいろ考えさせることがあって、こういうことも振興計画のここに入っていないと。そういう意味で申し上げているわけです。総務企画課長は十分におわかりだと思いますが、よろしくお願いしますね。

では、副町長、消防はもうそろそろ30年以上過ぎて、こういうさまざまな問題が出てきているわけですよ。いわゆる分担金の問題、負担金の問題ね。そして救助工作車も和泊と知名には両方2カ所入れていますよね。本所に1台でいいかなと

思ったのですが、それももちろん与論町も負担するわけですね。だから、いろいろな意味で大田議員からも消防団のことについて質問が出ていますが、非常消防と常時消防との優遇を図って、緊急体制の新しい制度、方策、組織のあり方を考えてもいいのではないかと、そういう意味で要望ということで述べておきます。いかがですか、副町長。

○議長（高田豊繁君） 久留副町長。

○副町長（久留満博君） 今回の反省を踏まえますと、広域は広域としてのやはり必要性も感じています。我々1島1町のこのスタッフの中で、どうしても乗り越えられないという部分も出てきますので、そういったときの体制というのは、広域を乗り越えて奄美全体あるいは県を中心にしたような体制を、もっともっと離島であるが故に構築をしていく必要はありますし、やはり普段から確認をしていく必要もあるのではないかと思います。ただ、現実的に普段の生活を考えていきますと、より最小限度の予算でどう運営していくかというのも、また大きな課題でもあると認識をしています。

○議長（高田豊繁君） 5番、喜山康三君。

○5番（喜山康三君） これについて詳しく論じるのは、もう次の機会に譲ってですね、基本的に広域の是非の話をしているわけではないのですよ。与論町民の命と財産を守るための組織のあり方、あり方はどれかということを行っているわけです、私は。費用、お金の使い方、それを今後10年のことを考えた場合、今のやり方、あり方が本当に島民の生命と財産を守り、そして安全、防疫体制もつくったり、そういうさまざまな手法ができるかな、そこに非常に大きな疑問があってお聞きしたわけですが、では次に入りたいと思います。

教育長に質問したのですが、今与論町立小中学校のあり方検討委員会というのをされていますよね。そもそもこれはどういう目的でされたのですか。

○議長（高田豊繁君） 町岡教育長。

○教育長（町岡光弘君） 少し流れから申し上げます。前の第5次振興計画には、教育施設の整備というところで、老朽化した2小学校について建て替えを目指します。その際環境への負荷の軽減に対応した施設エコスクールづくりを検討していますというのが第5次振興計画になっているわけです。古くなりまして、いよいよ建て替えをということで予算を積んだりということの段階に調査をしましても、非常に那間小が低いというのも御存じだと思います。というところから、さてこういう時代を経て、その今後本当に3校必要かということも、この際1回確認を町民にもすべきではないかという内部での声も挙がりました。では、与論町の学校のあり方ということで、どういう教育についての要望があるかということも、先ほどのようにあ

り方検討委員会の中で問うてみましょうという経緯の中で、さまざまな教育へのニーズ、希望、その学校の統廃合も含めてですが、するかしないかという問題ということで提案したのではなかったけれども、生徒数の推移、人口の推移を上げていきましたら、急に統廃合ありきなのかというような話の中で人々がやったという経緯もございました。簡単に言いますと、今後の学校のあり方をどのようにしてほしいかという全体的な中で問うという形を取っていたという流れです。

○議長（高田豊繁君） 5番、喜山康三君。

○5番（喜山康三君） 私が特に質問したいのは、学校の校舎が云々かんぬんというより、今からの子供たちの教育のあり方として、新学習指導要領が出してあるわけですね。これに基づいてどういう形で与論町の学校の編成だとか、さまざまな意味でのことを取り組まれているかなということをお聞きしたかったのですが、検討委員会でお配りした資料の4ページに、幅広い見地から検討するため学校のあり方検討委員会を設置とあるのですね、幅広い見地から検討するといったときに、この会の会議録をぱっと目を通したところ、統廃合と学校の校舎の建設、ほとんどこれだけに偏っていますよね。これについてこう言うてはなんなのですが、今まで議会でも何回も論議されていますが、教育委員会として島の子供たちの教育をどういう形でやっていこうとか、そういう意味での方針が示されてほしいなということなのです。それが私が見た感じ、感じ取れないものだから、それはどうですかと聞いているわけなのです。別に詳しい話ではないのですよ。

○議長（高田豊繁君） 町岡教育長。

○教育長（町岡光弘君） ありがとうございます。その前におっしゃるように、さまざまな考え方があるということも含めていたので、こういう時代に合わせて町民の声を聞くつもりだったのですが、ウエイトが今のような方向にいったと。その前に沖野議員からも3校ありき、鼎立すべきですよという議会のあれも町民には伝わっているとは思いますが、それからWi-Fi環境そういったものもあります。教育委員会はどうかということについて、その時点で教育委員会がどちらかということを中心とするという教育委員会の内部での検討はちょっと控えておこうと、あり方の前にはですね。そういうふうを考えておりまして、教育委員もメンバーの中に入って、共に町民の声を聞きながらしっかりと把握していくという形を、今回のあり方検討委員会には入れたわけです。さて、では教育委員会でやっているかということについて、今回の答弁にもありますように、その今後の方向はどうかということをお問われれば、教育長としては多くの思いを持っています。1つは、今ここにも述べてありますが、新しい時代の教育に耐え得る子供たちを育てなければいけないと思っていますので、変化の対応に耐え得る子供たち、しっかりとした考えを持ってい

ける子供たち、いわゆる思考力、判断力、表現力といいますが、特に島の子は表現力というのは先ほどもありましたように、謙虚であったり遠慮をしたりします。それからデータに基づいてしっかり意見を述べるということもやや少なめです。そういったことを踏まえると、今の新しい学習指導要領の考え方というのは、まさに与論でも率先していかなければいけないということで、柱の中に第6次総合振興計画の中には、大きな2番目に海洋教育を中心とした人づくりを入れて率先したいことも取り組む予定で計画をしています。途中になりますが、以上です。

○議長（高田豊繁君） 5番、喜山康三君。

○5番（喜山康三君） 何か私の質問が悪いからかわかりませんが、教育委員会って一体どういう仕事をされるのかなというのが逆に疑問にも思っているのですが、今の与論のここにあるように、小中学校ですね、それとこども園とか一緒にされているのですが、その中でどういう方向性を見つけて学校をつくって、どういう教育の仕方をするためには、学校のつくり方はこうでなくてははいけない。今また理科の予算を付けてくれということの陳情書も来ていますがね、いわゆる付けたとしても理科の担当者、その専門職員は果たして手当でできているのかな、いろいろ疑問は持っているのですが、いずれにしてもここにあるように、先生、教職員の確保の問題とか、それから児童生徒数の減少とか、学校の老朽化ですね、さまざまな問題が噴出しているわけですが、このことについて、逆に教育委員会はどのような考え方かということをもまず示していただけないかなと。その子供たちが、そして学校教育のためには、それをするためにはどうするかといったら、現場の先生方の意見が重要ですよ。だったら、与論の小中学校の教職員の皆様にどのような形の方向性にしたいほうがいいのかとか、そういう意見を聞くとか、そういう主事を中心にしてされているのかどうか。それはどうですか。

○議長（高田豊繁君） 町岡教育長。

○教育長（町岡光弘君） ありがとうございます。その件に関しましては、この検討委員会には校長先生を入れていますが、日頃の中では、例えば生徒指導あり、特別支援教育あり、金銭教育あり、今のようになんかさまざまな教育がありますので、いろいろな場所でいろいろな会合で子供たちの話はもちろんしています。教育委員会も不登校の問題あり、この海洋教育あり、それから先ほどのように共同的な学びと言いますが、どのようにしたら子供たちがお互いに助け合いながら、1つの共同活動を通していろいろな意見を取っていくかという内容の討議ありで、さまざまなことを日々語っていきいますが、本当に足りないぐらいに時間は過ぎていくぐらいです。

1つ方針をということですが、基本的な大方針は、大きくは新学習指導要領をよく理解をして、その新学習指導要領と先の時代を見通して、与論町の実態がどのよ

うな子供たちにあるかを見通して、そこにウエイトをどのように与論の子供を育てていくかというところに置いて語るということが多いので、大きな方向というのは、教育界の方向は基本的には新学習指導要領、10年ごとに改定される学習指導要領をよく理解をして、日本のあり方、世界の中にある日本人としてどう育っていくかという中から、与論の子供たちはどういう実体かというところに立って考えていくという形では、さまざまな形で論議はしているつもりですが、喜山議員の意図している分科会を開いて、どういうことについてというまとめをしたりということでは、していないということになりますね。

○議長（高田豊繁君） 5番、喜山康三君。

○5番（喜山康三君） 教育長は長い間教育長をされているわけですよね、どこの部分にどういう課題があるか、どこの部分にどういう問題があるかということはもうすでに御承知だと思うのですよ。その問題を解決して、今後の与論の学校はどうあるべきかということの基本的構想というのは、自分なりに、教育長なりに持っていらっしゃるんじゃないかと。それを教育委員の皆さんともっとかんかんがくがく論争してもいいんじゃないですか。私はもう昨日今日教育長になられたわけではない、校長もされて、全部精通しているわけですよ。でしたら、どういう方向がいいんだと、私は教育長であるならこういうやり方をやっていきたいと、それをきちんと出していいんじゃないですか。もう要するにそのときそのときのそういう話ではなくて、そのことについて教育長はどう考えているか。

○議長（高田豊繁君） 町岡教育長。

○教育長（町岡光弘君） そのとおりだと思います。そのとおりは教育行政要覧に全ての項目について、あるべき方向や課題というか生涯学習関係から全て載せて、こういう旨ありたいですというのがウェブにアップしてありますように、特別支援ではこう、生徒指導ではこうありたいということの中に、柱として海洋教育も今盛り込んでいるという意味ですので、私としては例えば具体的に何をかというように言われればお話はしたいが、全ての項目について一応方針は示して、それを校長先生方、学校にも送って、それを問いながら毎年一部変更したり重点を置いたり変えたりというふうにして毎年少しずつ変えて、いい方向の子供たち、育成ということを考えているという意味です。

○議長（高田豊繁君） 5番、喜山康三君。

○5番（喜山康三君） 私が教育長にお願いしているのは、一定の形でそういう会合を進めるときにも、何もなしではなくて、教育委員会として一定のたたき台を出して、10年はこういう教育方針でいきたいから学校整備はこういうやり方をしていきたいと、1つのたたき台を出してもいいのではないかと。それに対して各委員の

意見とかいろいろな方々の意見を集約しながら、まとめていくという方法をしない限り、今のやり方では雲をつかむような話なのです。この会議録を見ても、学校の統合の話なのか建て替えの話なのか、それとも3校になるのか2校になるのかもわからない。それでは論議にならないわけです。やはりその辺を教育長がしっかりしたものの方考え方をやっていかないと、ほかの委員の方も学校長だってついてこれないですよ。そこをめりはり利かせた形の指導をしてもらわないと、僕はそう思います。町長は、校長を大分されている大ベテランなわけですよね、是非それについてどうお思いですか。

○議長（高田豊繁君） 町長。

○町長（山 元宗君） すみません、この問題につきましては、私からも教育長にお願いをした手前ですので。実は基本的に私の考えとしましては、町民の英知を結集して政治をしてまいりたいという、これが私の最初の気持ちでございまして、我々が育った頃、本当に校区意識が非常に強かったあの時代から、今の子供たち、今の親はどんな考えを持っているのか。スポーツ少年団で交流してやっている、そういうふうに校区対抗意識がまだ残っているかどうかというのをまず聞いていただきたいというふうなことで、教育長にお願いをしたわけです。それで、新しい校舎をつくるというときに、何も考えずに、はい那間小はもう古くなったから、那間小をつくりましょう、はい、茶花小が古くなったから次ですよということではなくて、本当にそこに子供たちを通わせたいという保護者の本当の気持ちが集結したときに、そこにつくるというふうなことは大変大事なことでないかなと。同じ学校をつくるにしても、愛情が違うのではないかなと。私たちはこの校舎を守ってきたんだよという誇りがまた出てくるのではないかなと、やはりそういうふうなことをもう一度若い方々、若い保護者に青年団も加えて考えて意見を聞きたいなということを申し上げて、あえて教育委員会のどうのこうのは控えていただきたいとお願いをしたものですから、すみません、それで非常に御不満があったかもしれませんが、私の思いはそういう意味でございました。

○議長（高田豊繁君） 5番、喜山康三君。

○5番（喜山康三君） 皆さんは行政官ですよね、いわゆる政策提案ですよ。本町の教育行政を将来にわたってどうしようかという提案をした側ですよ、ある意味では。だから提案者側がどういう方針でやるか、何をやるかもわからないで、町民から意見を聞いてやりますよなんて言われたら、誰が提案者かわからなくなるわけ。それ一定の形で取りまとめた段階で、集約した段階で早く出すべきでしょう。給食センターにしても随分長い間持ち越しされた案件ですよね。いまだに結論が出ていないという状況なのです。だから、6次振興の中にもいくら盛り込んでも、全て御都

合主義みたいな形でやられたのでは、何にも目的が達成できないのではないかと、ある意味緊張感が足りないよ。それじゃあ一体何ですかって。是非ですね、この辺もう少し緊張感を持って私たちの議会にも提案するなら、それなりの覚悟でやっていただきたいと、是非それを要望して私の一般質問を終わります。

○議長（高田豊繁君） 5番、喜山康三君の一般質問を終わります。

ここで、昼食のため暫時休憩します。午後は13時30分から再開したいと思います。

-----○-----

休憩 午前11時55分

再開 午後 1時27分

-----○-----

○議長（高田豊繁君） それでは午前中に引き続きまして、会議を再開したいと思います。

次は、7番、大田英勝君の発言を許します。

7番、大田英勝君。

○7番（大田英勝君） 皆さんこんにちは。猛威を振るっていた新型コロナの感染状況がすっかり落ち着きを取り戻し、第6波到来の懸念もささやかれてはいますが、今のような状況が長く続き、このまま収束に向かってくれることを願わずにはおれません。ところが、オミクロン株の出現により、状況はにわかに緊迫感を増し、今後若干の不透明感が漂ってまいりました。これまでの規制が緩和され、経済活動も徐々にできるようになりましたが、引き続き基本的感染予防を徹底しながら、経済活動を進めていく必要があります。新型コロナの落ち着きに変わり、新たに出現した問題が大量の軽石の漂着です。突然降ってわいたように大量の軽石が奄美・沖縄島に漂着し、我が与論町でもさまざま問題が出ています。この軽石漂着の件では先の衆議院議員選挙の最中、岸田総理は鹿児島市での応援演説の中で、「軽石漂着問題はしっかり対処する」と話されました。そして一昨日の臨時国会での所信表明演説の中でも「除去作業の経費や漁船の休業補償等についてしっかり対応する」と言及され、補正予算では70億円余り提示をする見通しとなっているとの報道もあります。軽石漂着の問題では、与論町民の対応が大変すばらしかったと思っています。10月中旬に漂着後、いち早く多くの町民が動き、上は80代から下は10歳未満の幼児まで、老若男女、町内のさまざまな団体や個人が計画的にあるいは自発的に除去作業を実施しています。大勢での作業風景は実に壮観で、さすがは誠の島の住民だなと、与論町民であることが誇らしくさえ思いました。そして、去る11月28日には、軽石漂着を笑って吹き飛ばすような軽石フェスティバルも開催されまし

た。このように降ってわいた災害さえもお祭りにしてしまう与論の若者のバイタリティには、まさに脱帽です。

それでは、令和３年第４回定例会に当たり、先に通告した件について質問をさせていただきます。

１ 消防団員の処遇改善について

- (１) ２００万人近くいた全国の消防団員が年々減り続け、２０２０年には８１万８０００人となった。消防庁は、団員減少による地域防災力の低下に危機感を募らせ、団員への対価の低さも減少の一因だと捉え待遇改善策の検討を始めた。去る４月には検討会の中間報告書及び消防庁長官通知が出されたが、本町においても通知の内容を参考に、できるだけ標準額に近い処遇を行い、団員の確保や士気の高揚等、充実した消防団活動ができるような環境づくりが必要だと考えるが見解を伺いたい。

２ 新西区町営住宅から県道への道路拡幅について

- (１) 西区に新しい町営住宅が建設中で誠に喜ばしい限りであるが、住宅から県道に出る道路の出口周辺がカーブで幅員も狭く、うっかりすると脱輪の危険もある。特に夜間は危ないと思われる。ついては、早急に拡幅工事を進める必要があると考えるが見解を伺いたい。

３ 学力向上への取組について

- (１) 本年は２年ぶりに全国学力テストが実施された。先般、その結果が公表されたが、本町は全国や県に比べてどのような結果であったのか。結果についてどのような評価をしているのか。また、本町では学力向上のためにどのような取組をしているのか伺いたい。

よろしくお願いいたします。

○議長（高田豊繁君） 町長。

○町長（山 元宗君） 先ほど大田議員がおっしゃったように、本当に今度の軽石漂着の問題は、私たち与論町民の対応のすばらしさ、ボランティア精神のすばらしさには本当に感動いたしますし、また感謝申し上げたいと私も思う一人です。本当にありがたいことだと思います。

それでは、消防団員の処遇改善につきましてお答えを申し上げます。

与論町消防団は、定員７２人に対し、現在６２人と１０人欠員が生じている状況です。御承知のとおり消防庁は消防団員数が減少していることや、災害が多発化・激甚化する中において、消防団員の負担が増加していることを踏まえ、消防団員の適切な処遇のあり方に関する検討会の中間報告書及び消防庁長官通知を発出しています。

本町においては、団員の確保は長年の課題であり、消防庁の中間報告にある標準額を基準とした処遇改善を行い、団員の士気の向上や訓練・活動への意欲、団員家族等の御理解を得ながら、本町の更なる消防力の向上に取り組んでまいりたいと存じます。

また、消防団員数の減少に歯止めをかけるとともに、地域単位での自主防災組織の充実を図り、地域一体となった防災活動を推進してまいりたいと存じます。

次に、新西区町営住宅から県道への道路拡幅についてです。

本路線については、幅員が狭いなど交通の安全に支障を来しており、地域の皆様には御不便をおかけしています。出口周辺の拡張につきましては、これまで幾度か検討を重ねてきたところですが、建物等の移転や用地の確保に難があり拡張整備が進んでいないのが現状です。

御指摘にあります脱輪対策につきましては、今後地権者と協議し対策を講じてまいりたいと思います。また、地域の利便性を図るため現在整備中の西区住宅の東側より新たな道路を建設し、住宅への通路及び町道金黒線への連絡道路として整備計画を進めているところです。

○議長（高田豊繁君） 町岡教育長。

○教育長（町岡光弘君） 学力向上への取り組みについてお答えいたします。

御質問のとおり、令和3年5月に、2年ぶりとなる全国学力・学習状況調査が実施されました。今回の調査は、小学校においては新学習指導要領の全面実施後初の調査となります。

まず、教科に関する調査の結果です。

小学校6年生の平均は、国・算どちらも、地区、県、国の正答率を超えるよい結果でした。中学校3年生も国・数どちらも、地区、県、国の正答率を超えるよい結果でした。これらの結果と課題の分析については、「誠風」や教育委員会ホームページでお知らせいたしました。

御承知のとおり、学びが停滞すれば、簡単に学力は低下します。このようなよい結果は、学校の教職員のたゆまぬ努力、それを支える保護者の理解と御協力はもちろんのこと、子供たちの学習に向かう意欲の継続の結果であると感謝しています。

次に、児童生徒質問紙からわかった意識面における子供たちの強みと課題です。

強みとしては、小6では、将来の夢や目標を持っている児童が多く、中3では、難しいことでも失敗を恐れず挑戦しようとする生徒が多いことです。

一方、本町の課題として、携帯電話・スマートフォンやコンピュータの使い方について、家の人と約束したことをしっかりと守っている子供の率が低いことです。このことについても、教育委員会だより「誠風」でお知らせしたところです。

教育委員会は、「教育は南から」という自負をもち、学力向上のための取り組みに多面的に取り組んでいます。今述べた学力検査の結果分析もその1つですが、そのほかにも、学力向上の取り組みとして、「学校訪問での指導・助言や協議」「学力向上担当者会等の実施」「与論町自主学習推進プランの活用」「各種検定への挑戦の奨励と検定試験への補助」などを進めているところです。

「子を養いて教えざるは親の過ちなり 師導きて厳ならざれば師の惰なり 親教え師導きて成らざるは子の罪なり」という教えがありますが、学力向上には、地域全体が学力の必要性をしっかりと認識しているという基盤が重要です。教育委員会は、引き続き学校・家庭・地域と連携しながら、学力向上のために必要な施策を進めてまいります。

○議長（高田豊繁君） 7番、大田英勝君。

○7番（大田英勝君） それでは再質問をさせていただきます。

消防団員の処遇等に関する検討会の中間報告書は、去る4月頃本町にも届いたと思いますが、それに応える形で、早速本定例会に消防団員の報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例が上程されています。速やかな対応に敬意を表したいと思います。ところで、消防団員の処遇等に関する検討会の室崎座長は、中間報告書の冒頭で次のように述べています。これから紹介したいと思いますが、その後で町長と総務企画課長に消防団員の処遇改善についての思いを含め御感想をお聞きしたいと思います。よろしくお願いいたします。

冒頭の文章を要約しますと、消防団員数の減少が危機的な状況となっている。全国の消防団員数は平成30年から2年連続で1万人以上減少し、足元の人数は令和2年4月1日時点で81万8478人となっており、このままでは80万人を切るのも時間の問題である。これまでも消防団員数の減少という課題に対しては、さまざまな議論、検討を行い、必要と考えられる対策を講じてきた。機能別団員数や学生・女性団員数の増加など、消防団員数の裾野は広がってきているものの、残念ながら消防団員数の減少傾向を抜本的に改善するまでには至っていない。一方で、国内の情勢に目を向けると、毎年大きな災害が全国各地で発生している。このような大災害に対して消防団員は自らの危険も顧みず、救助や警戒、避難誘導などさまざまな場面で活躍し、地域防災力の要として大変重要な役割を果たしていることは決して忘れてはならない事実である。このような災害の多発化・激甚化と消防団員数の減少により、消防団員一人一人の役割が大きくなっている現状に鑑みると、団員の労苦に報いるための適切な処遇のあり方や、より幅広い今の時代にあった団員確保策を検討する必要があるという考えのもと、昨年12月に消防庁において本検討会を発足させたところである。本検討会においては、まずは喫緊の課題である消防

団員の適切な処遇のあり方について検討を行うこととした。昨年12月から本年3月までの計4回にわたる議論を通じ、一定の方向性について合意を得たのでここに中間報告を取りまとめた。本中間報告を踏まえ、全国各地において消防団員の処遇改善が進み、団員数の確保、ひいては地域防災力の一層の充実・強化につながることを切に期待したい。

このように述べていますが、先ほどお願いしたように、町長と総務企画課長の感想をお願いしたいと思います。

○議長（高田豊繁君） 町長。

○町長（山 元宗君） ありがとうございます。本当に消防団員の確保については私たち与論町では1つの島で1つの自治体を成している島ですので、何とか自分たちの島で消防団員を確保できなければならないという切実な思いを持っているわけです。そういうふうなことで、今日提案しますように、その長官の中間報告に合わせて処遇をできるだけ早く改善したいというふうな提案をしているわけです。それにしましても、本当に現在若い人たちが少ないということと、あるいはまた中には女性団員もこの頃加わってきたというふうなこともありまして、こういうところにも今後力を入れて目を配っていかなければならないのではないかなと、そういう方面でも考えなければならないのではないかなと考えているところです。とにかく何とか確保できるようにお願いをしたいし、また皆さん方にも協力をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（高田豊繁君） 続いて、沖島総務企画課長。

○総務企画課長（沖島範幸君） 消防団員につきましては、自分たちの仕事を別に持ちながら危険な災害への対応ということで、やはり身の危険もあるわけです。それからもう一つは、いろいろな家庭の中でも理解がないと、なかなか消防団に入るとか、その辺は自分の使命感だけではまた難しいのかなというふうに思っています。そういったところで、いろいろな危険な場所に向かう団員の士気が低下しないように、こういった報酬を上げていくのは、当然のことだというふうに感じています。

今、消防団の中でも団員数を増やそうということで、いろいろ団員の方がいろいろやっているガソリンスタンドとかを活用して、団員の加入についても団員で考えながら今推進しているところです。もう一つ、来年B&G財団の防災事業がありまして、そこで全国にわたりますが、そういった消防団を登録いたしまして、いろいろ研修も深めていただいて加入の促進もまた図っていかれたらと思います。それに加えて、やはりその消防団もですが、今、自主防災連絡協議会というのが去年立ち上がりました。そういったことで、できるだけ町民にも集落にも防災意識を高めていくということもまた重要だと思いますので、併せて連携を図りながら取り組んで

まいりたいと思います。以上です。

○議長（高田豊繁君） 7 番、大田英勝君。

○7 番（大田英勝君） 中間報告書によりますと、近年の消防団員の入団者数・退団者数を分析したところ、退団者数はおおむね横ばい傾向であるのに対し、入団者数が大きく減少していることが、団員数の大幅減の大きな要因となっていることが判明しています。とりわけ、20 代の入団者数がここ 10 年間で約 4 割減少、30 代も約 2 割減少するなど、若年層の入団者数の減少が顕著となっています。こうした状況を踏まえ、特に若年層にとって入団したい、引き続き在団したいと思えるような処遇のあり方、消防団のあり方について検討していく必要があると述べています。

また、ここ 10 年間の消防団員の出勤回数に着目すると、出勤総数は約 1 割増加しています。出勤の種別で見ると、火災のための出勤が 2 割以上減少しているのに対し、風水害等の災害のための出勤は 2.5 倍以上に増加しています。消防団員の具体的な活動内容は、地域によってさまざまですが、災害発生前の土のう設置や住民に対する早期避難の呼び掛け、災害発生直後の消火・排水作業や救助活動、災害発生後の捜索活動や土砂・災害ごみの撤去等、多岐にわたっています。このように消防団員数が減少する一方で、消防団員の活動が多様化、複雑化していること、ひいては消防団員の一人一人の負担が重くなっていることを踏まえた処遇のあり方、消防団のあり方について検討していく必要があるとも述べています。こういったことを踏まえ、消防団員の処遇の中でも特に出勤手当と年額報酬の改善が団員本人の士気の向上につながることはもちろんのこと、消防団活動に対し家族等の理解を得るためにも不可欠だと考えられる。このように、中間報告書にも述べています。

とりわけ出勤手当については、災害時の出勤のように自らも危険であるにもかかわらず、地域住民の安全・安心を守るために行われるものに対しては、相応の処遇をすべきであるという問題意識のもと、その適切なあり方について特に深く検討を行ったとあります。その検討の結果、中間報告で年額報酬や出勤報酬について標準額が示されていますが、今回上程された改正条例案にも、おおむねそれが反映されており、評価したいと思います。

しかしながら若干気になることもありますので、二、三伺いたいします。報告書の提言のとおり、出勤手当が費用弁償の位置付けから出勤報酬としたのはよかったと思います。また、金額も消防任務に基づいて出勤した場合は、日額 4,300 円を日額 8,000 円、訓練のために出勤した場合は、日額 4,600 円を「警戒等」という文言を挿入しながら、訓練・警戒等のために出勤した場合の日額として 7,000 円という具合に変更をされており、金額も適切な額だと思います。また、これまでは危険を伴う出勤の場合よりも、訓練の場合の金額が本町の場合高か

ったのですが、これが是正されたのもよかったと思います。また、「1日は7時間45分とする」という文言が挿入され、3時間以内半額という文言が4時間以内半額に変更したのも適切ではなかったかと思います。

そこで気になる点ですが、改正前は幹部会に関する条文がありましたが、改正後の条例ではそれが削除されています。幹部会はどのような扱いになっているのかお伺いいたします。

○議長（高田豊繁君） 沖島総務企画課長。

○総務企画課長（沖島範幸君） 訓練・警戒等のため出動した場合は日額7,000円とするというところで、この「等」というところに訓練・警戒以外の出動の場合は7,000円とするということで聞いています。

○議長（高田豊繁君） 7番、大田英勝君。

○7番（大田英勝君） 私もそうではないかなとは思いましたが、一応確認のためにお聞きいたしました。災害はいつ起こるかわからないわけですので、時間帯もまたさまざまだと思います。一日を7時間45分と設定した場合、それを超えた場合、あるいは10時間以上にわたって任務を継続するような場合も中にはあると思いますが、そういった場合の扱いとか、例えば午後10時頃に招集されて、それが翌日にわたって2時、3時までかかった場合の扱いをどのような形で処理するのか、その辺についても一応は考えておく必要があると思うのですが、その辺はもうしっかりされているのか、これから検討するのかをお伺いします。

○議長（高田豊繁君） 沖島総務企画課長。

○総務企画課長（沖島範幸君） 時間の取り方については、ちょっと私のはっきりとした回答ができないのですが、消防団長から命令が出た時点からが、その起点が保障の対象になるということがあって、また帰路に着いたところが保険対象というその辺からしますと、やはりただ作業をしているというところではなくて、片付けとかその辺全部だと思いますので、はっきりした答えにはならないですが、その辺はまた精査して御報告いたします。

○議長（高田豊繁君） 7番、大田英勝君。

○7番（大田英勝君） その辺についても、災害のときの出動というはいろいろな形が想定されますので、考え得る限りのいろいろなことを想定して取決めをまたしておいて万全を期していただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

それから次に年額報酬についてですが、団員の場合は現在3万4000円が、改正後3万6500円、これは最低ラインということで中間報告書にも出てきていますが、そして班長が現在3万5000円が、改正後3万7500円になるということについては妥当なところだと思いますが、分団長、副分団長以上の階級は、改正

後も現状維持となっています。年額報酬は役務に対する反対給付ですので、上位の階級にあり職責が重いと考えられるものに対しては、その職責に応じた報酬を設定することが必要であると考えます。ちなみに団長の場合は、本町は6万円、交付税単価は8万2500円、全国平均の現状での団長の報酬では14万4785円です。そして、副団長の場合は、本町は5万円、これは年額です。交付税単価は6万9000円、全国平均は10万4438円。分団長の場合は、本町が4万5000円、交付税単価は5万5000円、全国平均は7万4010円。副分団長の場合で、本町が4万円、交付税単価は4万5500円、全国平均は5万4460円となっています。全国平均とまではいかななくても、せめて交付税単価の額までは引き上げの検討をお願いしたいと思いますが、町長いかがでしょうか。

○議長（高田豊繁君） 町長。

○町長（山 元宗君） そこまで詳しく見てはなかったので、本当に御指摘ありがとうございます。今後、各関係課各位とまた検討してまいりたいと、そういうふうにできるだけいけるようにお願いしたいと思います。以上です。

○議長（高田豊繁君） 7番、大田英勝君。

○7番（大田英勝君） 十分検討をしていただいて、できるだけ、せめて交付税単価、その辺の額を基準にお願いできればと思います。全国の消防団員数のピークは、1955年、昭和29年の202万3000人余りだったのに対して、現在は80万人ほどとなっています。一方鹿児島県の消防団員数は、昨年10月現在で1万5170人でピーク時よりは4,000人近く減少しています。若年層の団員数の減少も顕著となっており、全国でも団員に占める20代から30代の割合が1965年の88%から昨年は43%に半減しています。鹿児島県の平均年齢は全国平均を3歳上回る44.9歳となっていますが、本町の団員の平均年齢がおわかりでしたら教えていただきたいと思います。団員の平均年齢は幾らぐらいでしょうか。

○議長（高田豊繁君） 沖島総務企画課長。

○総務企画課長（沖島範幸君） すみません、今わからないので、後でまた報告いたします。

○議長（高田豊繁君） 7番、大田英勝君。

○7番（大田英勝君） 本町においても消防団の活動には、火災の出動とか風水害での出動、海難事故での出動など多岐にわたっており、団員の若返りは常に求められています。若者に積極的に入団してもらうためにも、団員の処遇改善は喫緊の課題でありました。今回の条例改正で処遇も待遇も大分改善されますが、今後とも消防団との意思の疎通を図りながら、若者が積極的に入団したくなるような魅力ある消防団づくりに取り組んでいただきたいと思います、そのようにひとつよろしく願いいたします。

す。

それでは次に移りたいと思います。それでは西区の道路の件ですが、道路の拡幅をしたくでも、なかなかうまくいかなかったという答弁がありましたが、答弁の中でまたその大体の意味も込めてなのですかね、その住宅の東側より新たな道路を建設する計画もあるようです。具体的には今の南側から入っていく、あの付近からですかね。具体的にはどんな感じなのですかね、場所的には。

○議長（高田豊繁君） 町本建設課長。

○建設課長（町本和義君） お答えいたします。

御質問の出口周辺が狭いということですが、今あそこは石積1号線という町道になっています。カワサキさんの宅地からの入り口ということですね。あそこにつきましては、いろいろ反対側の用地とか建物用地等の移転等もありまして、なかなか拡張が難しいということで、また脱輪対策、あそこに溝がありますが、あの溝側自体がまた民地の宅地でございまして、そこといろいろ協議を重ねないと対策が取りづらいなというところもあります。ということで、今西区の住宅を整備中ですが、西区の今整備をしているナガイさんのお宅とイサミさんの間から、県道に通ずる道路をですね、そこからまっすぐカネヤさんとサカイさんのうちがありますが、間を通して金黒線に連絡道路をつくると。それからまたその新しくつくる県道の道路から、今現在整備中の西区の住宅のサダさんのところに連絡通路をつくって、そういう通り道をつくって利便性を高めたいということで、今整備計画をしているところです。以上です。

○議長（高田豊繁君） 7番、大田英勝君。

○7番（大田英勝君） わかりました。いろいろな対策が取られるようですが、いずれにしてもまた現在ある道もそのまま残ると思いますので、あれはとにかく、実は私もその昔、ちょっと落とした経験があつて、これは危ないなと思ってですね。特に夜なんかはライトはまっすぐしか照らさないですから、横の方は不注意になって危ないんですよね。それで一度落とした人はもう二度は落とさないとは思いますが、新しい人はうっかりしてやらかすのではないかと考えて心配になったものですから、その辺はせまいですし、何とかできるようにまた工夫して対処していただければと思います。よろしくお願いいたします。

それでは次に移りたいと思います。先月配布された「誠風」第299号に、今回の私の質問に対する答えも大分含まれていたと思いました。質問を提出した後、それが届いて、あら、大分これで答えは出ているなと思ったりしたのですが、そのままにしてあったところです。ありがたいことに与論町がそういう好成绩だったということですが、具体的にその小学校の国語・算数、中学校の国語・数学、平均的に

は数字は出せるものですか。もし出せるのであれば、教えていただければありがたいと思います。

○議長（高田豊繁君） 町岡教育長。

○教育長（町岡光弘君） できるだけ数字は出さないようにはしています。全国平均との差でおおっぴらには出さないために、グラフ化して今御存じのように全国学力学習状況調査ということで、この後の分析をした各学校がしっかり学習指導要領に合わせて学力をつけているのですか、それをしっかり学校で分析をしてやりなさいよという趣旨に基づいているために、基本上A対Bの学校はどうかとかというそういう状況にあまりしないために、おおっぴらにはしておりません。広報に載せるとかというときにはそういう配慮をしていますし、全小中学校に公表するとしたらいいですかというのも県とか来る場合は、全部基本的にはグラフの形で示すようにはいたしています。こちらで表現することは、県に対してどれぐらいのパーセントがということでよければですね、パーセントにして明確な数字はやめていきますが、例えば全県に対して、小学校の国語が108%ぐらい、すなわち8%ぐらいが全国の小学校の国語より与論町は3小平均では上回っていると。算数では、全国比に対しては4%ぐらいが上回っている状況。中学校にいきますと、中学校の国語は2%ぐらい、そして数学は3%ぐらいとなります。もちろん県はこれより落ちていますので、与論は県比に対してはこれでまたパーセントが2%ぐらい上がっていくというようになります。また地域が、地区が下がるともっと与論は上がると、そういうパーセントの形になっています。数字的にはそういう形ですので、もし、個人的に見に来られるのは隠しませんので、どうぞおいでいただければと思います。ありがとうございます。

○議長（高田豊繁君） 7番、大田英勝君。

○7番（大田英勝君） 今回の結果ですが、鹿児島県の場合の結果が小学校の国語・算数どちらも全国平均を上回ったとあります。中学校は国語・数学どちらも全国平均に鹿児島県は届かなかったということになっています。小学校の場合、国語・算数ともに全国を上回ったのは、この対象学年全員がテストに参加するようになった2013年度以降で、本年が鹿児島県全体が上回ったのは初めてだそうです。また中学校は、8回連続で共に全国には届かなかったと、そういう結果のようです。

そういった中で、我が与論町の場合は、小学校も中学校も全教科、国語・算数、国語・数学、全国の平均を上回ったということは大変すばらしいことです。教育委員会をはじめ、御指導くださった小・中学校の先生方にも心から敬意を表したいと思います。

このように、与論町が小学校、中学校とも全教科全国平均を上回ったのは今回が

初めてなのでしょうか。いかがでしょうか。

○議長（高田豊繁君） 町岡教育長。

○教育長（町岡光弘君） そんなことはございません。ほかにも上回った年がありますが、逆に下回った年を申し上げたほうがわかりやすいかもしれませんね。例えば、平成29年、平成30年、平成31年までの3回は、特に小学校は下降気味だった。全国を下回るというところで、これは大変だという、中学校はおかげさまで26年間ずっと全国平均を上回っています。小学校が落ちても中学校はそのまま持ちこたえているということで、例えば今の中3は、小学校のときには全国を下回っていたのですが、中学校に来たら中3になったら、また全国を上回っているという中学校に来てかなり伸ばしてもらったということに数値上はなっています。そこで、先ほど申し上げましたとおり、平成29年度、平成30年度、平成31年度、令和元年ですね、そこまでは小学校が下降線上で、すごく全国をちょっと下回って歩いているという状況でしたので、ここの本文にも書いてありますように、学びが停滞すれば簡単に学力は落ちる、そういうふうに認識をしていますので、あらゆる形で自学・自習を進めたり、授業改善を進めたり、学習のあり方を考えたり、保護者への啓発活動を追加したりということで、その時期に合わせた学年の対応をしてまいりました。ということで、要するに全部上がった年もありますが、単純に簡単に言うと、平成29年から小学校は3年間ぐらい厳しい時代がございましたということで、数値的にはそういうことになります。

○議長（高田豊繁君） 7番、大田英勝君。

○7番（大田英勝君） 小学校ではよかったのに、中学校で落ちたというのはちょっと問題ですが、小学校ではまあまあいいちだったのに、中学校で盛り返して伸びてきたというのは本当に素晴らしいことだと思いますし、これは改めて先ほどの敬意どころではなくて、本当に敬意を表したいと思います。ありがとうございます。

ところで、何か新聞を読むか読まないかも、またいろいろな傾向があるということが新聞報道で出ているようですが、新聞をほぼ毎日読むという子供は、成績も点数もいいというような傾向があるというのが報道で出ておりましたが、与論の子供たちにもそういう傾向は当てはまるのですか。どうなのでしょう、そういったデータはないですか。

○議長（高田豊繁君） 町岡教育長。

○教育長（町岡光弘君） しばらくお待ちいただければ、質問紙から回答ができるのですが、ちょっと待っていただけますか。この傾向は新聞NIEという取り組みという中で、基本的に全国調査を見ていくと、やはり新聞を見るか見ないかという子供のほうが、ある子とない子を分ければ、確実に新聞を読んでいる子が高いという数

値が出ています。与論の傾向でどうですかということ、そういう質問紙の部分で見えればどれくらいかのパーセントは調べることはできますが、もしよければちょっと待っていただければ。

○7番（大田英勝君） また後ほど。

○教育長（町岡光弘君） わかりました。ありがとうございます。

○議長（高田豊繁君） 7番、大田英勝君。

○7番（大田英勝君） それとこれも新聞報道なのですが、課題でわからないことがあった場合にどうするかという対応で、複数回答なものですからちょっとパーセントは上がりますが、小6の場合「家族に聞いた」が78.7%、中3では「自分で調べた」が61.5%で一番多かったそうです。そして「先生に聞いた」は、小6、中3いずれも1割未満だったというデータがあるそうです。そして「そのままにした」「何もしなかった」「わからないままだった」というのが、小6で10.1%、中3も14.3%あったということで、ここが一番問題ではないかということで報道がありましたが、本町の場合、わからないところがあった場合の対応というのは何かデータがありますか。

○教育長（町岡光弘君） ちょっと、データがありますので。聞きますかということですよ。すみません、後でいいですか。

○7番（大田英勝君） いいですよ、わかりました。

○議長（高田豊繁君） 7番、大田英勝君。

○7番（大田英勝君） 先月配布の「誠風」の中で、学力テストの結果とか細かく分析した課題、その解決に取り組みがもう始まっているということ、また与論の子供たちのいいところ、足りないところ、丁寧にわかりやすく書かれておりました。今回のこの結果が今後とも続くように、できれば更なる高みを目指して、これからも教育委員会、学校、家庭が連携を強化して、子供たちの学力向上に努めてくださることをお願いして、質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（高田豊繁君） 7番、大田英勝君の一般質問を終わります。

次は、6番、福地元一郎君の発言を許します。

6番、福地元一郎君。

○6番（福地元一郎君） 令和3年第4回定例会において、先般通告した一般質問を行います。

1 共同墓地（納骨堂）について

(1) 昨年の12月定例会において、共同墓地（納骨堂）を整備していく考えはないかと質問したのに対し、町長は、「必要性については十分認識しており、共同墓地整備検討委員会（仮称）を早急に組織して検討していく。」

と答弁された。そのことを踏まえ、現在の進捗状況について伺いたい。

2 ネットいじめについて

- (1) 文部科学省が進める「G I G Aスクール構想」で児童一人一人にタブレット端末が配布されたが、それに伴い、全国で配布タブレットの悪用やネットいじめが増加しており、過去においては自殺者も出て対策が急務となっている。与論町におけるネットいじめ防止対策について伺いたい。

○議長（高田豊繁君） 町長。

○町長（山 元宗君） それでは、共同墓地の進捗状況についてお答え申し上げます。

先頃、第1回与論町墓地基本計画策定委員会を開催し、各種団体代表及び有識者で構成する委員の皆様様の御意見をお伺いいたしました。

これまでの町議会の活動報告や既存の墓地の状況等を説明する中で、多くの委員の皆様方の意見として、共同墓地を建設することは総論として賛成でありました。

今後は、具体的な中身の議論が必要であり、実際必要とする人がどれだけあるか（ニーズ）によって、建設規模（事業量）が決まってまいります。さらに、場所・建設方法・運営や管理の手法などさまざまな検討が必要です。

また、共同墓地を建設したらそれで終わりではなく、残された既存の墓地の整備・管理をどうするかということもあります。

この問題は、行政だけではなく、地域全体で取り組んでいかなければならない問題だと考えており、今後こうした多くの検討すべき課題を協議してまいりたいと考えています。

○議長（高田豊繁君） 町岡教育長。

○教育長（町岡光弘君） ネットいじめについてお答えいたします。

御質問のとおり、ネットによるいじめや誹謗中傷は、全国的にも解決すべき喫緊の課題であると認識しています。また、ネットの長時間使用による生活習慣への悪影響についても以前から指摘されているところであり、本町でも、与論町PTA研究大会や学校保健大会等で専門の講師を招聘して、ネット依存の怖さについての講演会を実施するなどしてきたところですが、今後も継続していきます。

そのような中、今、G I G Aスクール構想によって教育の情報化がよりよく進む一方で、1人1台端末の配布に伴った情報モラルや情報セキュリティの問題が発生することが懸念されます。本町でも、ネット依存による健康被害の事案やSNSによる子供同士のトラブルの事案は起きています。

そのことに対して、例えば与論中学校では、「9時だよ！接続終了」という合い言葉で、スマホ・タブレット等の望ましい使用についての意識啓発を図るなど、各小・中学校において、フィルタリングの設定や家庭でのルールづくりについての啓

発活動が行われているところですが、各家庭におけるネットの使わせ方には依然として課題があると認識しています。

そこで、教育委員会は、今後、次のような取り組みを一層充実していきます。

1つは、管理職研修会において、各学校での情報モラル・情報セキュリティに関する教育が充実されるよう指導・助言をすることです。また、タブレット端末の貸与等に係わる種々の連絡時に、保護者や児童生徒を対象とした啓発資料を直接配布します。さらに、各学校のネット利用の実態を適時把握し、その実態に即して、ネットの適切な使用について町全体に発信し、啓発を続けます。

先述した健康被害やSNSトラブルの事案は、夜、家の中で起きています。各小・中学校での情報教育・道徳教育をPTAと連携して推進していきます。

また、教育委員会が家庭に対して直接呼び掛けることも大切にしてまいりたいと思います。

○議長（高田豊繁君） 6番、福地元一郎君。

○6番（福地元一郎君） 昨年12月定例会で、町長が「共同墓地整備検討委員会を早急に組織して検討していく。」と答弁されたので、ネットで早急という言葉の意味を調べてみました。早急とは、非常に急ぐこと。またはそのさまを表すと書かれていて、事態が極めて差し迫っており、急を要する様子を指すとありました。しかし、私の質問から1年、ようやくここに来て共同墓地整備検討委員会が立ち上がったわけで、町長にとっての早急とは1年間ということを表すのだと今日認識いたしました。そこで、改めて共同墓地整備検討委員会の構成と先ほど話し合われた内容、また今後の委員会の開催予定回数などについて伺います。

○議長（高田豊繁君） 町長。

○町長（山 元宗君） 大変失礼をいたしました。早急という言葉を使いましたが、実は新型コロナウイルスが入りまして、結局多い人数を一堂に会して会議をするというのが非常に困難な事態が起こりまして、大変申しわけなかったのですが、会議が遅れたことを申しわけなく思っています。

次に、会員のことで、副町長を議長にして、自公連会長、民生委員、社会福祉協議会、老人クラブ、女性団体長、商工会それから農協、青年団員等の代表、墓地組合そして神職等をお願いをして検討委員会をしたところです。以上です。

○議長（高田豊繁君） 6番、福地元一郎君。

○6番（福地元一郎君） 今度町民福祉課が、町民生活課と健康長寿課に分かれて、共同墓地のことは町民生活課が担当することになると思いますが、これまでのようにコロナの対応が忙しくてできませんでしたという言い訳は、これからは通用しないと思いますので、これからはこの問題を先送りすることなく、実現に向けてしっか

り対応していただきたいと思います。共同墓地整備検討委員会は、ようやくスタートを切ったばかりですので、今はもうこれ以上申し上げませんが、今後は状況を見守りながら、これからもまた一般質問で取り上げて、進捗状況を確認してまいりたいと思います。町長の２期目の任期はあと１年８カ月ほどですが、その期間に共同墓地整備の目途をつけていただきたいと思いますが、町長いかがですか。目途をつけるかつかないかの二者選択でお願いします。

○議長（高田豊繁君） 町長。

○町長（山 元宗君） 大変難しい問題でございまして、総論というのは非常に賛成なのですが、今後各論にいきますと、どこにつくるのか、幾つつくるのかということも出てきますので、この会議の状況によってどうなるか、ちょっと私としてはなかなかお答えできないところですが、できるだけ私のやれるときまでには見当をつけていければと思っているところです。

○議長（高田豊繁君） ６番、福地元一郎君。

○６番（福地元一郎君） これはつくる、つくらないかというのが最終的にはやはりトップの町長の判断だと思うのですよね。だから町長がつくろうという気さえあれば、それは実現可能だと思うのですよ。だから、是非実現に向けて進んでいくようお願いいたします。

次へ進みます。ネットいじめについては、私が要望しようと思っていたことは、先ほど教育長から答弁していただいたので改めて質問することはありませんが、答弁された内容をそのまま進めていけば、現状ではネットいじめはある程度防げと思います。しかし、先月Windows 11が発売になりましたが、来年以降アンドロイド携帯やタブレット端末のソフトがPCでも使えるようになってきます。そうなってくると、ますますスマホやタブレット、PCとの垣根がなくなってきて、情報の同期あるいはクラウドへのアップが簡単にできるようになってきます。となりますと、タブレットを悪用しても、いじめがあっても、巧妙化してなかなか発見しづらいということが起きてまいります。ですから、これからはますます教師、保護者、地域の方々、いわゆるPTAが連携して情報技術を取得しながら、与論から一人の自殺者も出さないように、特に教育委員会を中心に頑張りたいと思います。

最後に、教育長にこの問題についての決意のほどを伺って、私の一般質問を終わりたいと思います。

○議長（高田豊繁君） 町岡教育長。

○教育長（町岡光弘君） 大変ありがとうございます。まさに、なかなか一方通行の通信だけでは駄目だということで、今おっしゃるように、後ろに書いてありますが、

教育委員会から町民に呼び掛けることも繰り返していこうということで、先般スタートをさせています。全く同じように個人が持つようになったら、一体いつどこで起きるのかという私たちも大変心配なのがあります。それともう一つはゲームに入ることによって、昼夜逆転の生活へとわからないうちに入るということも大変心配していますので、教育委員会としては、あらゆる角度から啓発を続ける姿勢を続けてまいりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（高田豊繁君） 6番、福地元一郎君。

○6番（福地元一郎君） 頑張ってください。よろしくお願いします。

これで私の一般質問を終わります。

○議長（高田豊繁君） 6番、福地元一郎君の一般質問を終わります。

これで一般質問を終わります。

ここで暫時休憩いたします。

-----○-----

休憩 午後2時36分

再開 午後2時45分

-----○-----

○議長（高田豊繁君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

-----○-----

日程第6 議案第50号 与論町立学校給食センター建設基金設置条例

○議長（高田豊繁君） 日程第6、議案第50号「与論町立学校給食センター建設基金設置条例」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（山 元宗君） 議案第50号、与論町立学校給食センター建設基金設置条例の提案理由を申し上げます。

現学校給食センターは、昭和50年3月に竣工し、建設から46年を経過しており、建物や調理機器・電気設備・水道設備の老朽化が著しいことから新たな学校給食センターを整備する必要があります。

本条例は、町内の子供たちに、より安全で高品質な給食を安定的に提供する学校給食センターを建設するために、必要とする資金を積み立てるため制定するものです。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（高田豊繁君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

9 番、沖野一雄君。

○9 番（沖野一雄君） お尋ねをします。基金を設置するからには、かなり時間がかかりますよというメッセージの1つでもあろうかと思いますが、現時点での進捗、おむねの予算規模、今後の建設スケジュール、そのあたりをお聞きしたいと思います。

○議長（高田豊繁君） 田畑教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（田畑博徳君） お答えいたします。

まず計画から申し上げます。令和3年に本年12月に建設予定地を決定いたします。そして令和4年度の新年度に土地の購入をさせていただきます。そして令和5年から工事に入り、令和6年の2学期、夏休み明けから給食を供用できる開始できるようにしたいと計画しています。

予算規模につきましては、土地の取得費から、調査費、工事費、土地の造成費、建設費、外構工事、設備備品等を含めまして、6億9200万円を予定しています。以上よろしく申し上げます。

○議長（高田豊繁君） 9 番、沖野一雄君。

○9 番（沖野一雄君） 改めて相当の予算規模だなという感じを受けます。スケジュールどおり進めばよろしいかと思うのですが、令和6年の夏休み明けから給食を開始するということで、それまで今現在の給食センターで大丈夫なのでしょう。教育長いかがでしょうか。

○議長（高田豊繁君） 町岡教育長。

○教育長（町岡光弘君） 今までもいろいろとありましたので、それを何とか乗り越え乗り越え、大事に大事にしながら使っている状況です。完全に大丈夫とは言い難いですが、不安のないように点検をしながら、また事が起きたときには相談場所も複数にして対応しているところです。

○議長（高田豊繁君） ほかに質疑ございませんか。

5 番、喜山康三君。

○5 番（喜山康三君） 確認です。これは令和6年からの稼働の予定ですか。

○議長（高田豊繁君） 田畑教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（田畑博徳君） お答えいたします。

令和6年の2学期からを予定しています。

○議長（高田豊繁君） 5 番、喜山康三君。

○5 番（喜山康三君） 実質的にあと3年ないわけですね。その間のために基金設置条例というわけですが、その間にどのくらいの基金を予定されているのかというこ

とと、今さっき私が一般質問した中での小中校の学校のあり方検討委員会の中でも、これは問題になっているのではないかと思います、この設置場所については、これらとの兼ね合いというのはどういうことを考慮しながらされていますか。

○議長（高田豊繁君） 町岡教育長。

○教育長（町岡光弘君） 兼ね合いについては、今のところ給食設置の検討委員会の中では、学校を設置するところと重なるということではなくて、運搬の経路、時間、それを全部候補地からの時間を計算しまして、どの候補地も時間的にとか配送関係では問題ないが、それに関わって上下水道の配置とか住宅とかそういう形での検討をしていますので、学校との問題の関わりは現時点ではないと思っています。

○議長（高田豊繁君） 5 番、喜山康三君。

○5 番（喜山康三君） 現時点ではないとしても、仕事の流れとか先々は高校とも一緒の形の運営形態にならないかと自分では思っていますが、この辺のもう少し相当先を見越した形で、その辺も御検討を是非しながら進めていただきたいということを要望しておきます。以上です。

○議長（高田豊繁君） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高田豊繁君） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第50号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第50号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高田豊繁君） 討論なしと認めます。

これから、議案第50号、与論町立学校給食センター建設基金設置条例を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第50号、与論町立学校給食センター建設基金設置条例は、原案のとおり可決されました。

日程第 7 議案第 5 1 号 与論町課設置条例の一部を改正する条例

○議長（高田豊繁君） 日程第 7、議案第 5 1 号「与論町課設置条例の一部を改正する条例」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（山 元宗君） 議案第 5 1 号、与論町課設置条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。

この改正は、多様化する住民ニーズにきめ細かに対応をするため、業務所管課の細分化を図ることとし、町民福祉課と産業振興課の 2 課の再編に伴い条例を改正するものです。

御審議され、承認していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（高田豊繁君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

1 番、南有隆君。

○1 番（南 有隆君） 総務企画課のですね、（1 1）の土地利用計画に関することについてお聞きしたいと思いますが、土地利用というのは町の公有地だけを計画化することに対して町として管理するのか。それと私有地ですね、個人のものを管理することも含まれるのか、よろしくお願いします。

○議長（高田豊繁君） 沖島総務企画課長。

○総務企画課長（沖島範幸君） 総務企画課の土地利用計画に関することについては、国土利用計画法に基づく 1 万平米を超えた取引に関しては報告するようなのがありまして、そういった土地利用に関することです。

○議長（高田豊繁君） 1 番、南有隆君。

○1 番（南 有隆君） 今質問したのは、最近空き家の問題もありましたが、土地を売りたいという方が結構多くて、年代にもよると思うのですが、僕の親父なんかの年代ですと、やはり土地は祖先のものだからあまり売りたくない、未来永劫自分たちで大事に守るものが当たり前だという考えなのですが、今の 3 0 代、4 0 代の方は、やはり税金も払わないといけない、土地の管理もしないといけない、イコール面倒くさいと、そういう方が多くて土地を売りたいという人が多いのですね。それに加えて土地を買いたいという人も結構多くて、与論を見たところあちこちに別荘をつくる、つくらないという話も聞くので、できれば 1 万平米以上という話も出ていますが、できるならばそういったことも情報として町として管理をしていただき

たいと思います。以上です。

○議長（高田豊繁君） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第51号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第51号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田豊繁君） 討論なしと認めます。

これから、議案第51号、与論町課設置条例の一部を改正する条例を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第51号、与論町課設置条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第8 議案第52号 与論町職員定数条例の一部を改正する条例

○議長（高田豊繁君） 日程第8、議案第52号「与論町職員定数条例の一部を改正する条例」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（山 元宗君） 議案第52号、与論町職員定数条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。

この改正は、課の再編による所管課職員の兼任に伴い定数を変更する必要があるため条例を改正するものです。

御審議され、承認していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（高田豊繁君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田豊繁君） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第５２号は、会議規則第３９条第２項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第５２号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高田豊繁君） 討論なしと認めます。

これから、議案第５２号、与論町職員定数条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第５２号、与論町職員定数条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第９ 議案第５３号 与論町手数料徴収条例の一部を改正する条例

○議長（高田豊繁君） 日程第９、議案第５３号「与論町手数料徴収条例の一部を改正する条例」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（山 元宗君） 議案第５３号、与論町手数料徴収条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。

この改正は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、令和３年９月１日から、個人番号カードの発行に係る事務に関する手数料が市町村から地方公共団体情報システム機構へ移管されたことに伴う改正です。

また、マイナンバーカードの通知カードは廃止されており、住民基本台帳カードの発行についても業務が終了しているため、改正するものです。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（高田豊繁君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高田豊繁君） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第５３号は、会議規則第３９条第２項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第５３号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高田豊繁君） 討論なしと認めます。

これから、議案第５３号、与論町手数料徴収条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第５３号、与論町手数料徴収条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第１０ 議案第５４号 与論町国民健康保険条例の一部を改正する条例

○議長（高田豊繁君） 日程第１０、議案第５４号「与論町国民健康保険条例の一部を改正する条例」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（山 元宗君） 議案第５４号、与論町国民健康保険条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。

この改正は、出産育児一時金の支給について、支給額を４０万８０００円へ改めるものです。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（高田豊繁君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

5 番、喜山康三君。

○5 番（喜山康三君） このあれとは違うのですが、当該保険者の属する世帯の世帯主に対して出産育児金を支払うということになっていますよね。例えば婚姻して妊娠したと、子供が産まれたと。けれど、子供が産まれた時点では、もう別居状態になってもう離婚状態になりそうだと。結局そういう状態のときの支払い方は、何か特別なやり方があるのですか。そういうのはどういう想定をされているかなと思ったのですが。子供を産んだお母さんから私の方に欲しいとなったときに、世帯主ではなくてお母さんにそのお金を払うことができるのが制度としてできているものなのか、その辺はいろいろトラブルの多い社会だから、その辺をお聞きしたいなと思ったのですが。

○議長（高田豊繁君） 田畑町民福祉課長。

○町民福祉課長（田畑文成君） これは、あくまでも国民健康保険の被保険者としての該当ですので、出産される方がどの保険に加入されているかによって生じると思うのですが、その加入されている保険の中の、世帯主に対して支払うということになっています。

○5 番（喜山康三君） その救済策はあるのかということなのですが。ないということですか。ないということですね。

○町民福祉課長（田畑文成君） はい。

○議長（高田豊繁君） ちょっと中断します。喜山議員の質問と行政側の答弁がかみ合わなかったようなのですが、もう 1 回ちょっと。

○5 番（喜山康三君） そういう事情があつて、そのときにお母さんの方に支払えるような救済策というのはあるのかどうか、それだけ伺えればいいのですよ。なければいいですよ。

○議長（高田豊繁君） 田畑町民福祉課長。

○町民福祉課長（田畑文成君） 出産された方が、そのお母さんがどちらの世帯の国保に入っているか、それによって決まってくると思いますので、その旦那さんではなくて出産された方のその保険加入状況によってくると思っています。

○議長（高田豊繁君） そのほか質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田豊繁君） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第 54 号は、会議規則第 39 条第 2 項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第５４号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田豊繁君） 討論なしと認めます。

これから、議案第５４号、与論町国民健康保険条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第５４号、与論町国民健康保険条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第１１ 議案第５５号 報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

○議長（高田豊繁君） 日程第１１、議案第５５号「報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（山 元宗君） 議案第５５号、報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。

本条例は、各種委員会の名称及び金額の見直しを行う必要があるため改正するものです。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（高田豊繁君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田豊繁君） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第５５号は、会議規則第３９条第２項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第５５号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田豊繁君） 討論なしと認めます。

これから、議案第５５号、報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第５５号、報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第１２ 議案第５６号 消防団員報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例

○議長（高田豊繁君） 日程第１２、議案第５６号「消防団員報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（山 元宗君） 議案第５６号、消防団員報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の提案理由を申し上げます。

本条例は、消防団員の報酬費の引き上げ及び出動報酬を新設することで、消防団員の処遇改善を行い、本町の消防力の強化に努めるものです。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（高田豊繁君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

９番、沖野一雄君。

○９番（沖野一雄君） 私は質問する予定はなかったのですが、先ほど一般質問の中で大田議員の消防団員の報酬の件でありましたが、それを聞いていて交付税措置の金額とかなりかい離があるという話がありました。せっかく交付税で措置されているわけですので、今回の班長、団員だけではなくて、団長以下副団長、そういったのも含めてもうちょっと精査をしていただいて、交付税措置全額ということも全くイコールということもあるでしょうが、近隣の市町村とも比較をしながら消防団の皆さんの士気を高めるためにも、この班長と団員だけではなくて、団長以下の方々も

今一度精査をしていただいて改正してはいかがでしょうか。以上です。

○議長（高田豊繁君） 沖島総務企画課長。

○総務企画課長（沖島範幸君） 御指摘のとおり、大島郡内のそういった年額報酬とかも見ながら、また検討してまいりたいと思います。ありがとうございます。

○議長（高田豊繁君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田豊繁君） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第５６号は、会議規則第３９条第２項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第５６号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田豊繁君） 討論なしと認めます。

これから、議案第５６号、消防団員報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第５６号、消防団員報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第１３ 議案第５７号 令和３年度与論町一般会計補正予算（第８号）

○議長（高田豊繁君） 日程第１３、議案第５７号「令和３年度与論町一般会計補正予算（第８号）」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（山 元宗君） 議案第５７号、令和３年度与論町一般会計補正予算（第８号）について提案理由を申し上げます。

歳入の主なものとしまして、地方消費税交付金１７００万６０００円、普通交付税１８２０万円、財政調整基金繰入金２３９５万１０００円などを追加していま

す。

次に歳出の主なものとしまして、老人福祉費 1 4 4 8 万 7 0 0 0 円、障害者福祉費 1 3 0 2 万 9 0 0 0 円、子育て世帯臨時特別給付事業費 4 5 0 7 万円などを追加しています。

歳入歳出予算にそれぞれ 1 億 2 5 8 9 万 3 0 0 0 円を追加し、一般会計予算総額 5 1 億 7 8 4 6 万 2 0 0 0 円となっています。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（高田豊繁君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

9 番、沖野一雄君。

○9 番（沖野一雄君） ちょっと大きくない数字なのですが、18 ページの歳出の子ども・子育て支援事業費の中の業務委託料、地域子どもの未来応援交付金。勉強不足で何のことだったかよくわかりませんが、このうち歳入で国県支出金があります。多分国からの事業だと思うのですが、こういった事業なのか説明を求めたいと思います。

○議長（高田豊繁君） 田畑町民福祉課長。

○町民福祉課長（田畑文成君） これは通称子ども食堂とか言われている内容なのですが、今回これを申請しておりまして、4 分の 3 が国からの補助で 9 3 万 7 0 0 0 円ですが、その子ども食堂というのが主なものですが、そのほかにも子供たちの居場所づくり的な形でもって、特にこういった経済的に緊急であったり、またいろいろなじめとかで不登校になっていたりとかの子供たちの居場所づくりであったり、あるいは生理の貧困に対しての経費等も含まれるものです。

○議長（高田豊繁君） 9 番、沖野一雄君。

○9 番（沖野一雄君） それでは、その業務委託の委託先は、こういったところを想定されていてらっしゃるのでしょうか。

○議長（高田豊繁君） 田畑町民福祉課長。

○町民福祉課長（田畑文成君） 今のところ御相談を受けているところがございまして、2 月からまず始める予定ですが、民生委員をされている方々とかそういうことに興味を持っておられる方への申請を今予定しています。

○議長（高田豊繁君） ほかに質疑はありませんか。

5 番、喜山康三君。

○5 番（喜山康三君） 21 ページの衛生費、塵芥処理費が 4 0 0 万円それからリサイクルセンター運営費が 5 9 2 万 5 0 0 0 円の追加補正になっていますね。これの主

な理由は修繕費となっていますが、これは修繕費がどの程度いつているのですか。
修繕費でもどこの修繕費なのかな。リサイクルセンターとしてもどこの修繕費なの
ですか。

○議長（高田豊繁君） 朝岡環境課長。

○環境課長（朝岡芳正君） 今ありました400万円の修繕費なのですが、こちらは今
クリーンセンターの中のクレーンのワイヤーが切れまして、そちらの予算と誘引モ
ニターも同時なのですが、その2つの交換と修理で約九十数万円かかるという見積
もりが出ましたので、それを上げています。

あと300万円に関しましては、こちらは消耗品費になっておりまして、通常消
耗品が毎年800万円から1000万円ぐらいの間で計上されているのですが、今
年は当初予算で400万円に削っておりまして、このままでいくと400万円
ほど足りないということで、400万円計上させていただいています。以上です。

○議長（高田豊繁君） 5番、喜山康三君。

○5番（喜山康三君） その消耗品の内訳は。

○議長（高田豊繁君） 朝岡環境課長。

○環境課長（朝岡芳正君） 300万円のうちの、まずはゴミ袋が毎月約40万円ほど
ありますので、これの5カ月分で4×5で200万円になります。あと100万円
に対しましては、焼却炉の中の攪拌の消石灰が1回につき60万円ほどの金額で、
まず4,000キロ購入するのですがこれが60万円ちょっとになります。細かい
備品等があと30万円ほどの金額になっていますので、消耗品費としましては30
0万円ほどがこの予定に入っています。

○議長（高田豊繁君） 5番、喜山康三君。

○5番（喜山康三君） その衛生費の4番のリサイクルセンター運営費592万500
0円については、どのようになっていますか。

○議長（高田豊繁君） 朝岡環境課長。

○環境課長（朝岡芳正君） こちらは3トントラックというふうに書いてあるのです
が、現在リサイクルセンターには空き缶回収、ペットボトル回収のトラックがござ
いませんで、水道課のトラックを借りたりクリーンセンターのトラックを借りた
りしながら回しています。以上です。

○5番（喜山康三君） はい、わかりました。

○議長（高田豊繁君） ほかに質疑はありませんか。

3番、林敏治君。

○3番（林 敏治君） 19ページの子育て世帯臨時特別給付金事業費、これは国庫補
助金になっていますが、この4500万円の内容の説明をお願いします。

○議長（高田豊繁君） 田畑町民福祉課長。

○町民福祉課長（田畑文成君） これは18歳以下の児童に対するものですが、一応今のところは全体では10万円なのですが、今のところはまず5万円を先行して支給するという形になっておりまして、その5万円を計上しておりまして、児童数が900人で主に児童手当を支給している世帯をまず抽出しまして、その在庫プッシュ型で支給するような形。あとまた高校生については児童手当の支給はないのですが、高校生についても18歳までは支給するということで130世帯、320世帯の合わせて450世帯、児童数900人、900人×5万円で4500万円を計上しています。

○議長（高田豊繁君） 3番、林敏治君。

○3番（林 敏治君） 恐らくそういうことだろうと思いますが、しかし5万円ということで、あとの残りの5万円はクーポン券ということで、全国的にもそういうふうに政府がそう言っていますが、しかしこれがあとの5万円を現金で払うと、つまり5万円プラス5万円で現金を10万円で支払っていくという市町村も出ています。今後はどういうことになるかわかりませんが、ひとつ現金で生活費に足したいという方もいらっしゃると思いますので、是非検討をしていただきたいと思います。いかがですか。

○議長（高田豊繁君） 田畑町民福祉課長。

○町民福祉課長（田畑文成君） 私ども町としましても、できるだけ現金を希望しているところですが、国がどう指示をするかまだはっきり決まっておりません。

○議長（高田豊繁君） 3番、林敏治君。

○3番（林 敏治君） このクーポン券を使いますと、何か事務費とかいろいろ加算されて、今、立憲民主党が非常に自民党に対して質問をしているようです。是非そこは余計な経費をかけないように、ひとつお願いいたします。

○議長（高田豊繁君） 5番、喜山康三君。

○5番（喜山康三君） 私はまた反対の意見をここで要望しておきたいと思います。私も現金支給が本当に一番いいなと思っていたのですよ。ですが、今このコロナとともにまた新しいのが出てきてダブルパンチで、また軽石のこととかで本当に観光業者が相当打撃を受けていると思うのです。だから島内の飲食店とか、そういう人たちのとにかく支援をしなくてはいけないと。そのために期間をあまり先にも延ばさないで、一定の短い期間内で島内の飲食店とか居酒屋さんとかレストラン、そういうものに限った形で、幾卒かは全島民に集中的に使ってもらって浮揚策はできないかと。町が補助金を出して、そういう業者の方に支援はできないから、これでそういうことをやっていけないのかなと、そういうことも考えまして3番の林敏治議

員の意見とともに、是非場内で御検討ください。お願いします。以上です。

○議長（高田豊繁君） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第５７号は、会議規則第３９条第２項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第５７号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田豊繁君） 討論なしと認めます。

これから、議案第５７号、令和３年度与論町一般会計補正予算（第８号）を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第５７号、令和３年度与論町一般会計補正予算（第８号）は、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第１４ 議案第５８号 令和３年度与論町国民健康保険特別会計補正予算（第４号）

○議長（高田豊繁君） 日程第１４、議案第５８号「令和３年度与論町国民健康保険特別会計補正予算（第４号）」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（山 元宗君） 議案第５８号、令和３年度与論町国民健康保険特別会計補正予算（第４号）について提案理由を申し上げます。

歳入の補正としまして、国庫支出金国庫補助金１万６０００円、県支出金県補助金６０３９万１０００円、繰入金一般会計繰入金１４２３万５０００円を追加しています。

歳出の補正としまして、保険給付費療養諸費６２８１万１０００円、保険給付費高額療養費７７０万円、保健事業費特定健康診査等事業費２６万円、諸支出金償還金及び還付加算金５０９万１０００円を追加し、総務費総務管理費８０万４０００

円、保健事業費保健事業費 4 1 万 6 0 0 0 円を減額しています。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（高田豊繁君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田豊繁君） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第 5 8 号は、会議規則第 3 9 条第 2 項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 5 8 号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田豊繁君） 討論なしと認めます。

これから、議案第 5 8 号、令和 3 年度与論町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 5 8 号、令和 3 年度与論町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）は、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第 1 5 議案第 5 9 号 令和 3 年度与論町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）

○議長（高田豊繁君） 日程第 1 5、議案第 5 9 号「令和 3 年度与論町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（山 元宗君） 議案第 5 9 号、令和 3 年度与論町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）について提案理由を申し上げます。

歳入の補正としまして、介護保険料第 1 号被保険者保険料 1 0 0 7 万 3 0 0 0 円、国庫支出金介護給付費負担金 6 6 2 万 9 0 0 0 円、国庫支出金調整交付金 3 3

3万5000円、支払基金交付金介護給付交付金892万7000円、県支出金介護給付費負担金414万1000円を減額しています。

歳出の補正としまして、居宅介護サービス計画給付費337万8000円、地域密着型介護予防サービス給付費23万9000円、介護予防福祉用具購入費5万2千円、高額介護サービス費113万4000円を追加し、居宅介護サービス給付費3597万8000円、介護予防サービス給付費188万8000円、地域支援事業権利擁護事業4万2000円を減額しています。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3310万5000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億3642万9000円となっています。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（高田豊繁君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

1番、南有隆君。

○1番（南 有隆君） 7ページの居宅介護サービス給付費なのですが、負担金が3600万円近く減額になっているのですが、これの説明をお願いします。

○議長（高田豊繁君） 田畑町民福祉課長。

○町民福祉課長（田畑文成君） この居宅介護サービスというのは、在宅サービスのことで、当初計上した分が大きかったという分とやはり在宅サービスの実際上の利用がかなり落ちていると申しますか、それで減額という形になっています。多少コロナの影響もあったかもしれません。

○議長（高田豊繁君） 1番、南有隆君。

○1番（南 有隆君） わかりました。

その下の居宅介護サービス計画給付費は増額になっています。同じ7ページのその下の高額介護サービス費も負担金が増えていますが、これについての説明をお願いします。

○議長（高田豊繁君） 田畑町民福祉課長。

○町民福祉課長（田畑文成君） 居宅介護サービス計画給付費というのは、ケアマネの方々が立てるケアプランのことですが、その分がちょっと足りないということで増額しておりまして、あと高額介護サービス費につきましては、施設介護に入っている方々の介護の分が高額があった分を追加しています。

○議長（高田豊繁君） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第59号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第５９号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高田豊繁君） 討論なしと認めます。

これから、議案第５９号、令和３年度与論町介護保険特別会計補正予算（第２号）を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第５９号、令和３年度与論町介護保険特別会計補正予算（第２号）は、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第１６ 議案第６０号 令和３年度与論町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）

○議長（高田豊繁君） 日程第１６、議案第６０号「令和３年度与論町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（山 元宗君） 議案第６０号、令和３年度与論町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）について提案理由を申し上げます。

歳入の補正としまして、一般会計繰入金８万円を追加しています。

歳出の補正としまして、諸支出金償還金及び還付加算金８万円を追加しています。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ８万円を追加し、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ７７７４万５０００円となっています。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（高田豊繁君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高田豊繁君） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第60号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第60号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田豊繁君） 討論なしと認めます。

これから、議案第60号、令和3年度与論町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第60号、令和3年度与論町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第17 議案第61号 令和3年度与論町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（高田豊繁君） 日程第17、議案第61号「令和3年度与論町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（山 元宗君） 議案第61号、令和3年度与論町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について提案理由を申し上げます。

補正予算規模は、歳入歳出をそれぞれ43万9000円増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ5971万4000円としています。

御審議の上、議決していただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（高田豊繁君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田豊繁君） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第61号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第61号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田豊繁君） 討論なしと認めます。

これから、議案第61号、令和3年度与論町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第61号、令和3年度与論町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第18 議案第62号 令和3年度与論町水道事業会計補正予算（第1号）

○議長（高田豊繁君） 日程第18、議案第62号「令和3年度与論町水道事業会計補正予算（第1号）」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（山 元宗君） 議案第62号、令和3年度与論町水道事業会計補正予算（第1号）について提案理由を申し上げます。

配水施設整備費の手当及び報酬、営業施設整備費のソフトウェア導入費の当初予算計上不足額を計上するものです。

御審議の上、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（高田豊繁君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

5番、喜山康三君。

○5番（喜山康三君） 先ほどの一般質問でも少し触れましたけれど、与論町の水道料

金が高い理由について、ほかの町村とどこに問題があるのか検証をしてほしい。課長、それで、どこにほかの市町村よりこんなに高い理由というか問題があるのか、人件費が高いのかそれとも工事費が高いのか、維持管理、メンテでいろいろな金が出ているとか。まずその問題点の所在を明らかにしてほしい、その努力をしていただきたい。今度また一般質問の中でも取り上げたいと思いますので、是非どこに問題にあるのかということ拾い上げていただきたい。今度また淡水化プラントとか施設の更新も来ていますから、これらに合わせてこの辺の問題点をきちんと明らかにした上で、今度の施設のことも私たちは入れると思うのですよ。是非その辺、町民が納得できるような料金を出せるように、今一度経営努力というのですか、その辺をお願いします。以上です。

○議長（高田豊繁君） 仁✓水道課長。

○水道課長（仁★和男君） ありがたい御指摘ありがとうございました。郡内でも一番水道料金が高いところですが、2番目、3番目が知名町、和泊町となっていますが、その高い原因というのが、隆起珊瑚礁の島で地下水を水源としているところが主な原因です。地下水をくみ上げて、さらにそれをまた浄水して配水しているというということで、表流水を取っているところとは基本的に比較しづらくて、水源の深いところから揚げる分の電気料、その浄水方法とかで結構なコストがかかっているために、このような料金体系になっています。また、今度更新計画もこの中で進めてまいりたいと思っていますので、その時点で、また町民の負担になるべくならないような方向を検討できればと思っています。

○議長（高田豊繁君） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第62号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第62号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田豊繁君） 討論なしと認めます。

これから、議案第62号、令和3年度与論町水道事業会計補正予算（第1号）を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第62号、令和3年度与論町水道事業会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第19 議案第63号 与論町過疎地域持続的発展計画の策定について

○議長（高田豊繁君） 日程第19、議案第63号「与論町過疎地域持続的発展計画の策定について」を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（山 元宗君） 議案第63号、与論町過疎地域持続的発展計画の策定について提案理由を申し上げます。

本計画は、従前の「過疎地域自立促進特別措置法」が本年3月末をもって期限切れとなり、新たに本年4月より「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」（令和3年法律第19号）が施行されたことに伴い、同法の規定により国が指定する過疎地域に引き続き本町が該当することから、従前の過疎法の適用期間と同様に本町の条件不利性や過疎状況を緩和し、地域の持続的な発展を実現するための各施策の総合的な推進の前提となる本町の過疎地域持続的発展計画として策定するものです。

御審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（高田豊繁君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

9番、沖野一雄君。

○9番（沖野一雄君） 私は、この過疎地域持続的発展計画、一通り目を通させていただきました。本当に素晴らしい計画だと思います。よくできていると思います。そういう意味でこれをつくられた主管課または担当者の方に、本当に称賛に値するというふうに私は評価をしたいと思います。素晴らしい内容ですね。

それで、1つ確認しておきたいことは、この計画の11ページに、具体的なこれまでというか3年間の与論町財政の状況のところ、過疎債を幾ら借りているのかという3年間比較があります。そこを皆さん御覧になっていただければわかりですが、年度ごとにかなりムラがあるのですね。大きい年は、例えば平成27年度は3億2000万円余り借りられたが、平成30年度は少なかった。令和元年度はまた8100万円だったということで、かなり年度ごとにムラがあります。この過疎

債というのは御案内のとおり、借金ですが借りた元金と利子は後々地方交付税で措置されるようになっていきます。過疎債の場合はおおむね元利償還金のうち7割が交付税として戻ってくるという非常に有利な起債なのですね。辺地債は8割返ってきますが、その次に過疎債というのが7割返ってきます。そういう意味では非常にお得なと言いますか、経済活動を進めていく上では自治体にとって非常にありがたい起債なのですね。そういう意味でこの過疎債をしっかりとこの計画に基づいて、いろいろな部門で島の産業から文化、情報化関係、教育関係、医療、子育て、生活環境の整備、そういったところ全て対象になりますので、しっかりとこの過疎債を確保していきながら、今のこのwithコロナ、アフターコロナ後の与論の経済を発展させていくためには、この過疎債というのをできるだけ県がコントロールしていくわけですが、県にしっかりプッシュをしながらですね、確保していただきたいということで質問させていただきますが、このムラがあるということは、逆に言えば自治体の必要に応じて過疎債の額が比較的柔軟な措置ができるというふうに捉えられるのですが、このあたりの考え方、是非しっかり活用していただきたいということで、まず総務企画課長に過疎債の考え方を説明いただいて、その後しっかりと町長から、与論の経済対策を進めていただくという覚悟のお言葉を聞きたいのですが、よろしくお願いします。

○議長（高田豊繁君） 沖島総務企画課長。

○総務企画課長（沖島範幸君） ありがとうございます。

私たち財政運営をしている側におきましては、まずその事業をするときに、補助金がないかを重視しまして、あとその補助金の残りについて起債を考えるのですが、そのときにいかに有利な起債を使うかということで、先ほどおっしゃられたような、まず交付税措置のある辺地債、一番有利な起債、そして次が過疎債、そして何々というようにあるのですが、過疎債についてもどういったのが過疎対象になるとか、そういった基準もありますので、その辺を見ながら以前は過疎債がなかったのですが、これが適用になってかなりソフト事業とかもちろんハード事業とか、そういった大きな事業がこの起債で活用になりましたので、計画的にまた財政運営を見ながら進めたいと思います。

先ほど沖野議員からお褒めのお言葉をいただき、本当に感謝をいたしていますが、この中で今回担当者から言われているのは、従来この過疎地域計画に加えてこれまでのいろいろな事業に加えて、新しい時代へ向けてその行政事務の効率化、今言われているデジタル化、DX化とか、それから移住定住地域間交流の促進だとか、今日曜日によくやっている「イノベーンちゅ」というのがありますが、課題解決型の研修プログラムといった形で、そういう人材を育てて新しい仕事をつくって

いくことで、新たにこの過疎計画の中に盛り込んで、またこの条件不利性とか過疎状況を緩和するために、さっきの島のコンセプトにもありました「持続可能な島づくり」に向けて、取り組んでまいりたいと考えています。

○議長（高田豊繁君） 町長。

○町長（山 元宗君） 御指摘ありがとうございました。財政のぜい弱というのは本当にございますので、できるだけいろいろな事業をするときに、有利な過疎債を財源を確保するということと、借金をする場合もできるだけ有利な方法でしていけるように、担当とまた地道に打ち合わせをしながら進めてまいりたいと思っていますので、よろしくお願いします。

○議長（高田豊繁君） 9番、沖野一雄君。

○9番（沖野一雄君） 是非ですね、今町長からお答えがありましたように、この過疎債を有効活用していただいて、与論のこのいろいろな環境整備、経済の発展のためにハード面ソフト面両方に使える起債ですので、積極的に活用いただいて、頑張っていたきたいなということで質問させていただきました。

ちなみに隣の知名町とか和泊町とかは、非常に予算規模が与論に比べて大きいです、人口割からしてもですね。そういう意味では、与論はもう少し積極的に積極型の経済発展に行政の予算を付けてもいいのかなという気がしますので、特にこのアフターコロナの後の経済を振興させるためにダッシュができるように、是非この過疎債を有効活用していただいて、辺地債はもちろんですが、辺地債は枠いっぱい使って今は1億5000万円ぐらいですかね、2億円でも要請しながら過疎債もしっかり確保していくという方法で、与論の経済の発展のために、是非山町長のリーダーシップを発揮していただきたいと思います。質問を終わります。

○議長（高田豊繁君） 5番、喜山康三君。

○5番（喜山康三君） 今、沖野議員からすばらしいあれを聞いてですね、沖野議員の一般質問とともに、南議員からの一般質問の中にもありましたが、私はこれだけの状況の中でも、与論島に移住したいという人がいるということ自体がとんでもない。与論は財産ではないかと思っているのですよ。是非、今もリモートで仕事をするなら、与論島でリモートで仕事をしたいと、そういうベースがあるわけですので、その辺にもっと本腰を入れていただきたいなと。空き家についての対策もオーナーがもう改造して、いろいろ予算的にも資金的にも、あと10年生きるかわからないのに空き家に金をかけてどうするかという感じではないかなと思うのですよ。だからそういう方々に負担感をさせないような形の施策、それから土地の供給問題、住宅を建設されるための土地をどう供給するか。この辺の農地法とかいろいろなことがもうさまざまな問題が絡み合って、なかなか家をつくりたいが家もつけれない、地

元の若い人でもですね。だからその辺ももっと縦横無尽にこの辺を動いていただく担当者なりがいないと、なかなか進まないのではないかと。是非その辺も併せて、移住定住促進のための本当の意味でのプロジェクトというのがないのではないかと。その辺をこの際是非お願いしておきます。以上です。もしよければ、副町長答弁をお願いします。

○議長（高田豊繁君） 久留副町長。

○副町長（久留満博君） これまでにもこの公共施設、多くの施設もあるわけなのですが、そういった施設の長寿命化や更新あるいは統廃合、転用、除去、そういったのも併せながら総合的に考えて推進をしてみたいと思いますので、よろしくお願いします。

○5番（喜山康三君） 是非お願いします。

○議長（高田豊繁君） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第63号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第63号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田豊繁君） 討論なしと認めます。

これから、議案第63号について議決を求める件を採決します。

お諮りします。本案について決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第63号、与論町過疎地域持続的発展計画の策定について議決を求める件は、可決されました。

—————○—————

日程第20 議案第64号 与論町砂美地来館・総合運動場・結団公園運動広場・多目的屋内運動場・B&G海洋センター（艇庫及びプール）・多目的運動広場・クラブハウスの指定管理者の指定について

○議長（高田豊繁君） 日程第20、議案第64号「与論町砂美地来館・総合運動場・

結団公園運動広場・多目的屋内運動場・B & G海洋センター（艇庫及びプール）・多目的運動広場・クラブハウスの指定管理者の指定について」を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（山 元宗君） 議案第64号、与論町砂美地来館・総合運動場・結団公園運動広場・多目的屋内運動場・B & G海洋センター（艇庫及びプール）・多目的運動広場・クラブハウスの指定管理者の指定について提案理由を申し上げます。

令和3年度で5年間の指定管理期間が満了となる与論町砂美地来館・総合運動場・結団公園運動広場・多目的屋内運動場・B & G海洋センター（艇庫及びプール）に、新たに多目的運動広場とクラブハウスを追加し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び与論町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第2条の規定により、一括管理業務を行う指定管理者の候補者を公募及び審査し、指定管理団体を決定したことによるものです。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（高田豊繁君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田豊繁君） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第64号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第64号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田豊繁君） 討論なしと認めます。

これから、議案第64号、与論町砂美地来館・総合運動場・結団公園運動広場・多目的屋内運動場・B & G海洋センター（艇庫及びプール）・多目的運動広場・クラブハウスの指定管理者の指定について議決を求める件を採決します。

お諮りします。本案は決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第64号、与論町砂美地来館・総合運動場・結団公園運動広場・多目的屋内運動場・B&G海洋センター（艇庫及びプール）・多目的運動広場・クラブハウスの指定管理者の指定について議決を求める件は、可決されました。

-----○-----

日程第21 同意第2号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

○議長（高田豊繁君） 日程第21、同意第2号「固定資産評価審査委員会委員の選任について」同意を求める件を議題とします。

本件について提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（山 元宗君） 同意第2号、固定資産評価審査委員会委員の選任について提案理由を申し上げます。

固定資産評価審査委員会委員の永野展秀氏が任期満了になることから、引き続き当委員会の委員に選任いたしたく、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものです。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（高田豊繁君） 提出者の説明を終わります。

これから質疑を行います。

9番、沖野一雄君。

○9番（沖野一雄君） ちょっと質問しづらいことをお聞きしますが、この最初の同意第2号の方、大分御高齢だと思うのですがいかがでしょうかね、当局の考え方をお聞きしたいのですが。あとの同意第3号、同意第4号の方は、お若いし心配ないと思うのですが、最初の同意第2号の方は高齢すぎるという気がするのですが、実際大丈夫なのでしょうか。そのあたり、例えばほかに選任を引き受ける方とか、そういう見込み、人材がなかったということなのか、そのあたり少しわかるように説明を求めたいと思います。

○議長（高田豊繁君） 久留副町長。

○副町長（久留満博君） 固定資産評価審査委員につきましては、毎年度固定資産の納付書を発送する前に、課税が平準化、要するに平等に課税されているかというのを審査をされる固定資産の委員であるわけなのですが、現在与論町は2人の方々をお願いをしています。その中で、今回任期で次に出てまいります田畑さんが。失礼しました、3人で1人退任をされたものですから、新しくまた委員の皆さん方のこれまでの仕事の御説明とかいろいろある関係で、お二人はそのまま継続してお願いを

するという形で、永野さんを引き続きお願いをしてございます。以上です。

○議長（高田豊繁君） 補足説明を武東税務課長の方からお願いします。

○税務課長（武東真奈美君） 昨年度までは税務課がしていましたが、評価をする側と審査する側は税務課に置いたらいけないということで、令和3年度から総務企画課に審査員を置いています。永野さんの件なのですが、確かに御高齢なのですが、その年齢に合わないとても元気な方で、若い人には負けません。なので、永野さんは大丈夫です。

○議長（高田豊繁君） 9番、沖野一雄君。

○9番（沖野一雄君） 私はよく存じ上げませんので、一般論としてちょっと高齢かなという気がしたものですから質問させていただきました。あといろいろなこういう特別職の委員の方を選任する場合、やはり年齢ということも今後考えていかなくてはいけません。もちろん委員が何人かいらっしゃる間は、各年齢層から出したほうがいいのかもしれませんが、一般論で申し上げて高齢かなという気がしたものですから確認したのですが、太鼓判を押されているようですので、是非また頑張っていただきたいなと思います。以上です。

○議長（高田豊繁君） 8番、野口靖夫君。

○8番（野口靖夫君） 今の答弁の仕方、ちょっと一言あなたたち真面目にしないといかんと思いますよ。提案してからですよ、ましてやこれは人の名前じゃないですか、これ、人名。人事ですよ、人事。真剣に答弁しないと、これは失礼に当たりますよ、相手方に対しても。指名された人に失礼ですよ。真面目に笑いたくても抑えて、真剣に提案した以上は責任持って答弁しないと。本当見苦しい。頼むよ、お願いしますよ。もう答弁要らない。

○議長（高田豊繁君） 5番、喜山康三君。

○5番（喜山康三君） 前もこういう任命をするときに、簡単な履歴書ぐらいは付けたらどうかとって私言ったことがあるのですが、わかっている方でも今おっしゃったようにですね、やはりそのどういうある程度の経歴だとか、年齢とか基本的なものは提示していただいて、やはり議会の判断を求めるなら、それをしていただきたいと。それをお願いしたいのですが、どんなものですかね、こういうことはできないのですか。そしたら前もってこの議会の同意を得る前に、別のところでこうこうやって形で経歴とかを教えてもらおうとかね、そういうものはあって然るべきではないかなと思うのですが、いかがですか。前をお願いしたのですよ、私。知っている人は知っているし、知らない人は知らない人で、どういう経歴がある人かもわからないわけですよ。やはりその辺の説明不足というのですか、説明はちゃんとしてやっていただきたい。これを是非お願いしておきますよ。よろしいですか、総務企

画課長いかがですか。

○議長（高田豊繁君） 沖島総務企画課長。

○総務企画課長（沖島範幸君） わかりました。お名前だけというのも、どうして推薦されたかというのなかなかわかりづらいところがありますので、その辺はまた議会なのか、またいろいろな形でお示しできると思いますのでわかりました。了解しました。

○議長（高田豊繁君） これで質疑を終わります。

お諮りします。同意第２号は、会議規則第３９条第２項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。

したがって、同意第２号については、委員会付託を省略することに決定しました。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田豊繁君） 討論なしと認めます。

これから、同意第２号、固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求める件を採決します。

この採決は、起立によって行います。本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（高田豊繁君） 起立多数です。

したがって、同意第２号、固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求める件は、同意することに決定しました。

—————○—————

日程第２２ 同意第３号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

○議長（高田豊繁君） 日程第２２、同意第３号「固定資産評価審査委員会委員の選任について」同意を求める件を議題とします。

本件について提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（山 元宗君） 同意第３号、固定資産評価審査委員会委員の選任について提案理由を申し上げます。

固定資産評価審査委員会委員の田畑剛俊氏が任期満了になることから、引き続き当委員会の委員に選任いたしたく、地方税法第４２３条第３項の規定により、議会

の同意を求めるものです。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（高田豊繁君） 提出者の説明を終わります。

これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田豊繁君） これで質疑を終わります。

お諮りします。同意第３号は、会議規則第３９条第２項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。

したがって、同意第３号については、委員会付託を省略することに決定しました。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田豊繁君） 討論なしと認めます。

これから、同意第３号、固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求める件を採決します。

この採決は、起立によって行います。本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（高田豊繁君） 起立多数です。

したがって、同意第３号、固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求める件は、同意することに決定しました。

—————○—————

日程第２３ 同意第４号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

○議長（高田豊繁君） 日程第２３、同意第４号「固定資産評価審査委員会委員の選任について」同意を求める件を議題とします。

本件について提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（山 元宗君） 同意第４号、固定資産評価審査委員会委員の選任について提案理由を申し上げます。

固定資産評価審査委員会委員の任期満了に伴い、林直美氏を当委員会の委員に選任いたしたく、地方税法第４２３条第３項の規定により、議会の同意を求めるもの

です。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（高田豊繁君） 提出者の説明を終わります。

これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田豊繁君） これで質疑を終わります。

お諮りします。同意第４号は、会議規則第３９条第２項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。

したがって、同意第４号については、委員会付託を省略することに決定しました。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田豊繁君） 討論なしと認めます。

これから、同意第４号、固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求める件を採決します。

この採決は、起立によって行います。本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（高田豊繁君） 起立多数です。

したがって、同意第４号、固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求める件は、同意することに決定しました。

—————○—————

○議長（高田豊繁君） 以上で、本日の日程は、全部終了しました。

次回本会議は１２月１４日火曜日、午前１０時より開くことにします。定刻まで御参集願います。

本日は、これで散会します。

—————○—————

散会 午後４時１６分

令和 3 年第 4 回与論町議会定例会

第 2 日

令和 3 年 1 2 月 1 4 日

令和３年第４回与論町議会定例会会議録
令和３年１２月１４日（火曜日）午前１０時００分開議

1 議事日程（第２号）

開議の宣告

- 第１ 議案第６５号 与論町国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例
- 第２ 議案第６６号 令和２年度与論町死亡獣畜処理センター備品購入（冷凍コンテナ一式）（繰越）
- 第３ 陳情第 ７号 皆田海岸入口道路（カーブ三叉路箇所）の拡張及び駐車場の整備について（環境経済建設常任委員長報告）
- 第４ 陳情第１３号 令和４年度理科教育設備整備費等補助金予算計上についてのお願い（総務厚生文教常任委員長報告）
- 第５ 議員派遣の件
- 第６ 閉会中の継続審査・調査について
総務厚生文教常任委員会、環境経済建設常任委員会、広報常任委員会、議会運営委員会

2 出席議員（１０人）

1 番	南 有 隆 君	2 番	原 栄 徳 君
3 番	林 敏 治 君	4 番	林 隆 壽 君
5 番	喜 山 康 三 君	6 番	福 地 元一郎 君
7 番	大 田 英 勝 君	8 番	野 口 靖 夫 君
9 番	沖 野 一 雄 君	10 番	高 田 豊 繁 君

3 欠席議員（０人） 欠員（０人）

4 地方自治法第１２１条による出席者（１８人）

町 長	山 元 宗 君	副 町 長	久 留 満 博 君
教 育 長	町 岡 光 弘 君	総務企画課長	沖 島 範 幸 君
会計管理者兼会計課長	大 角 周 治 君	税 務 課 長	武 東 真奈美 君
町民福祉課長	田 畑 文 成 君	環 境 課 長	朝 岡 芳 正 君
農業委員会事務局長	久 野 泰 司 君	産業振興課長	山 下 秀 光 君
商工観光課長	松 村 靖 志 君	建 設 課 長	町 本 和 義 君

教育委員会事務局長	田 畑 博 徳 君	教育委員会生涯学習課長	川 上 嘉 久 君
水道課長	仁 ✓ 和 男 君	与論こども園長	富士川 智恵美 君
茶花こども園長	富 千加代 君	児童発達支援センター長	龍 野 勝 志 君

5 議会事務局職員出席者（2人）

事務局長	町 健司郎 君	書記	池 田 レ ミ 君
------	---------	----	-----------

開議 午前10時00分

-----○-----

○議長（高田豊繁君） これから、本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第1 議案第65号 与論町国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

○議長（高田豊繁君） 日程第1、議案第65号「与論町国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例」についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（山 元宗君） 議案第65号、与論町国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。

この改正は、新型コロナウイルス感染症に感染した被用者等に対する傷病手当金の支給について、支給対象期間を令和4年3月31日へ改めるものです。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（高田豊繁君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

9番、沖野一雄君。

○9番（沖野一雄君） 参考のためにお尋ねをいたします。そもそも傷病手当というのは、自営業者が主である国民健康保険の場合はなかったというように承知をしているのですが、制度的にこれが新しくコロナの影響かと思うのですが設けられたのですが、これまで実績があるのか、また近いうちに実績が上がってくる可能性があるのか、そのあたり国保にこの傷病手当の制度が設けられたことの説明と、今後の実績見通し、そういったことをお聞かせいただければと思います。

○議長（高田豊繁君） 田畑町民福祉課長。

○町民福祉課長（田畑文成君） もともと傷病手当というのはあったと思うのですが、昨年から特にこの新型コロナウイルス感染症において、陽性になった方あるいはまた疑いのある方々が休みを取られたことによって、4日以上仕事を休んだ場合、その4日目から以降の分を支給するという形なのですが、実際去年のときにお一人だけ支給がございます。13日間の手当支給ということで6万円ほど支給しています。その後は今のところございません。

○議長（高田豊繁君） 9番、沖野一雄君。

○9番（沖野一雄君） わかりました。実績もあるということで。老婆心ですが、しっ

かりこういう制度がありますよということを、その国保の被保険者の皆さんにPRと啓発をしっかりとさせていただきたいと思います。もう一言だけ、そのPR面、啓発面の取り組みについてお答えをお願いします。

○議長（高田豊繁君） 田畑町民福祉課長。

○町民福祉課長（田畑文成君） 昨年度につきましては、国民年金いろいろな面の社会保険料等の免除であったり、そういった傷病手当金のことであったり周知はしていますが、もうちょっとやはり必要なのかなということは思っています。

○議長（高田豊繁君） そのほか質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田豊繁君） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第65号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第65号については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田豊繁君） 討論なしと認めます。

これから、議案第65号、与論町国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第65号、与論町国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第2 議案第66号 令和2年度与論町死亡獣畜処理センター備品購入（冷凍コンテナ式）（繰越）

○議長（高田豊繁君） 日程第2、議案第66号「令和2年度与論町死亡獣畜処理センター備品購入（冷凍コンテナ式）（繰越）」に係る物品売買変更契約の締結についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（山 元宗君） 議案第66号、令和2年度与論町死亡獣畜処理センター備品購入（冷凍コンテナ一式）（繰越）に係る物品売買変更契約の締結について提案理由を申し上げます。

令和2年度与論町死亡獣畜処理センター備品購入（冷凍コンテナ一式）（繰越）について、契約内容の変更に伴い、有限会社エムアールナカオ、代表取締役中尾隆と物品売買変更契約を締結したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（高田豊繁君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

5番、喜山康三君。

○5番（喜山康三君） 執行部の町長にお願いしたいのは、閉会間際になってきてから、こういう議案を提出されるということはどういうことですかね。議会でいろいろ委員会をもって審査をしたりとか、いろいろチェックを行いたいと。こういう議案の出し方そのものを改めていただきたい。これは、閉会間際とか土日を含んでいますよね。もう少しゆとりのある形で議案は出してもらえないか、それについて答弁をお願いできませんでしょうか。

○議長（高田豊繁君） 町長。

○町長（山 元宗君） 沖縄の化製工業といろいろと中身につきまして検討した結果、中に入れるコンテナの改良とかいろいろなのがございまして、話が少しややこしくなってきましたので、それが解決して提出したということで、大変遅れて申しわけなかったなと思っていますが、次回からはそういうことがないようにしてまいりたいと思います。

○議長（高田豊繁君） 5番、喜山康三君。

○5番（喜山康三君） こういう議案の出し方というのは、出してすぐもらえばいいやという感じの、ある意味議会を軽視した形に私は見受けられるのですよ。少し議会としてもそういうのをチェックし、みんなで話し合う時間もあって、日数もあってやりたいんですよね。是非今からこういう議案の案件、特にこういう売買とかそういう案件に関しては、特に時間的なゆとりを持った形で出されるようお願いしておきます。

早速この内容について質問したいと思いますが、これは前回にも同じようなものがあって、ここに前回のものと今回のもので変更前と変更後の表が出ているのです

が、これをするに当たり産業振興課長、業界の方とこういうことについて打ち合わせをされましたか、会を持たれましたか。

○議長（高田豊繁君） 山下産業振興課長。

○産業振興課長（山下秀光君） これにつきましては、前回喜山議員のありがたいお言葉をいただきまして、私どもの調査不足、勉強不足もありまして、関係機関と相談しまして、鹿児島県ということで鹿児島県ありきのことだけを進めてまいりましたが、御指導のおかげで近隣ということで沖縄にもそういった処理施設があるということで、関係機関一同そういった形で調査を行って話し合いも持ちました。

○議長（高田豊繁君） 5 番、喜山康三君。

○5 番（喜山康三君） いつも歳費の節約だとかということで、受益者負担の原則をできるだけ進めていこうということで当局からも言われていますよね。だから、前に言われたとおり、これをもし全額業界が負担するとなったときに、この計画案を業界が納得するかなということです。行政に出して、行政から全部お抱えでお金を出すから、こういう計画書が出ているのではないかと。これを業界が全額負担してやるとなったときに、もっと節約してもっと創意工夫があったのではないかと。なぜかと言ったら、ここの変更でコンテナ数が増えていますよね。送り先がたしか私は沖縄と聞いているのですが、コンテナのローテーションとかその維持管理、メンテ、あるいはまたそのコンテナがいっぱいになるまで保管するためのヤードも必要になってくると思うのですよ。雨ざらしにしておくわけにもいけないから。その辺のことも考慮したときに、こういう計画の仕方が私はどうもずさんに見えてしょうがない。沖縄のコンテナをローテーションしたときに、どういう感じのローテーションを組んでいますか。それをできるだけ詳しく説明をお願いします。

○議長（高田豊繁君） 山下産業振興課長。

○産業振興課長（山下秀光君） ローテーションにおきましては、以前と変わっているのが外のコンテナ3基は変わりませんが、常設が1基、海上輸送が2基となっています。中身の死亡牛を入れるコンテナが各コンテナに2基ずつということでしたが、今回は大きい仕様ということで中を改造しまして、1基当たり3基を中に入れるコンテナを増設しています。ローテーションとしましては、1基に成牛ですと10頭入りまして、沖縄については子牛も送れるということですので、それが満杯になりましたら送って、2基を常にローテーションで回してやるという形になっています。以上です。

○議長（高田豊繁君） 5 番、喜山康三君。

○5 番（喜山康三君） 1基当たり成牛で10頭輸送できるということになっていますが、輸送するときにも本部港で上げるのか、那覇港で上げるのか、沖縄ですよ。

とした場合に、私が調べた範囲では、結局国頭でも全部そこのもっと南城市に近い方でも、1万8000円か2万円足らずで、たしか搬送料込みでできているという話を聞いているわけですよね。そしたら逆に本部に上げた方が運賃は安いのではないですか。本部から上げて業者に渡した方が与論町としては得ですよ、那覇まで運ぶよりは。それから1基当たり10頭と言いますが、この間のこの会議録では、成牛が年間50頭、子牛が180頭、それを計算すると1基当たり10頭ぐらいになるまで何カ月かかるかということですよ。2カ月余り3カ月近くかかるわけですよ、日数的に言えばね。それが一緒にばっと出てくる可能性もあるわけですが。だからそういうコンテナのローテーションを考えてみても、ちょっとコンテナ数が多すぎるのではないかと。その辺を詰めたかなということが、非常に疑問がありました。それと、今後の課題としては、コンテナの保管庫のヤードが必要だと。これを野ざらしにしてね、これだけのお金を掛けたコンテナを外に野積みして置くのですか。その計画はないですか。だから、そういう形で後々もっと更なる費用がかかりますので、その辺のをトータルして畜産業界の方々ときちんと詰めてあるのかなと。例えばこの費用を与論町が半分負担しますから、半分は業界で持ちなさいということになった場合に、業界の負担が大きくなることになりますよね。畜産業界のきちんとした発展のためにも、経費削減のためにも、この辺の経費のこともどこまで煮詰めてあるか疑問がある。その辺について、後で試算資料、どれだけお金がかかるか、それは提出していただきたい。よろしいでしょうか、議長。それについて課長いかがですか。どの程度ぐらい試算、年間当たり運航運送費からその焼却費、トータルでいくらぐらいのお見積もりをされていますか。このコンテナ以外の費用ね。そこで電気がありますよね、船に入れたときには船の中の電気の使用料もありますよね。ここで置いたときにもヤードに入れたときにも、ここで待機するときの電気使用料もあるし、その辺トータルは試算されていますか。

○議長（高田豊繁君） 山下産業振興課長。

○産業振興課長（山下秀光君） 試算につきましては、ただいまのところ海上運送見積もりと化製場におきます焼却処分料とか、そういったものにはついていますが、電気代とか細かいものは運用してみないとわからない点多々ありますが、大まかな試算としては一応出す予定とはしています。

○議長（高田豊繁君） 5番、喜山康三君。

○5番（喜山康三君） 後でその資料をお願いして、私の質問を終わります。とにかくできるだけ経費を抑えて、それが畜産農家への負担も軽減することになりますから、その辺はきちんとやっていただきたいと。よろしくお願いします。

○議長（高田豊繁君） 山下産業振興課長。

○産業振興課長（山下秀光君） はい、ありがとうございます。

○議長（高田豊繁君） 続きまして、9番、沖野一雄君。

○9番（沖野一雄君） ただいまの喜山議員と課長とのやり取りをお聞きしながら、すみません、単純なところを今一度確認をしたいと思うのですが、後で資料に出てくるかもしれませんが、あえて確認させてください。

コンテナ数がなぜ6基から9基に増えたのかという説明。それからその単価が38万円から49万6000円に増えたという、同じものではなくて先ほどの説明だと、コンテナの内装改造を行ったということ。それは6基のうち、さっき3基と聞こえたのですが、全体9基のうちの3基だけが改造したということであれば、6基はそのまま変わらずということになってくるかなと思ったりして聞いていたのですが、そのあたりの説明をわかりやすく、その単価が変わった理由となぜ増になったのかという理由、シンプルな質問です。わかりやすくお願いします。

○議長（高田豊繁君） 山下産業振興課長。

○産業振興課長（山下秀光君） もともと中に入れるコンテナが6基ございました。コンテナの高さが1メートル60センチほどあったのですが、仕様を変えまして、それを1メートルということで改造をして6基を改造しています。その分低くなった関係上、2段積みできるということで3基が新しいタイプに合わせた形ということで、3基増えまして9基という形になっています。以上です。

○議長（高田豊繁君） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第66号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第66号については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田豊繁君） 討論なしと認めます。

これから、議案第66号、令和2年度与論町死亡獣畜処理センター備品購入（冷凍コンテナ一式）（繰越）に係る物品売買変更契約の締結についてを採決します。

お諮りします。本件は、可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第66号、令和2年度与論町死亡獣畜処理センター備品購入（冷凍コンテナ一式）（繰越）に係る物品売買変更契約の締結については、可決されました。

—————○—————

日程第3 陳情第7号 皆田海岸入口道路（カーブ三叉路箇所）の拡張及び駐車場の整備について（環境経済建設常任委員長報告）

○議長（高田豊繁君） 日程第3、陳情第7号「皆田海岸入口道路（カーブ三叉路箇所）の拡張及び駐車場の整備について」を議題とします。

環境経済建設常任委員長の報告を求めます。

8番、野口靖夫君。

○8番（野口靖夫君） ただいま議題となり、当委員会に付託されました「陳情第7号、皆田海岸入口道路（カーブ三叉路箇所）の拡張及び駐車場の整備について」「陳情第7号の陳情内容訂正に関する陳情訂正申出書第1号について」の審査の経過と結果について御報告いたします。

当委員会は、9月8日水曜日午後3時20分から全委員出席のもと開催し、執行部から建設課長、商工観光課長、環境課長に参与を求め、現地調査を行い、その後委員会室において陳情第7号を審査いたしました。

陳情書の中にも記載していますが、この陳情箇所は風光明媚で美しい景観を有する魅力ある景勝地です。町民の憩いの場としても広く利用され、観光客が美しい自然の魅力を満喫するため、大型バスを利用して訪れる場所でもあります。条件の揃った名所にもかかわらず、勾配の急な坂道の先が見通しの悪い急カーブの三叉路になっており、危険箇所となっていることから観光客の増加に伴い、道路カーブの修正と幅員拡張整備や駐車場整備は当然のこととして望まれるとの全委員の意見でありました。

一方、意見として、

①景勝地の保全の観点から、今回の件を契機として乱開発を進行されないか。

②私有地を買収して駐車場を整備した場合、背後地（農地・民家）の防風防潮対策に問題はないか。

③麦屋漁港やその他漁港等にも見られるように、目的外使用や廃船置場、遊具置場となり、自然景観の破壊につながらないか。

以上のことが懸念されることから、採決採択は時期尚早であり、委員長から陳情者に審査内容を通達してほしいとの意見でありました。

採決の結果、継続審査にすることに決定し、直ちにこの旨を口頭で陳情者に報告することにいたしました。

その後、陳情第7号に関する陳情訂正申出書第1号が令和3年11月19日に受理され、当委員会に12月8日に付託され、直ちに12月8日水曜日午後4時30分から全委員出席のもと、委員会を開催し審議いたしました。

特に駐車場整備に伴う問題が議論され、背後地に防風防潮対策に万全を期すためにも、防風防潮対策用植林帯の確保が重要である。さらに、廃船置場や特定の業者、利用者の占有場所として使用せず、行政機関及び古里自治公民館長の指導に従う旨の誓約書が利用関係者の署名入りで添付されていること等から、懸念事項がおおむね払拭されていると認められます。

よって、採決の結果、陳情の趣旨に賛同できるとして、全会一致で採択すべきものと決定いたしました。

以上で、当委員会に付託されました陳情の審査の経過と結果についての報告を終わります。

○議長（高田豊繁君） 環境経済建設常任委員長の報告を終わります。

環境経済建設常任委員長に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田豊繁君） 質疑なしと認めます。これで環境経済建設常任委員長に対する質疑を終わります。

これから、陳情第7号、皆田海岸入口道路（カーブ三叉路箇所）の拡張及び駐車場の整備について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田豊繁君） 討論なしと認めます。

これから、陳情第7号、皆田海岸入口道路（カーブ三叉路箇所）の拡張及び駐車場の整備についてを採決します。

この陳情に対する委員長報告は、「採択」です。

お諮りします。この陳情は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。

したがって、陳情第7号、皆田海岸入口道路（カーブ三叉路箇所）の拡張及び駐車場の整備については、採択することに決定いたしました。

—————○—————

日程第4 陳情第13号 令和4年度理科教育設備整備費等補助金予算計上について
のお願い（総務厚生文教常任委員長報告）

○議長（高田豊繁君） 日程第4、陳情第13号「令和4年度理科教育設備整備費等補

助金予算計上についてのお願い」を議題とします。

総務厚生文教常任委員長の報告を求めます。

4番、林隆壽君。

○4番（林 隆壽君） ただいま議題となり、当委員会に付託されました「陳情第13号、令和4年度理科教育設備整備費等補助金予算計上について」の審査の経過と結果について御報告いたします。

当委員会は、12月8日水曜日午後4時20分から全委員出席のもと、役場庁舎2階会議室で審査いたしました。

本陳情は、令和4年度理科教育設備整備費等補助金予算計上についてのお願いです。

すでに、小学校・中学校では新学習指導要領が実施されており、理科教育においては「観察・実験」が重要視され、「環境整備に十分配慮すること」の一文が加えられ、理科教育環境整備に対する対応が重要であることが論じられています。

公益社団法人日本理科教育振興協会の調査において、小中高等学校の理科教育環境はまだ十分とは言えない状況にあり、実験準備・観察・実験の実践には、設備器具や薬品や消耗材料の不足、後片付けの時間など現場の教師に係る負担が多い等の指摘が挙げられています。本町の小中学校にも、次年度において、理科教育設備整備費等補助金事業への積極的な取り組みを行い、予算の増額計上を行い、理科教育環境向上に努めることが必要であるとの結論に達し、全会一致で採択することといたしました。

以上で、当委員会に付託された陳情の審査の経過と結果についての報告を終わります。

○議長（高田豊繁君） 総務厚生文教常任委員長の報告を終わります。

総務厚生文教常任委員長に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田豊繁君） 質疑なしと認めます。これで総務厚生文教常任委員長に対する質疑を終わります。

これから、陳情第13号、令和4年度理科教育設備整備費等補助金予算計上についてのお願いについて討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田豊繁君） 討論なしと認めます。

これから、陳情第13号、令和4年度理科教育設備整備費等補助金予算計上についてのお願いについてを採決します。

この陳情に対する委員長報告は、「採択」です。

お諮りします。この陳情は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。

したがって、陳情第13号、令和4年度理科教育設備整備費等補助金予算計上についてのお願いは、採択することに決定しました。

—————○—————

日程第5 議員派遣の件

○議長（高田豊繁君） 日程第5、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。議員派遣の件については、お手元に配りましたとおり、派遣することにしたいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の件は、お手元に配りましたとおり派遣することに決定しました。

—————○—————

日程第6 閉会中の継続審査・調査について

○議長（高田豊繁君） 日程第6、閉会中の継続審査・調査についてを議題とします。

総務厚生文教・環境経済建設・広報常任委員会、議会運営委員会の各委員長から、お手元に配りました申出書のとおり、閉会中の継続審査・調査の申出があります。

お諮りします。各委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査・調査とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査・調査とすることに決定しました。

—————○—————

○議長（高田豊繁君） これで、本日の日程は、全部終了しました。

会議を閉じます。

令和3年第4回与論町議会定例会を閉会します。

ありがとうございました。

—————○—————

閉会 午前10時35分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

与論町議会議長 高 田 豊 繁

与論町議会議員 南 有 隆

与論町議会議員 喜 山 康 三